



2009

日本政策金融公庫
ディスクロージャー誌

2009

日本政策金融公庫——ディスクロージャー誌

目次

1	日本政策金融公庫の概要	1
1	総裁メッセージ	2
2	プロフィール	4
3	主な業務	5
4	経営理念	6
5	業務運営計画(2009年度～2011年度)	7
2	日本政策金融公庫の取組み	9
1	経済危機への対応	10
2	統合効果の発揮に向けた取組み (事業間連携によるマッチングサービス)	13
3	平成20年度(10月～3月)業務概況および決算の概要	15
3	業務の概要	17
1	国民生活事業	18
2	農林水産事業	24
3	中小企業事業	30
4	国際協力銀行(JBIC)	36
5	危機対応円滑化業務	42
6	総合研究所	44
4	業務運営の仕組み	47
1	ガバナンス態勢	48
2	資金調達	59
5	組織・沿革	61
1	組織について	62
2	本店・支店所在地一覧	63
3	日本公庫の沿革	72
資料編		75
1	業務実績	76
2	財務の状況	92
3	参考情報	147
4	日本政策金融公庫法	162

本誌の計数について

1 単位未満の計数

件数および金額の単位未満は原則として切り捨てています(ただし、国際協力銀行の平成19年度以前の金額については四捨五入)。また、比率(%)は表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は内訳を集計した計算と一致しないものがあります。

2 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「-」を表示しています。

1

日本政策金融公庫の概要

1 総裁メッセージ	2
2 プロフィール	4
3 主な業務	5
4 経営理念	6
5 業務運営計画(2009年度~2011年度)	7

総裁メッセージ



日本公庫の発足と経済危機への対応

日本政策金融公庫（以下、日本公庫）は、平成20年10月1日に国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）が統合して誕生しました。

日本公庫が発足してから、早10ヶ月が経過しましたが、この間を振り返ってみますと、世界的な金融危機という状況のなかで、政策金融機関としての日本公庫の役割が重要性を増し、その期待に応えるべく役職員が一体となって取り組んできました。

具体的には、中小・小規模企業向けや農林漁業者向けの融資業務において、「ピンチをチャンスに！公庫に相談だ！」をキャッチフレーズに、皆さまの資金繰り支援に組織一丸となって全力で取り組みました。こうした取り組みの結果、資金繰りに困っている皆さまをサポートするための融資制度「セーフティネット貸付」は、平成20年度下期に前年比2.1倍の伸びとなり、さらに21年度に入っても引き続きご利用は増え、4月から6月は前年比4.5倍と大きく伸びました。

全国の信用保証協会で実施されている緊急保証制度についても、日本公庫が保険を引き受けて制度をバックアップすることで、中小・小規模企業の皆さまの円滑な資金調達に役立っています。

また、国際協力銀行についても、資源の安定確保に向けた取組みに加えて、国際金融秩序の混乱に対処し、日本企業の輸出や海外事業等を支援するための業務のほか、世界的な金融危機に対する取組みとして、国際的な金融システムの安定化や貿易金融支援などに取り組んでいます。

一方、主務大臣により「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等が危機認定されたことを受け、危機対応円滑化業務を実施しました。この業務は、主務大臣が指定する金融機関に対して日本公庫が一定の信用供与を行うことで、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進するものです。

このように、100年に1度といわれる経済危機のなか、日本公庫は、旧機関から引き継いだ政策金融機関としての機能を余すところなく発揮し、政策金融を機動的に実施しています。

日本公庫の経営理念

日本公庫は、基本理念に「政策金融の的確な実施」と「ガバナンスの重視」を掲げています。国の政策のもとで、民間金融機関では対応がむずかしい分野を補完し、政策金融を機動的に実施します。また、日本公庫は、国が株式の100%を常時保有する、特別の法律に基づく株式会社であり、株式会社の仕組みを活用して、透明性の高い効率的な事業運営に努め、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

また、活動指針として「お客さまサービスの向上」「国民経済・国際経済発展への貢献」「地域活性化への貢献」「環境問題への対応」「働きがいのある職場づくり」の5項目を定めています。

業務運営計画(2009年度～2011年度)

平成21年度は、経営理念をより具体化した経営方針と業務運営計画を定めました。

経営方針としては4つの方針を掲げていますが、大きく2つに分けることができます。すなわち、①世界規模の不況に政策金融機関として全力をあげて対応するため、日々の仕事を強化していく、②ガバナンスの強化と組織のスリム化により統合による一体性と各事業の独立性をより強固にしていく、ということです。

業務運営計画はこの経営方針を受けて「政策資金の円滑な供給及び充実したお客さまサービスの提供」「組織・業務の合理化・効率化」「人材育成・能力開発」を掲げており、これらを着実に実行していくことが重要と考えています。

平成20年度下半期決算(10月～3月)

平成20年度における当期経常利益は、6,640億円の損失となりました。これは、国際協力銀行が199億円の経常利益を計上した一方で、経常費用として、①信用保険業務において、信用保証協会の代位弁済の増加により保険金4,270億円を計上したこと及び保険契約準備金繰入額3,581億円を計上したこと、②融資業務において、企業業績の悪化に伴う貸出資産の劣化等により貸倒引当金繰入額878億円を計上したこと、が主な要因としてあげられます。

これらの損失については、政府の政策を実施するにあたって必要なコストであると認識しており、現在の経済情勢における政府の経済対策を確実に実施していく日本公庫の姿勢に変わりはありませんが、経営理念にも掲げているとおり、今後一層透明性の高い効率的な事業運営に努め、国民の皆さまに対する説明責任を果たします。

シナジー効果を発揮して更なる支援を

日本公庫は、旧機関が培ってきた専門性を活かしつつ、統合効果の発揮にも努めます。具体的には、それぞれの事業本部等が有するノウハウ・情報等を相互に活用し、お客さまの販路・仕入先の拡大などを支援するビジネスマッチングや農商工連携の推進、事業の国際化の支援など、シナジー効果を発揮した幅広いサービスの提供に努めます。

そして、お客さま一人ひとりの声を大切にして、地域経済、国民経済、国際経済の成長・発展に貢献していくことを目指します。

今後とも皆さまの一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

総裁 安住 祥策

プロフィール

名称

株式会社日本政策金融公庫（略称:「日本公庫」）

発足年月日

平成20年10月1日

根拠法

株式会社日本政策金融公庫法

本店

東京都千代田区大手町1-9-3

総裁

安居 祥策（やすい しょうさく）

資本金等

資本金 2兆4,521億円

準備金等 1兆4,726億円（平成21年3月末現在）

支店等

国内 152支店

海外駐在員事務所 19ヵ所

職員数

8,107人（平成21年度予算定員）

総融資残高

国民生活事業 7兆5,392億円

農林水産事業 2兆7,583億円

中小企業事業 5兆6,393億円（融資業務）

国際協力銀行 7兆2,806億円（出融資残高）

危機対応円滑化業務 1兆4,301億円
（平成21年3月末現在）

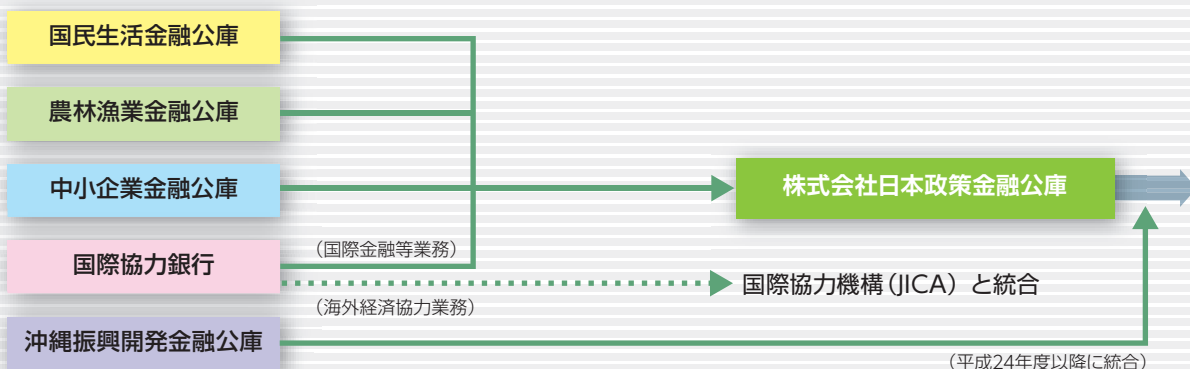
日本政策金融公庫の発足

日本公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）が統合して、平成20年10月に発足しました。

【日本政策金融公庫への移行】

〈平成20年9月30日以前〉

〈現在〉



日本公庫発足のポイント

● 公共性の高い株式会社

日本公庫は、政府がその株式のすべてを常時保有すると法定されている公共性の高い株式会社です。

株式会社の形態をとるのは、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して透明性の高い効率的な事業運営を行うためです。

● 権利義務の承継

日本公庫は、統合4機関の一切の権利義務を承継しています。各機関の融資などを利用されていた方および各機関が発行した債券を所有されている方の利益が損なわれることはありません。

● 幅広いサービスを提供

日本公庫では、統合4機関の専門性を活かし、ノウハウを共有して、ビジネスマッチングや農商工連携の推進、事業のグローバル化支援など、幅広いサービスを提供します。

主な業務

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下の機能を担うことにより、日本および国際経済社会の健全な発展ならびに国民生活の向上に寄与することを目的とする政策金融機関です。

- 国民一般、中小企業者および農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能（国内金融業務）
- 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持・向上を図るための金融の機能（国際金融業務）
- 内外の金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するために必要な金融の機能（危機対応円滑化業務）

日本政策金融公庫の主な業務



経営理念

基本理念

● 政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

● ガバナンスを重視します。

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

活動指針

お客さまサービスの向上

- 商品・サービスの質を高め、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応することにより、お客さまの信頼に応えます。
- 政策金融の各分野のノウハウ・情報を相互に活用することにより、付加価値を創造します。

国民経済・国際経済発展への貢献

- 国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献します。
- 我が国にとって重要な資源の確保や、我が国産業の国際競争力の維持・向上を通じて、我が国及び開発途上地域の持続可能な発展に貢献します。
- 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処します。

地域活性化への貢献

- 地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献します。

環境問題への対応

- 環境に配慮した企業活動に努め、環境問題への対応に寄与する業務を行うことを通じて、社会に貢献します。

働きがいのある職場づくり

- 社員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高め、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる、働きがいのある職場をつくります。

業務運営計画（2009年度～2011年度）

日本公庫では、2008年10月の設立時に策定した経営理念（基本理念・活動指針）の下、2009年3月17日の取締役会において、2009年度以降の経営方針、業務運営計画を策定しました。

経営方針

- (1) 政策実施機関として、政策金融を機動的かつ効率的に実施します。特に、2009年度は、世界規模の不況に対応して、国内の中小・小規模企業/事業者及び農林水産企業/事業者に対する金融を強化します。
- (2) 海外での重要な資源の確保やわが国産業の国際競争力の維持・向上並びに国際金融秩序の安定に向けての金融を強化します（大企業等の資金調達困難化への特例対応も行います）。
- (3) コーポレート・ガバナンスを重視し、体制を整備・強化します。
- (4) 日本公庫としての一体性と各事業の独立性を包含した経営体制を実現・推進します。

業務運営計画

- ◆ 国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、政策金融を機動的に実施します。
- ◆ 株式会社のガバナンスの仕組みを活用して、透明性の高い効率的な事業運営に努め、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

政策資金の円滑な供給及び充実したお客さまサービスの提供

4つの政策金融機関を統合した新たな政策金融機関として、その総合力を発揮し、政策資金の円滑な供給及び充実したお客さまサービスの提供に努めます

政策金融として資金を安定供給します

- (1) 政策金融としてお客さまにタイムリーかつ円滑に資金を供給します。
- (2) 国際部門においては、日本にとって重要な資源の開発及び取得、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する事業に対し適切かつ機動的に資金を供給します。

危機や緊急経済対策等の喫緊の特定・重点的政策に対応し、機動的に資金を供給します

- (1) セーフティネット機能を発揮し、経済、金融環境の悪化の中で資金繰りにお困りのお客さまへの万全な支援を行います。また、災害等の影響を受けられたお客さまの資金ニーズにも的確に対応します。
- (2) 国際金融秩序の混乱への対処など、危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務を実施します。

充実したサービスや情報を提供します

常にお客さまのニーズの把握に努め、サービスを拡充します。

- (1) ビジネスマッチングの推進
各事業本部/IBCが有するノウハウ・情報を相互に活用し、連携体制を確立することにより、お客さま同士の引き合わせ、有益な情報提供を行います。

(2) 経営相談のサービス拡充

お客さまのニーズに応えられる高度な見識を持つための教育制度を充実させることにより、経営相談のサービス拡充を図ります。

(3) 海外進出企業へのサービス

中小企業事業本部等からJBICへのお客さま紹介、海外現地政策金融機関との連携、海外現地法人への情報提供・課題解決支援を推進します。

(4) 新しい施策アイデアを生むための体制の整備

各事業本部/JBICが連携して取り組んでいく体制を整備することにより、効果的な施策の実行に寄与するための新商品やお客さまのニーズに対応する新たな支援ツールを企画・提供します。

民間金融機関の補完に努めます

民間金融機関や地域の諸機関と連携して、お客さまへのサービスを提供します。

組織・業務の合理化・効率化

組織・業務の合理化・効率化を進めることにより、お客さまのご要望に、より適時・的確に対応できる体制を整えます

組織、業務のやり方、職務権限・責任を統一的な考え方に基づいて見直し、BPR手法により事務・業務を合理化、簡素化します

- (1) 職務権限と責任を明確化します。
- (2) 仕事のやり方を見直し効率化を図ります。
- (3) 意思決定の透明化・迅速化を図ります。
- (4) 管理部門事務の統合（一元化）を進めます。

計画的・整合的なシステム開発を推進します

- (1) グループウェアの統合化をはじめとして、共通するシステムのインフラを整備します。
- (2) 顧客情報の共有化など、共通する業務のシステムを整備します。
- (3) システム部門の業務の合理化・効率化を推進します。

人材育成・能力開発

職員一人ひとりの能力・やる気を更に高め、お客さまからより信頼いただける公庫を目指します

能力主義・成果主義を取り入れた人事・給与制度を確立します

職務（責任）と業績に応じた給与体系への変更や透明かつ公正な能力・業績評価の導入に取り組みます。

職場における女性の活躍を推進します

総裁を本部長とする女性活躍推進本部やその諮問機関としての女性活躍推進委員会を設置し、女性活躍推進に向けての対策を順次実施していきます。

2 日本政策金融公庫の取組み

1 経済危機への対応	10
2 統合効果の発揮に向けた取組み (事業間連携によるマッチングサービス)	13
3 平成20年度(10月～3月)業務概況および決算の概要	15

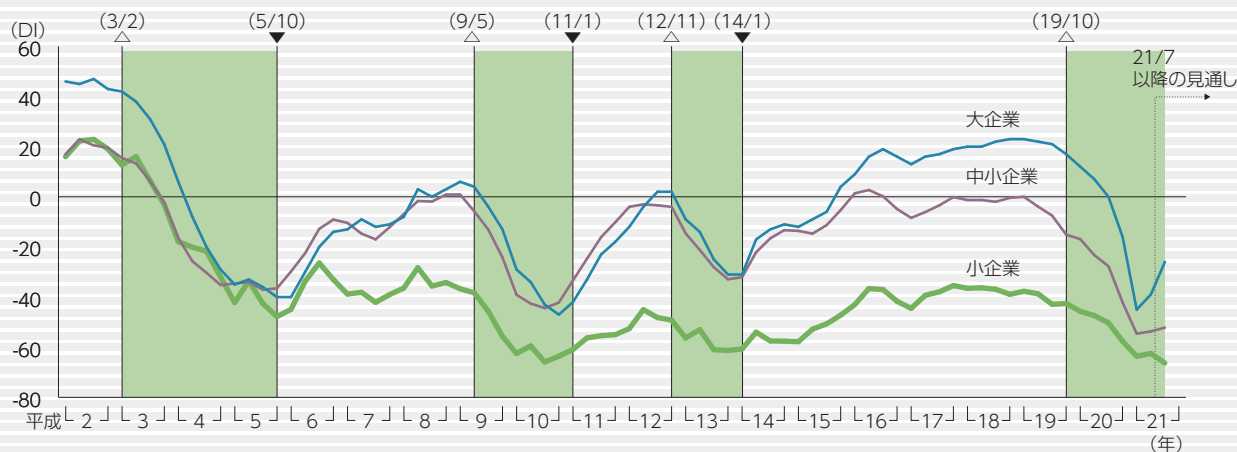
経済危機への対応

平成20年度においては、世界金融危機と世界同時不況のなかで、わが国経済もまた内需の停滞と外需の急減速に直面し、金融環境も厳しいものとなりました。政府は3度にわたる経済対策を実施し、日本公庫も政策金融機関として、旧機関から引き継いだ機能を余すことなく発揮し、日本経済を支えました。

景気の後退

平成20年秋以降、金融危機の影響により景気の後退が鮮明となりました。中小企業、小規模企業の業況はいっそう悪化し、資金繰りも厳しい状況が続いています。

【業況判断DIの推移】

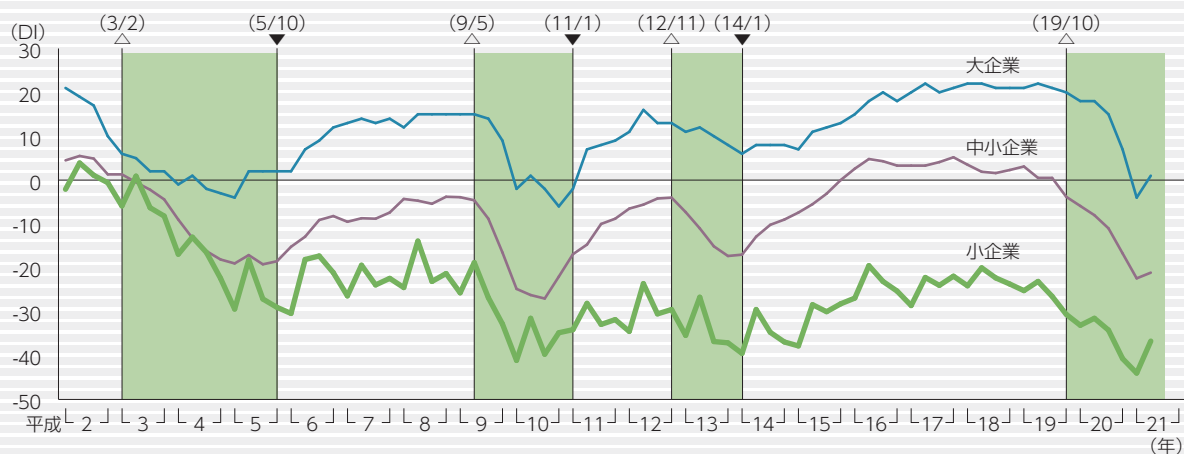


（資料）小企業、中小企業は日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、大企業は日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

（注）1 DIは「良い」企業割合-「悪い」企業割合（大企業、小企業）、「好転」企業割合-「悪化」企業割合（中小企業、季節調整値）。

2 小企業は原則従業員20人未満、中小企業は原則従業員20人以上、大企業は資本金10億円以上。

【資金繰りDIの推移】



（資料）小企業、中小企業は日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、大企業は日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

（注）DIは、前期比で「好転」-「悪化」企業割合（小企業）、前年同期比で「好転」-「悪化」企業割合（中小企業、季節調整値）、「楽である」-「苦しい」企業割合（大企業）

中小・小規模企業や農林漁業者向けの資金繰り支援（セーフティネット貸付）

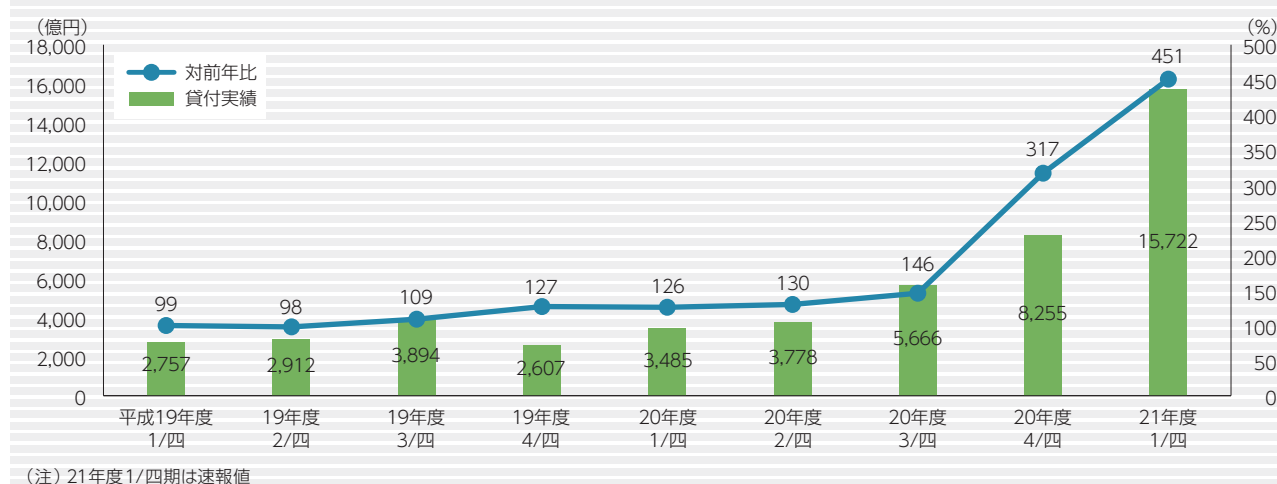
日本公庫はセーフティネット機能を機動的に発揮し、経営環境の悪化により資金繰りに困難を来している中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまの資金繰りを「セーフティネット貸付」により支援しています。

日本公庫では、セーフティネット貸付をより多くの皆さまにご利用いただくため、年末・年度末にかけて制度説明

会など全国規模での広報活動を集中的に実施するとともに、休日相談窓口を設置するなど相談態勢を強化しました。

セーフティネット貸付の実績は、平成20年度下期において対前年同期比2.1倍に伸び、平成21年度の第1四半期(4月～6月)は同4.5倍となっています。

【セーフティネット貸付融資実績(国内3事業合計)】



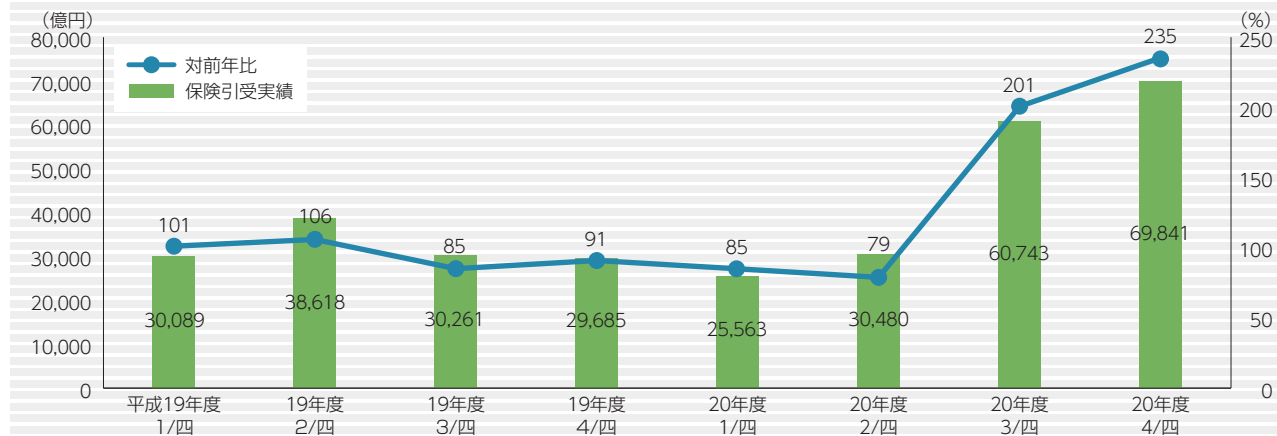
信用保険制度により信用保証をバックアップ

政府の経済対策に基づき「緊急保証制度」が平成20年10月31日から全国の信用保証協会で実施されていますが、この緊急保証についても日本公庫が保険を引受けることで、中小・小規模企業の皆さまの円滑な資金調達に貢

献しています。

保険引受実績は、緊急保証制度の創設以降、大幅に増加しており、平成20年度下期は、対前年同期比218%の13兆584億円となっています。

【保険引受実績の推移】



日本企業の輸出および海外事業への支援

国際協力銀行では、国際金融秩序の混乱に対処し、日本企業の輸出および海外事業等を支援するための業務のほか、世界的な金融危機に対する取組みとして、各種支援を実施しました。

【海外事業支援緊急業務の実施状況】（平成21年7月31日時点）

	件数(件)	実績(億円相当)
開発途上国向け	47	4,474
先進国向け	40	10,513

(注)1 平成22年3月までの時限措置として、①国内大企業を通じた途上国事業に対する貸付、②途上国向け輸出のためのサプライヤーズ・クレジット、③日本企業の先進国事業に対する貸付および保証にかかる業務を行っています。
2 承諾件数および承諾実績を計上

▶ その他金融危機関連業務

- ① 途上国銀行資本増強ファンドに対する出融資（国際金融公社(IFC)との協調）
- ② 貿易金融支援（アジアを中心とした途上国金融機関向け、2年間で15億ドルの融資）
- ③ アジア諸国に対する5,000億円相当のサムライ債発行支援ファシリティ
（インドネシア向けに15億ドル相当円のサムライ債保証等の実施に関する契約に調印）
- ④ 環境投資支援イニシアティブ（2年間程度で50億ドル程度）

危機対応円滑化業務の実施

危機対応円滑化業務とは、主務大臣が認定する危機発生時において、日本公庫が指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）に対して一定の信用供与を行うものです。指定金融機関は、日本公庫からの信用供与を受け危機対応業務を行い、危機に対処するために必要な資金の供給を行います。

平成20年度においては、主務大臣により「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等が危機認定されたことを受け、日本公庫は、危機対応円滑化業務を実施しました。

平成20年度における危機対応円滑化業務の実績は、ツーステップローンが1兆4,301億円、損害担保が3,452億円となっています。

統合効果の発揮に向けた取組み（事業間連携によるマッチングサービス）

日本公庫は、旧4機関が担ってきた役割や業務を承継し、それぞれの分野における政策金融を的確に実施することを基本としつつ、各事業の専門性を活かし、ノウハウとネットワークを活用することで、利用者へのサービスの向上を図っています。

また、統合効果を最大限に発揮するため、平成20年11月に企画管理本部ならびに各事業本部および国際協力銀行で構成するプロジェクトチームをテーマごとに設置して検討を実施し、その結果を踏まえて、具体化に向けて取り組んでいます。

融資等の専門ノウハウの融合

専門ノウハウを有する日本公庫の各事業本部および国際協力銀行が連携して、業種や事業の垣根を越えた新たな取組みに対してご融資しています。

マッチング事例（農工商等連携）

- 山梨県内にて農薬使用を最低限に抑えた桃、すもも、柿等の果樹を栽培する株式会社なかむらと、清里高原の新鮮な生乳を加工する有限会社清里ミルクプラントとが連携し、完熟フルーツ入りアイスクリームを開発。
- 両社は「農工商等連携促進法」に基づく「農工商等連携事業計画」の認定を受け、甲府支店（国民生活事業）が有限会社清里ミルクプラントに県内初となる農工商連携支援融資（制度名：新事業活動促進資金＜農工商等連携関連＞）を実施。また、同支店（農林水産事業）は株式会社なかむらの農業経営に必要な資金を融資。

【事業のスキーム】



ネットワークの融合

統合前は各機関が開催していた商談会やセミナー等を、日本公庫の各事業本部および国際協力銀行が連携して開催しました。参加したお客さまは、日本公庫の各事業本部等のネットワークを横断的に活用してビジネスチャンスを拡大させています。

	名 称	開催日	開催内容	連携内容
全 国	アグリフードEXPO 2009大阪 	平成21年2月4日、5日	国産農産物の展示商談会。225社が出展し、来場者は昨年の約3倍にあたる9,047名、商談件数は16,193件	農林水産事業が開催し、国民生活事業および中小企業事業のお客さまも出展
	新発見!十勝の食 	平成20年10月29日	北海道十勝の「食」を切り口に地域産品のブランド化や十勝産業の発展について、講演会、地元野菜の試食会、パネルディスカッション等を開催	帯広支店国民生活事業と農林水産事業が開催（帯広市共催）
地 域	JFC長崎農商工相談会 	平成21年1月22日、23日	長崎県内の農業者、水産業者、食品業者計38社が東京、大阪、神戸の生協と長崎県産品の商談を実施	長崎支店、佐世保支店の国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業が開催
	不況をのりきるIT経営のススメ!	平成21年2月5日、6日、10日、12日	福島県内4か所の会場において、福島県中小企業IT経営啓発支援協議会が日本公庫、各地の商工会議所と連携して開催	国民生活事業および中小企業事業のお客さまが参加
海 外	タイ取引先現地法人交流会	平成21年3月10日	タイに進出しているお取引先の現地交流会（バンコク）	中小企業事業が開催し、国際協力銀行が講演

インターネットマッチングサイトの運営

サイト名	内 容
ビジネスマッチングゲート(国民生活事業) http://match.k.jfc.go.jp/	インターネットで全国規模のビジネスチャンスを提供し、販売先、仕入先の開拓をお手伝いするサイト（平成21年1月サービス開始）
アグリフードEXPOインターネットマッチング(農林水産事業) http://www.afc.jfc.go.jp/matching	国産ブランドを担い、魅力ある商品作りに取り組んでいる売りたい人（農林水産業者）、地元産品を活用した多様なこだわり食品を製造する売りたい人（食品メーカー等）にインターネットで日本全国を対象とした販路拡大の機会をご提供（平成20年7月リニューアル）

平成20年度（10月～3月）業務概況および決算の概要

平成20年度（10月～3月）の業務概況

平成20年度における日本の経済は、平成20年9月のリーマン・ショックを契機とした世界的な金融危機に直面し、海外需要の急激な減速に伴う輸出産業の生産の大幅な縮小、雇用や所得環境の急激な悪化による個人消費の低迷など、「戦後最悪、最大の経済危機」と言われる厳しい状況となりました。

日本公庫においては、セーフティネット貸付などの推進、緊急保証制度創設に伴う信用保険利用の伸長への対応、危機対応円滑化業務および海外事業支援緊急業務の実施に加え、中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまの資金

繰りに関するご相談に迅速かつきめ細かく対応するための相談態勢の強化等により、政府系金融機関としてセーフティネット機能の発揮に努めました。

さらに、ビジネスマッチングや農商工連携の推進、グローバル化の支援など、統合によるシナジー効果を発揮した幅広いサービス提供にも努めました。

その他、政策金融の機動的な実施や透明性の高い効率的な事業運営に努め、自律的な組織を目指すため、平成21年度以降の経営方針及び業務運営計画を策定しました。

平成20年度（10月～3月）決算概要

1 損益の状況

平成20年度（20年10月～21年3月）における当期経常利益は、6,640億円の損失となりました。

これは、国際協力銀行が199億円の経常利益を計上した一方で、経常費用として、①信用保険業務において、信用保証協会の代位弁済の増加により保険金4,270億円を

計上したことおよび保険契約準備金繰入額3,581億円を計上したこと、②融資業務において、企業業績の悪化に伴う貸出資産の劣化等により貸倒引当金繰入額878億円を計上したことが、主な要因としてあげられます。

【損益計算書（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）】

（単位：億円）

		経常収益	経常費用	経常利益（▲損失）	当期純利益（▲純損失）
株式会社日本政策金融公庫（総括）		3,817	10,458	▲6,640	▲6,554
国民生活事業（国民一般向け業務勘定）		872	1,062	▲190	▲187
農林水産事業（農林水産業者向け業務勘定）		393	406	▲13	0
中小企業事業	中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定	645	915	▲270	▲269
	中小企業者向け証券化支援買取業務勘定	3	5	▲2	▲2
	信用保険等業務勘定	918	7,247	▲6,328	▲6,328
国際協力銀行（国際協力銀行業務勘定）		977	778	199	268
危機対応円滑化業務（危機対応円滑化業務勘定）		9	43	▲34	▲34

2 資産の状況

資産の部合計は28兆20億円で、その大部分は貸出金です。

純資産の部合計は、当期損失6,554億円を計上しましたが、一次補正、二次補正合わせて9,721億円の出資金を受け入れ、2兆8,805億円となりました。

【貸借対照表（平成21年3月31日現在）】

（単位：億円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金預け金	16,172	借入金	159,905
買現先勘定	114	短期社債	2,998
有価証券	496	社債	57,726
貸出金	240,049	寄託金	367
その他資産	7,493	保険契約準備金	10,178
有形固定資産	2,846	その他負債	1,027
無形固定資産	105	賞与引当金	58
支払承諾見返	16,920	役員賞与引当金	0
貸倒引当金	▲4,178	退職給付引当金	2,002
		役員退職慰労引当金	0
		補償損失引当金	30
		支払承諾	16,920
		負債の部合計	251,215
		資本金	24,521
		資本剰余金	14,726
		利益剰余金	▲12,152
		評価・換算差額等合計	1,709
		純資産の部合計	28,805
資産の部合計	280,020	負債及び純資産の部合計	280,020

（単位：億円）

	期首(平成20年10月1日)	期末(平成21年3月31日)	差異
資産の部合計	254,784	280,020	25,236
負債の部合計	230,856	251,215	20,358
純資産の部合計	23,928	28,805	4,877

3 業務の概要

1 国民生活事業	18
2 農林水産事業	24
3 中小企業事業	30
4 国際協力銀行(JBIC)	36
5 危機対応円滑化業務	42
6 総合研究所	44

国民生活事業

1. 業務の概要

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、小規模企業の皆さまへの事業資金融資やお子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

数多くの小規模企業への小口融資

- 融資先数は113万企業になります。
- 1企業あたりの平均融資残高は575万円です。
- 融資先企業の約9割が従業員9人以下の小規模企業です。

セーフティネット機能を発揮

- セーフティネット貸付の融資実績(件数)は前年比1.5倍となりました。

創業企業を支援

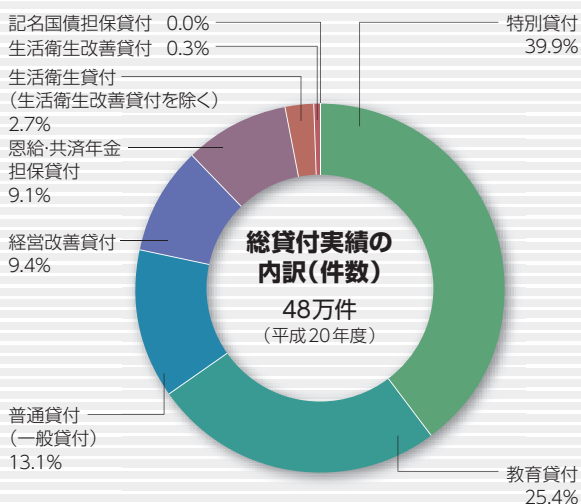
- 創業企業(創業前および創業後1年以内)への融資は年間2万企業となります。

地域活性化を支援

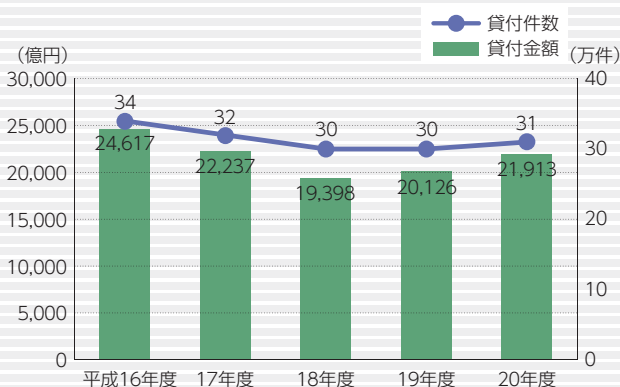
- 地域資源の活用や農商工連携を支援しています。
- 中心市街活性化・商店街活性化を支援しています。

国民生活をサポート

- 国の教育ローンは年間約12万件のご利用をいただいています。
- 恩給や共済年金などを担保とする融資は住宅などの資金や事業資金に幅広くご利用いただいています。



【事業資金の貸付実績の推移】



2. 業務の特徴

小規模企業金融の担い手です。

事業資金の融資先数は113万企業にのぼります。小口融資が主体で、1企業あたりの平均融資残高は575万円です。

(平成20年度末)

	日本公庫 国民生活事業	信用金庫計 (279金庫)	国内銀行計 (146行)
融資先企業数	113万企業	122万企業	225万企業
1企業あたりの 平均融資残高	575万円	3,481万円	8,073万円

(資料) 日本銀行ホームページ

(注) 1 日本公庫国民生活事業の数値は、普通貸付および生活衛生貸付の融資先企業の合計です。

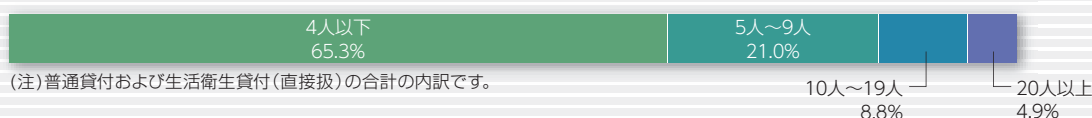
2 国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行などです。

3 信用金庫および国内銀行の数値には、個人向け(住宅、消費、納税資金など)、地方公共団体向け、海外円借款、国内店名義現地貨を含みません。

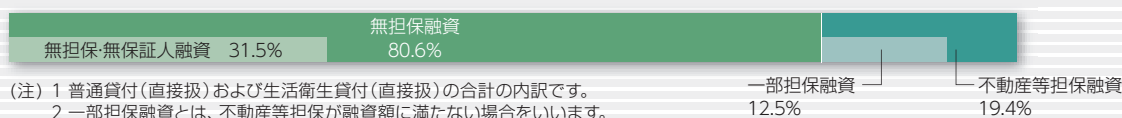
融資先の約9割が従業者9人以下であり、約半数が個人企業となります。

無担保融資の割合は全体の8割(件数)、無担保・無保証人融資の割合は全体の3割(件数)となっています。

【従業者規模別貸付構成比(件数)】 (平成20年度)



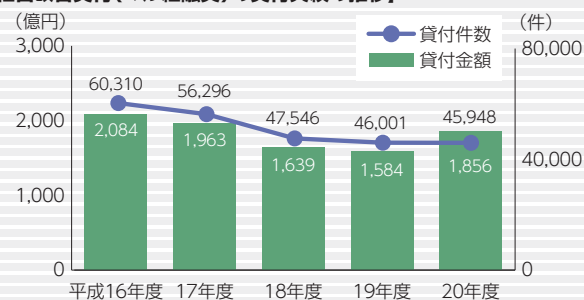
【担保別貸付構成比(件数)】 (平成20年度)



▶ 商工会議所・商工会と連携

国民生活事業は全国各地域の商工会議所・商工会と密接に連携し、経営改善貸付などを通じて小規模企業の皆様の経営改善を支援しています。

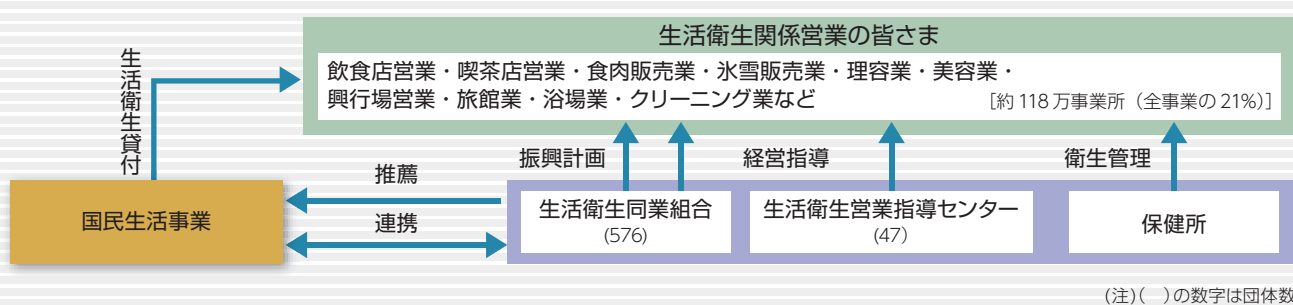
【経営改善貸付(マル経融資)の貸付実績の推移】



▶ 生活衛生同業組合等と連携

国民生活事業は生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターなどと連携して生活衛生関係営業の皆様の衛生水準の維持・向上を支援しています。生活衛生貸付は、融資先の大半が従業者4人以下の事業者であり、また約8割が個人企業となっています。

【生活衛生関係営業の皆さまを支援する仕組み】



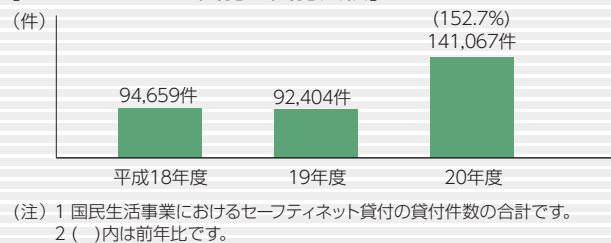
セーフティネット機能を発揮しています。

セーフティネット貸付は、社会的、経済的な変化により売上や収益が減少した方、取引金融機関が経営破たんした方または取引企業が倒産した方などを対象とした融資制度です。

平成20年度は「安心実現のための緊急総合対策」、「生活対策」等の政府の経済対策に基づく制度内容の拡充などにより、融資実績(件数)は1.5倍になりました。

災害の発生、大型の企業倒産、原油価格の上昇などの不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた小規模企業の皆さまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に対応しています。

【セーフティネット貸付の貸付実績】



【現在設置中の主な特別相談窓口】

窓口名	設置年月
山口・福岡県における大雨災害に関する特別相談窓口	平成21年7月
新型インフルエンザ関連中小企業金融支援対策特別相談窓口	平成21年5月
「生活対策」中小企業金融緊急特別相談窓口	平成21年1月
平成20年岩手・宮城内陸地震災害に関する特別相談窓口	平成20年6月

創業・再チャレンジ・第二創業を支援しています。

▶ 創業支援

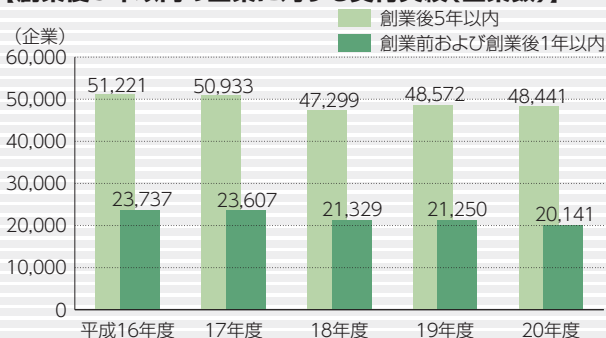
営業実績が乏しいなどの理由から一般の金融機関から融資を受けることが困難な場合が多い創業企業に対して積極的に融資を行い、支援しています。

平成20年度の創業後5年以内の企業への融資実績は48,441企業となりました。そのうち創業前および創業後1年以内の企業に対する融資実績は20,141企業になりました。これにより8万人強^(注)の雇用創出がなされたと考えられます。

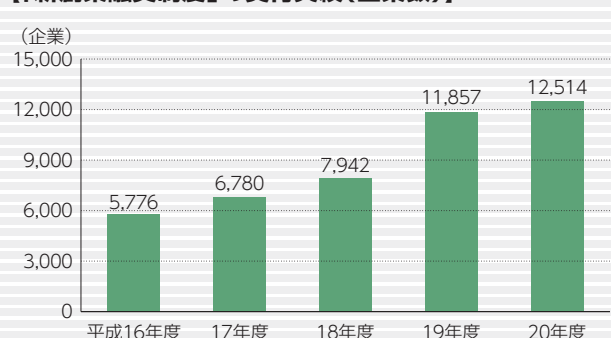
(注) **20,141企業×平均従業者数4.1人^(※) = 82,578人**

(※) 日本公庫「新規開業実態調査」(2008年度)による創業時点での平均従業者数

【創業後5年以内の企業に対する貸付実績(企業数)】



【「新創業融資制度」の貸付実績(企業数)】



(注) 「新創業融資制度」は、新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方に対して、無担保・無保証人で融資する制度です。

▶ 再チャレンジ・第二創業を支援

また、創業に再チャレンジする方や、経営多角化・事業転換等により新たな事業活動にチャレンジする、いわゆる「第二創業」を図る方を支援しています。

再チャレンジ支援の融資実績(再挑戦支援資金)

954件

(平成20年度)

第二創業支援の融資実績(新事業活動促進資金)

3,308件

(平成20年度)

▶「挑戦支援融資制度」による支援

新規性のある技術・ノウハウなどを活かして、新事業を立ち上げたものの、事業が軌道に乗るまでにある程度の期間を必要とするなど、中長期的な事業計画を策定し、地域経済を活性化させる事業に取り組む小規模企業の皆さまを支援します。

「挑戦支援融資制度」の融資実績

32件

(平成21年2月～6月)

創業支援センター、ビジネスサポートプラザを設置し、創業・第二創業の支援機能を強化しています。

【こくきん創業支援センター】

- 全国17地区に設置しています。
- 専門の担当者がビジネスプランの作成段階からご相談に応じています。
- 日中のご来店が難しい方のため、「夜間相談」を実施しています。
- 各地域の創業支援機関などとの連携によりお客さまへタイムリーな支援を行っています。

【主な連携先】

中小企業基盤整備機構、中小企業支援センター、地方公共団体、公的インキュベーション施設、大学、NPO関連団体など

【こくきんビジネスサポートプラザ】

- 東京、名古屋および大阪の3地区に設置しています。
- 創業予定の方や公庫を利用されたことがない方などを対象に、予約制の相談を実施しています。
- 平日のご来店が難しい方のため、「土曜・日曜相談」を実施しています。

(注)「日曜相談」は、毎月第1・3日曜日に「こくきんビジネスサポートプラザ 東京」で実施しています。

国民生活事業ホームページ「こくきん創業支援センター」「こくきんビジネスサポートプラザ」コーナーにおいて、地域の創業・第二創業に関する情報を発信しています。

【設置地区】 (平成21年8月現在)



(注) 東京、名古屋および大阪には、「こくきん創業支援センター」と「こくきんビジネスサポートプラザ」が併設されています。

販路開拓支援などを目的に「ビジネスマッチングゲート」を開設しています。



▶販売開拓を支援

販路開拓支援などを目的に、ホームページ上に「ビジネスマッチングゲート」(<http://match.k.jfc.go.jp/>)を開設しています。国民生活事業のお客さまが商品(製品)やサービスの広告宣伝などを全国規模で行うことができる「場」を提供しています。

平成21年7月末時点で、1,948件のユーザー登録があり、商品(製品)・サービスのPR記事が937件掲載されています。

地域活性化を支援しています。

▶ 地域資源の活用や農工商連携を支援

「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方や「農工商等連携事業計画」の認定を受けた方を対象とした融資制度を通じて地域活性化を支援します。

「地域産業資源活用事業計画」認定企業への融資実績

93件

「農工商等連携事業計画」認定企業への融資実績

13件

(平成20年度)

▶ 中心市街地活性化・商店街活性化を支援

「企業活力強化資金」「食品貸付」による融資や情報提供を通じて、中心市街地活性化・商店街活性化に取り組む皆さまを支援します。

中心市街地関連地域において事業を営む方への融資実績

10,897件

(平成20年度)

(注) 企業活力強化資金の中心市街地関連地域における融資実績と食品貸付の認定中心市街地などにおける融資実績の合計です。

▶ 地域金融機関と連携

創業支援分野などで地域密着型金融(リレーションシップバンキング)の機能強化に取り組む地域金融機関などとの連携を強化しています。

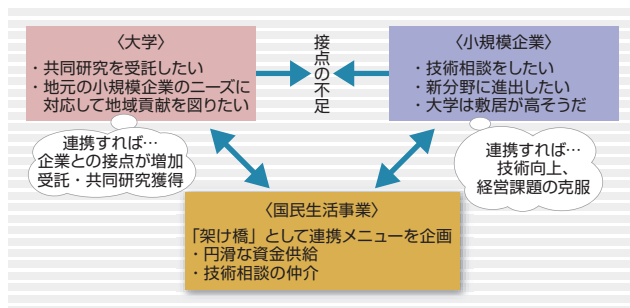
▶ 産学連携を支援

小規模企業からの技術相談の大学への取次ぎや大学発ベンチャー企業への融資などを通じて、産学連携をサポートします。

産学連携に関する覚書を締結した大学

37大学

(平成20年度末現在)



▶ 企業再建・事業承継を支援

お客さまの経営状況に応じた返済条件の緩和や融資を通じて経営の立て直しを後押しし、企業再建を支援します。また、事業を承継するお客さまへの融資を通じて、事業承継の円滑化を支援します。

企業再建を図る方・事業を承継する方への融資実績

(企業再建・事業承継支援資金) **171件**

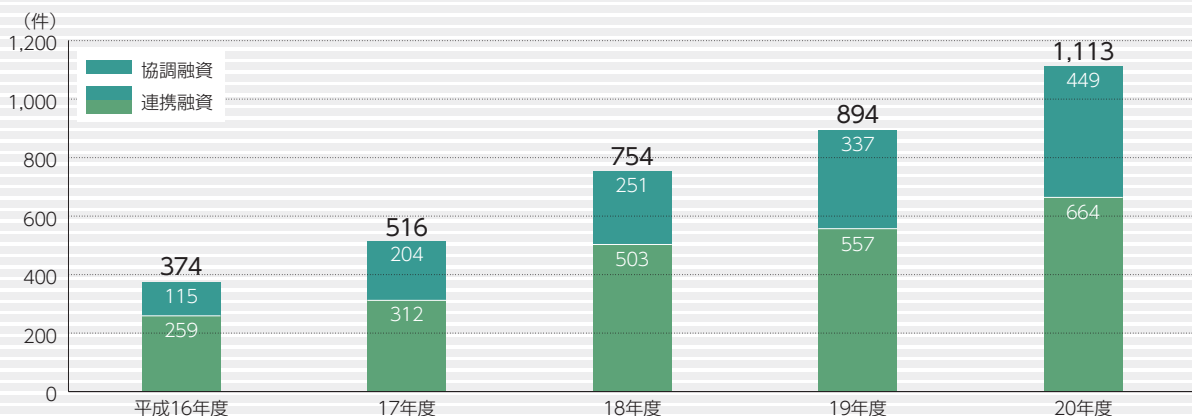
(平成20年度)

【業務連携の覚書を締結した金融機関数】

(平成20年度末現在)

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	合計
金融機関数 (全機関数)	1 (5)	26 (65)	28 (44)	230 (279)	128 (162)	413 (555)

【連携融資実績】

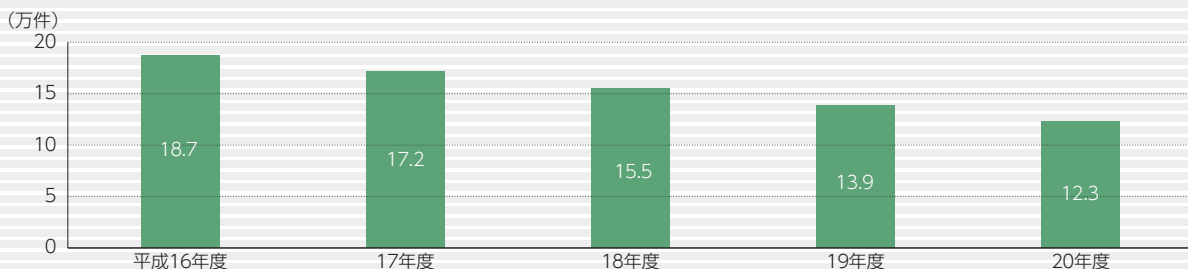


(注) 協調融資とは、国民生活事業が地域金融機関などと協調して融資した実績です。

教育ローンを通じて入学資金などを必要とする皆さまを支援します。

教育に関する家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るため「国の教育ローン」（教育貸付）を取り扱っています。「国の教育ローン」は平成20年度において年間約12万件のご利用をいただいております。このうち母子家庭への融資実績は約1万4千件となります。

【「国の教育ローン」の貸付実績(件数)】



(注) 1 平成21年8月3日から、「国の教育ローン」の融資限度額および返済期間が以下のとおり拡充されました。
2 平成20年10月から、「国の教育ローン」をご利用いただける方の年収の上限額が以下のとおり変更となりました。

▶「国の教育ローン」の融資制度の改正

【融資額および返済期間を拡充(平成21年8月3日～)】

	拡充後	拡充前
ご融資額	学生・生徒お1人につき300万円以内	学生・生徒お1人につき200万円以内
ご返済期間	15年以内 (交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内)	10年以内 (交通遺児家庭または母子家庭の方については11年以内)

【ご利用いただける方の世帯の年間収入(所得)の上限額を変更(平成20年10月～)】

次の1または2に該当する方

1 世帯の年間収入(所得)が次表の金額以内の方

子供の人数 ^(※1)	給与所得者(事業所得者) ^(※2)
1人	790万円(590万円)
2人	890万円(680万円)
3人	990万円(770万円)
4人	1,090万円(860万円)
5人	1,190万円(960万円)

(※1) 「子供の人数」とは、お申込いただく方が扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。6人以上の場合はコールセンター 0570-008656 (ナビダイヤル) へお問い合わせください。

(※2) 世帯の年間収入(所得)には、世帯主のほか、配偶者などの収入(所得)も含まれます。

2 世帯の年間収入(所得)が990万円(770万円)以内であって、次の特例要件のいずれかに該当する方

【特例要件】

- (1) 勤続(営業)年数が3年未満
- (2) 居住年数が1年未満
- (3) 返済負担率(借入金年間返済額/年収)が30%超

農林水産事業

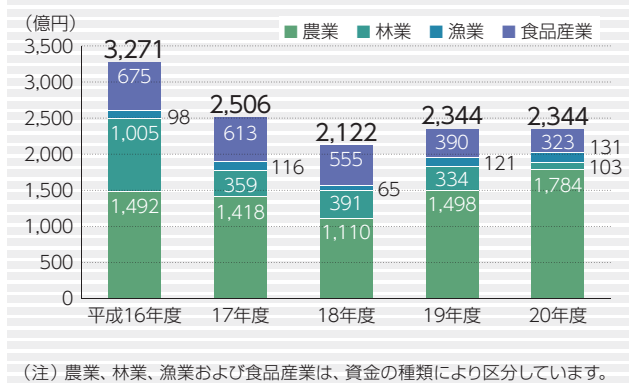
1. 業務の概要

農林水産事業は、農林漁業や食品産業向けの政策金融を担う事業として、お客さまにとってより身近な存在となり、きめ細かなサービスを実現していくことで、担い手の皆さまの経営発展を支え、このことを通じて、国内農林水産業の体質強化に貢献し、安全で良質な食料の安定供給と環境を支えてまいります。

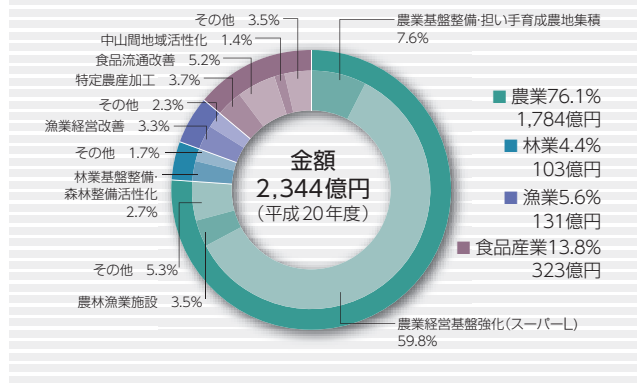
融資

農業、林業、漁業、食品産業にかかわる設備投資や経営改善などに必要な事業資金を中心に、「投資の回収に長期間かかる」「天候の影響で収益が不安定」といった業種の特性を考慮した長期固定・低利の資金を供給しています。

【農林水産事業の貸付実績の推移】



【貸付実績の内訳】



多様な経営支援サービス

農林漁業や食品産業を営む皆さまの経営をサポートするために、豊富な情報とノウハウを活用した多様なサービスを提供しています。

▶ お客さまコールセンター、定期相談窓口の設置

農林水産事業の人員を配置する全国48支店や、テレビ電話などで情報を提供する104支店のほか、お客さまコールセンターや全国約110カ所に定期相談窓口を設置し、お客さまのより身近なところでご相談をお受けしています。

▶ 農林水産業経営アドバイザー、外部ネットワークとの連携による経営支援

農業、林業、水産業の経営に関する専門家である「農業経営アドバイザー、林業経営アドバイザー、水産業経営アドバイザー」を中心に、業務協力機関とも連携して、経営全般に関する様々なご相談にお応えしています。

▶ ビジネスマッチング支援

農林漁業と食品産業の双方をサポートしている特性を生かして、国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」やインターネットによるビジネスマッチングサイト「アグリフードEXPOインターネットマッチング」を通じて販路や仕入先拡大を支援しています。

農林漁業分野における民間金融サポートの推進

業界動向やリスク評価などに関する情報提供および証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう環境を整備しています。

2. 業務の特徴

融資を通じて農林漁業や食品産業を支えています。

農業分野

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金提供を通じ、農業者の創意工夫や主体性を発揮した経営改善の取組みや環境保全を重視した取組みなどを積極的に支援しています。

▶ 農業の担い手をスーパーL資金で支援しています

スーパーL資金は、国内の農業を担っていく農業経営者を育成、支援する資金です。

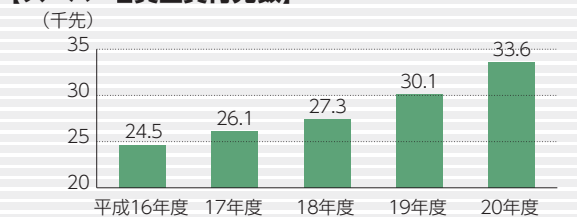
この資金は「農業経営基盤強化促進法」などに基づき認定農業者が利用する経営改善のための長期固定・低利の資金です。新規就農者や異業種からの参入法人などの新しい担い手への支援も拡大しています。

▶ 農地の利用集積にスーパーL資金が利用されています

食料の安定供給、経営の合理化による生産コストの低減のためには、担い手への農地の利用集積が必要です。

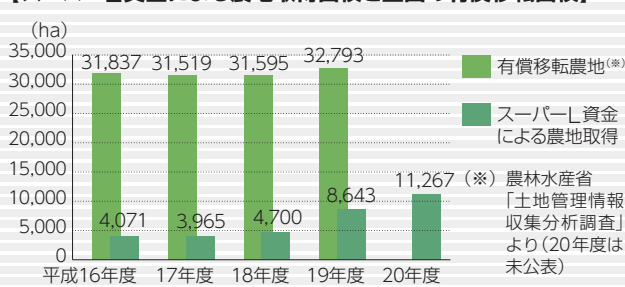
スーパーL資金は、農地の取得にも利用でき、平成20年度スーパーL資金を利用して担い手が取得した農地面積は1.1万ha以上にのぼります。特に、平成19年度以降は、実質無利子化措置により、農地取得面積が大幅に増加しており、農地の流動化にも貢献しています。

【スーパーL資金貸付先数】



(注) スーパーL資金創設以降の各年度末時点における新規貸付先数の累計

【スーパーL資金による農地取得面積と全国の有償移転面積】



林業分野

「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、多面的機能を有する森林の整備や国産材の供給・加工体制整備を積極的に支援しています。

▶ 資金調達が困難な林業融資を担っています

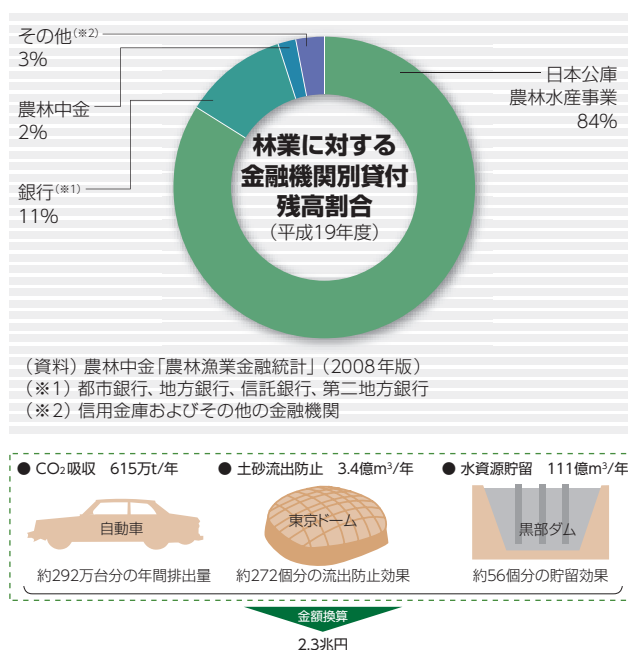
林業経営は、投下資本の回収に長期間を要し、財務基盤が脆弱な経営体が多いなどの特性から、民間金融機関からの資金調達が困難な状況にあります。そのため農林水産事業は林業経営体向けの長期固定・低利融資を実施しており、平成19年度においては貸付残高ベースで全国の林業融資のおよそ8割を担っています。

▶ 地球温暖化など環境保全にも貢献しています

森林は林業経営を通じて適切に管理されることにより、水資源かん養や土砂流出防止、二酸化炭素吸収などの多面的機能を発揮することが期待されます。平成20年度末における林業資金で融資先が保有する人口林150万ha^(※1)について、過去の事例^(※2)から多面的機能を部分的に試算したところ、次のように推計されました。

(※1) 人工林面積が不明の場合は、融資先の保有山林面積に全国の人工林比率(林野庁)を乗じて推計

(※2) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する評価について」、国土交通省「自動車輸送統計」、環境省「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で定める排出係数一覧」、日本自動車工業会「産構審・中環審合同会議資料」



漁業分野

「水産基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための担い手支援を積極的に展開しています。

▶ 漁業の担い手を支援しています

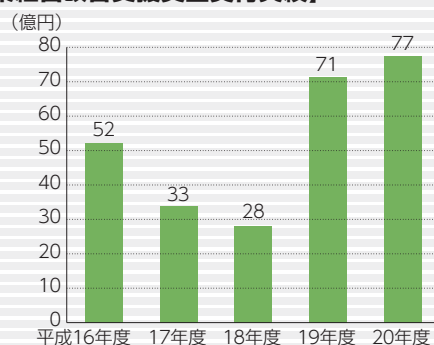
漁業経営改善支援資金は、漁業経営の改善および再建整備に関する特別措置法に基づく改善計画の認定を受けた方の経営を総合的に支援する資金制度です。

平成19年度以降、「Gプロ」^(※)への積極的な参画により、漁業経営改善支援資金の融資額が大幅に伸びており、平成20年度には5隻の漁船建造に対して40億円を融資するなど、合計77億円の融資を実行しました。

(※)「Gプロ」

国は平成19年度から5年間の事業として、漁業者および地域が一体となって、漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改革して収益性の向上を図る「漁船漁業改革推進集中プロジェクト(Gプロ)」を立ち上げています。公庫は漁船の建造・取得資金の融資にとどまらず、漁船漁業の収益性向上に結びつく地域関係者の共同取組み(地域プロジェクト)のメンバーとして参画するなど積極的に関与しています。

【漁業経営改善支援資金貸付実績】



食品産業分野

食品の安全性を確保するための投資に伴う経営上のリスクや、国産原材料の調達为天候や市況の影響を受けやすいといったリスクを抱える食品製造・流通分野において、適切な資金提供を行っています。

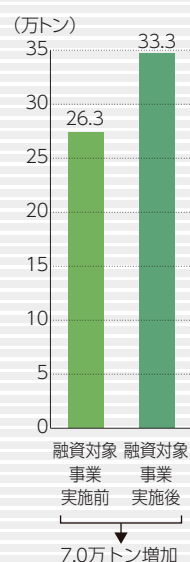
▶ 国産農林水産物の利用を支えています

食品産業向け融資は、国産原材料を取扱う企業を対象としており、国内の農林水産物の利用の増加につながっています。平成20年度の貸付実績に基づいて、これらの融資による効果を試算したところ、今後5年間で国産原材料の取引量が約14万トン増加すると見込まれます。

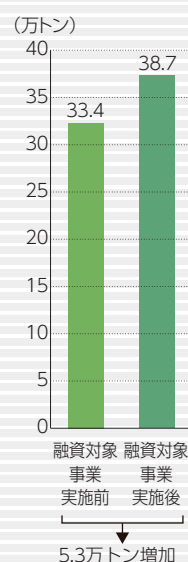
なかでも、中山間地域活性化資金、食品流通改善資金(食品生産製造提携事業施設、食品生産販売提携事業施設)は、国産農林水産物の取扱量増加を融資の要件としており、「農食連携」の促進に寄与しています。



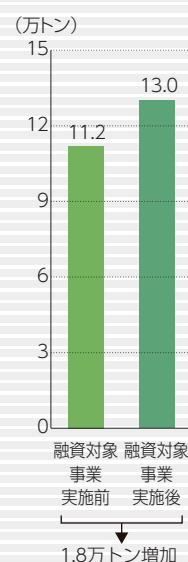
【農産物取引量】



【畜産物取引量】



【水産物取引量】



多様な経営支援サービスを提供しています。

お客さまのより身近なところで、お客さまのニーズ・課題にマッチした「経営改善アドバイス」、「ビジネスマッチング」、「専門家の紹介」など様々な提案や情報提供を行っています。

経営相談サービス

▶ お客さまの身近なところでご相談をお受けしています

各支店やお客さまコールセンターのほか、全国約110カ所に定期相談窓口を設置し、お客さまのより身近なところで、ご相談をお受けしています。



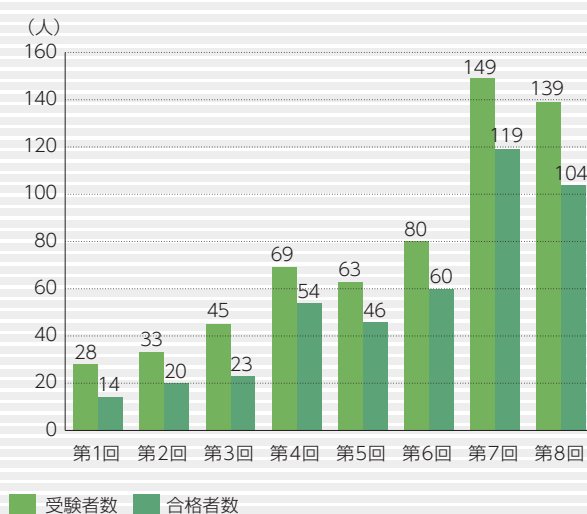
▶ 農林水産業経営アドバイザーによる経営支援を行っています

「農業の特殊性を理解している税務、労務、マーケティングなどの専門家のアドバイスが欲しい」といった多くの農業経営者から公庫に寄せられる要望に応え、平成17年度に農業経営アドバイザー制度を創設しました。これまで8回の試験を開催し、沖縄県を除く46都道府県に合計440名の農業経営アドバイザーが誕生しています。

平成20年度には林業および水産業の経営アドバイザー制度も創設し、4名の林業経営アドバイザーと7名の水産業経営アドバイザーが誕生しました。

農林水産事業は、農林水産業の担い手の経営に関するご相談をお受けできる専門家の育成を行うとともに、公庫職員以外の税理士や中小企業診断士などの農業経営アドバイザーとの連携による経営コンサルティングの支援を行っています。

【農業経営アドバイザー試験の結果】



(注) 受験者数は事前試験不合格者を除く

▶ 外部ネットワークとの連携によるサービスの高度化を図っています

農業経営者が抱える販路開拓や財務改善、生産性向上など多岐にわたる経営課題に的確に対応し、お客さまの経営発展を支援するため、外部の専門機関（日本プロ農業総合支援機構および日本貿易振興機構ほか8機関）と連携し、経営支援活動を行っています。



ビジネスマッチング支援

▶ 国産農産物の展示商談会 アグリフードEXPOを開催しています

国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO」を東京（平成20年8月）、大阪（平成21年2月）において開催しました。

お客さまと国産原材料にこだわる食品産業（バイヤー）との商談機会を設定し、お客さまの販路拡大、経営発展の支援を行っています。

	EXPO2008 (H20.8.26~27)	EXPO2009大阪 (H21.2.4~5)
出展者数	516先	225先
入場者数	10,641名	9,047名
商談件数	34,714件	16,193件

▶ インターネットでもマッチングを進めています

お客さまの販路拡大を支援するため、インターネット上で商談などの情報交換を行うことができるマッチングサイト「アグリフードEXPOインターネットマッチング」をホームページに立ち上げています。

会員数は、平成21年6月末現在で「売りたい」会員808先、「買いたい」会員154先となっています。



〈イメージ画像〉

新たな融資手法を利用した経営支援

▶ 融資手続の迅速化に努めています

担い手農業者向け融資に「農業版スコアリングモデル」を活用した審査手法を導入し、一定の基準を満たす方については、行政手続に要する期間を除き、6営業日以内に融資の可否について回答するようにしています。

▶ 不動産担保や保証人に過度に依存しない融資への取組みを進めています

肉用牛など畜産農家の事業資産を担保にした畜産版のABL（動産・債権担保融資）に関して、平成20年度は千葉県食肉公社と複数の飼料会社との間で6件の「肉用牛ABLに関する協定書」の締結に合意し、千葉県において、

また、認定農業者向けのスーパーL資金については500万円までの借入申込について、一定の基準を満たす方について6営業日以内に無担保・無保証人による融資の可否を回答するようにしています。

協定書に基づき9件の融資を行いました。今後も、保証人および不動産担保に過度に依存しない融資手法として畜産分野においてABLの普及に取り組み、畜産農家の経営支援を図ってまいります。

事業再生支援

平成20年度は、経営環境の変化や過剰な債務負担により、事業の円滑な継続に支障をきたしている農林漁業者や食品企業に対し、償還条件の緩和や新規融資などを通じた事業再生支援に積極的に取り組み、57先（農業41先、林業3先、漁業4先、食品企業9先）を選定し、経営実態を調

査・分析したうえで、経営改善計画の作成、償還条件の緩和、新規融資などの支援策を検討しました。

この結果、36先について経営改善計画の作成を支援するとともに、このうち16先について償還条件の緩和を実施し、7先について新規融資を実行しています。

業界動向やリスク評価に関する情報提供や証券化支援業務を通じて、民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう環境を整備していきます。

農林漁業分野における民間金融サポートの推進

▶ 業務協力の締結

平成16年4月の鹿児島銀行を皮切りに、民間金融機関と業務協力に関する覚書を締結し、民間金融機関の農林漁業分野における融資への参入を支援する取組みを行っています。

【業務協力金融機関（平成21年3月末現在）】

農林中央金庫	1
信用農業協同組合連合会	35
銀行	83
信用金庫	71
信用組合	6
リース会社など	9
（合計）	205



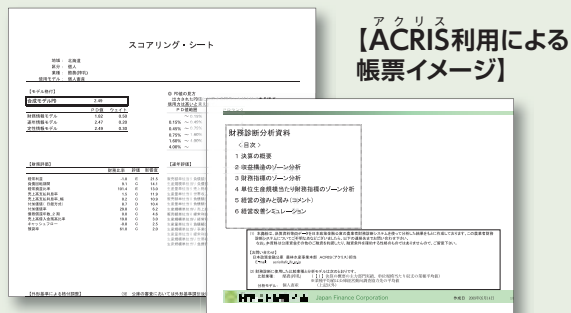
平成20年11月に開催した業務協力シンポジウム

▶ **アクリス**（農業信用リスク情報サービス）の提供

アクリスは、民間金融機関が積極的に農業融資に参入できる環境を整備するため、農林水産事業が開発した農業版スコアリングモデルです。

平成20年10月から、会費有料サービスとして業務をスタートしました。

農林水産事業では、**アクリス**を農業金融活性化のツールとして位置づけるとともに、今後は、スコアリングモデルの提供のみならず、業種別の審査ポイントの提供などを通して、**アクリス**のさらなる機能拡充に努めていきます。



▶ 証券化支援業務

農林水産事業は、民間金融機関による農業分野への融資推進のため、新たな信用補完の枠組（証券化支援業務）を構築し、平成20年10月から業務を開始しました。この枠組を活用することにより、民間金融機関は、融資額の80%または5千万円を上限として信用リスクを日本公庫に移転することが可能になります。

平成20年度末時点で、全国17の金融機関が農林水産事業と基本契約を締結しています。

このうち5金融機関では、本業務による信用補完を組み込んだ農業者向け融資商品を新たに開発し、平成21年2月には第1号案件が実行されました。

【基本契約を締結した金融機関数（平成21年3月末現在）】

	地方銀行	信用金庫	信用組合	総計
北海道	1	1	—	2
関東・中部	2	2	2	6
九州	4	5	—	9
総計	7	8	2	17
（うち新商品開発）	(4)	(1)	—	(5)

中小企業事業

1. 業務の概要

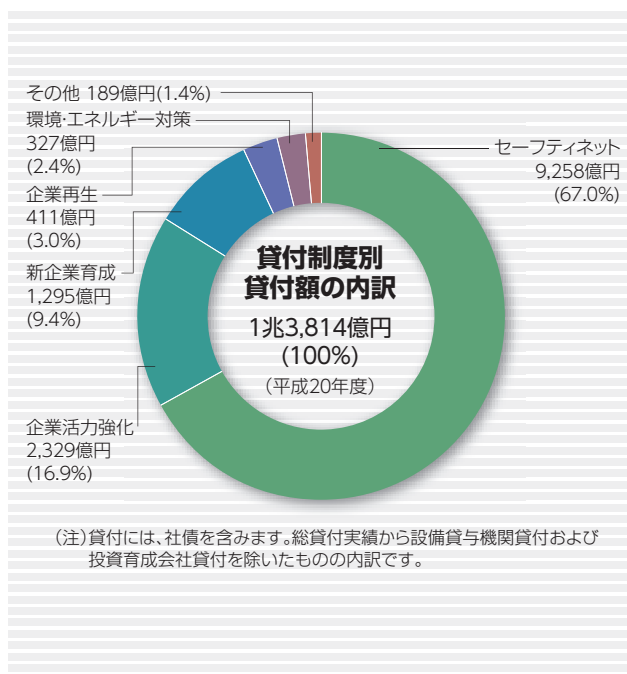
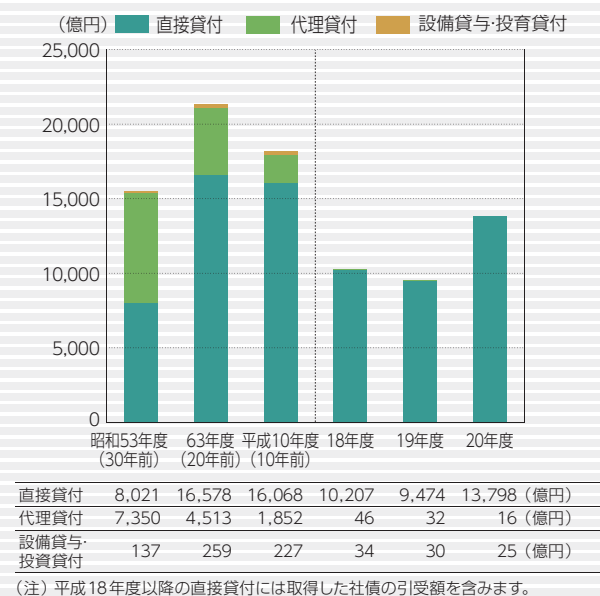
中小企業事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆さまの成長発展を支援しています。

融資業務

中小企業の皆さまの事業の振興に必要な長期資金であって、民間金融機関が供給することが難しい資金を安定的に供給しています。

- 中小企業者に対する貸付
- 中小企業者が発行する社債（新株予約権付）の取得
- 中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付
- 中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化（証券化・自己型）

【貸付実績の推移】



証券化支援業務

中小企業の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。証券化支援の手法には、「買取型」、「保証型」、「売掛金債権証券化等」があります。

信用保険業務

中小企業の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業の皆さまの借入等に係る債務の保証についての保険の引受け等を行っています。

- 信用保証協会が行う中小企業の借入等に係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務^(※)

(※) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。

2. 業務の特徴

融資業務

長期資金の安定供給により民間金融を質と量で補完しています。

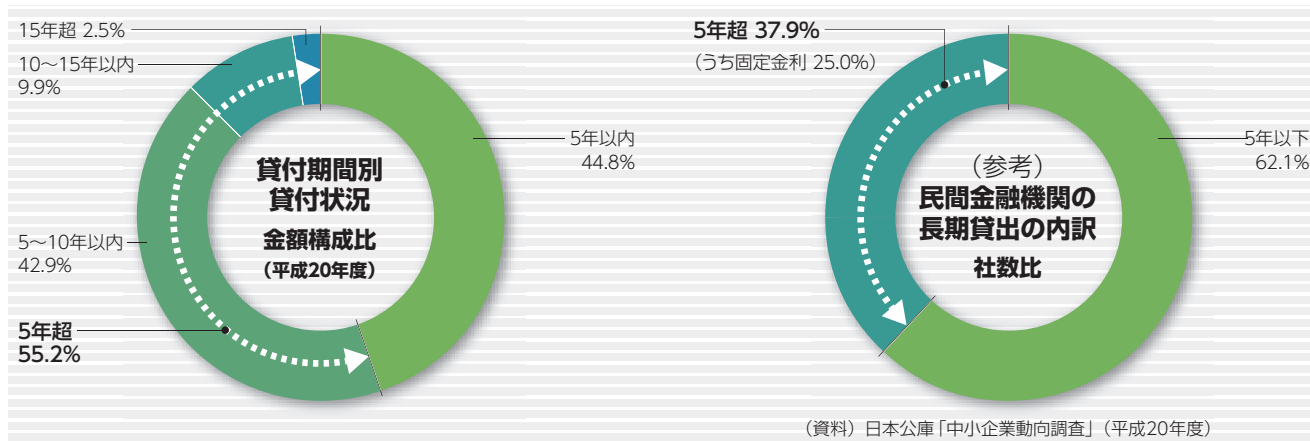
▶ 長期資金を専門に取り扱っています。

中小企業が円滑に成長発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達が不可欠です。

しかし、中小企業は、資本市場からの資金調達が困難であるなど、一般的に大企業と比較して資金調達の手段が限られています。また、民間金融機関の貸出も融資期間1年以内の短期資金が中心であり、中小企業に対する長期資金の供給は十分ではありません。

中小企業事業では、民間金融機関が融資しがたい長期資金を専門に取り扱っており、融資の約6割が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

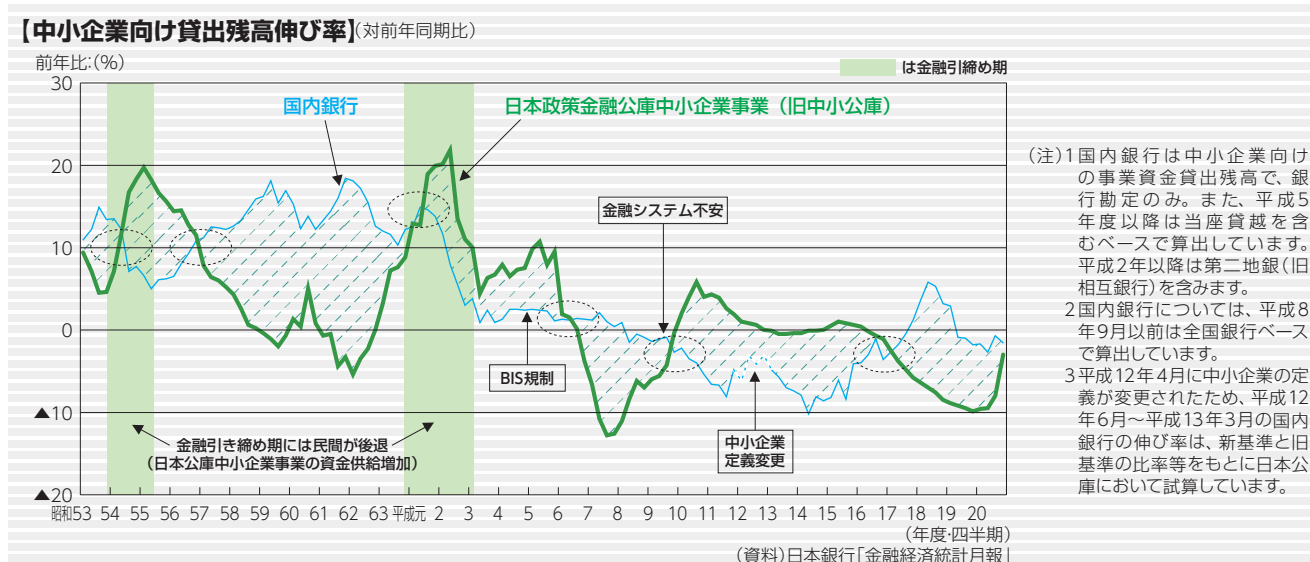
中小企業事業は、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業の皆さまの長期資金ニーズに応えています。



▶ 事業資金を安定供給。

中小企業事業の融資の伸びは、金融引き締め期や民間金融機関がリスクをとりにくい時期(バブル崩壊後の金融調整期や貸し渋り発生期)には高く、逆に金融緩和期には低下しています。

中小企業事業は、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の活動を補完するという見地から、中小企業の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。



時代の要請に応じて政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

▶ 政策性の高い特別貸付を推進

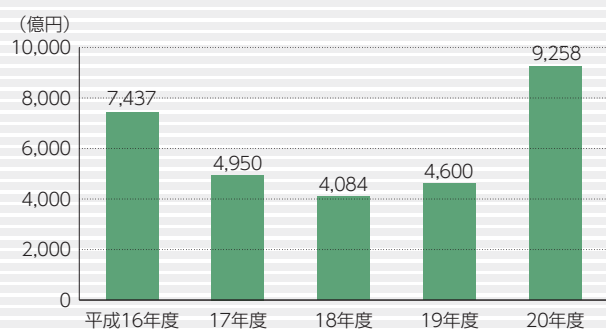
中小企業事業は、セーフティネット、ベンチャー、事業再生などの分野や、地域経済の活性化、環境対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、民間金融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金を供給しています。

セーフティネット

平成20年度においては、世界的な金融危機のなか、政府の経済政策に基づきセーフティネット貸付の利率の引下げや貸付限度額の拡充などを行い、経営環境の悪化により資金繰りに困難を来している中小企業の皆さまを全力で支援しました。

中小企業事業は、中小企業の皆さまの円滑な資金繰りを支援するため、セーフティネット機能を機動的に発揮しています。

【セーフティネット貸付実績の推移】



新事業

中小企業事業は、ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「新事業育成資金」に積極的に取り組んでおり、制度創設（平成12年2月）以降の累計実績は3,468社・1,631億円にのぼっています。（平成21年3月末時点）

年 度	平成19年度		平成20年度	
融資社数・金額	555社	263億円	493社	216億円
（うち知財活用 ^(※)	259社	124億円	260社	107億円

（※）知財活用支援融資は、他の企業において活用されていない知的財産権（特許権、実用新案権等）を活用し、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援するものです。

新連携・地域資源活用・農商工連携

中小企業事業では、異分野の中小企業と連携した事業活動（新連携）、地域産業資源を活用した事業活動、中小企業者と農林漁業者が連携した事業活動（農商工連携）などを支援する「新事業活動促進資金」に積極的に取り組み、地域の活性化を支えています。

【平成20年度融資実績】

	新連携	地域資源活用支援	農商工連携支援
融資社数	56社	58社	15社
金 額	16億円	8億円	2億円

企業再建・事業承継支援

中小企業事業は、事業の再生、経営再建や事業承継に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでいます。また、特に財務体質強化の必要のある方に対しては、民間金融機関と連携し、金融機関の債務者区分判定において自己資本と見なすことができる「挑戦支援資本強化特例制度」（資本性劣後ローン）を適用して支援しています。

【企業再生貸付の融資実績推移】

年 度	平成19年度	平成20年度
融資社数	398社	577社
金額	246億円	411億円

【挑戦支援資本強化特例制度（資本性劣後ローン）の融資実績】

年 度	平成20年度
融資社数	52社
金額	49億円

不動産や保証人に過度に依存しない融資

中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権等も担保の対象とするほか、無担保貸付や保証人を免除・猶予する制度にも弾力的に対応しています。

【保証人特例制度利用実績】

年 度	平成20年度
保証人免除特例	329億円
保証人猶予特例	82億円

地域金融機関との連携を通じ、中小企業金融の円滑化に取り組んでいます。

▶ 400を超える地域金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

中小企業事業は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国約5万社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、「創業・新事業支援」「早期事業再生支援」「証券化支援」「経営相談・改善提案支援」「人材育成協力」の分野で地域金融機関が行う地域密着型金融の一層の推進を支援しています。具体

的には、再生案件や新規案件を中心に、地域金融機関と緊密な情報交換を行い、当事業の資本性劣後ローンを活用した協調支援などに取り組んでいます。平成15年4月以降に具体的な連携を行った地域金融機関は、地域金融機関の総数の8割を超える460行におよんでいます（平成21年3月31日現在）。

【地域金融機関との具体的な連携内容】

（平成15年4月～平成21年3月）

（単位：機関、件）

	地域金融機関数 ^(※)	連携実施金融機関数	連携実施割合	連携内容（延べ実施件数）		
				貸付相談	情報支援	講師派遣協力等
地銀・第二地銀	106	106	100%	8,683	1,173	1,278
信用金庫	278	275	99%	3,383	610	2,423
信用組合	162	79	49%	264	22	171
合計	546	460	84%	12,330	1,805	3,872

（※）沖縄県の金融機関を除き、埼玉りそな銀行を含みます。

【業務提携・協力に関する覚書締結状況】

（平成15年4月～平成21年3月）

（単位：機関）

地銀・第二地銀	103
信用金庫	232
信用組合	32
合計	367

【証券化支援での連携状況】

（平成16年7月～平成21年3月）

（単位：機関）

地銀・第二地銀	56
信用金庫	84
信用組合	9
合計	149

（注）証券化支援での連携金融機関数は、証券化支援（買取型・保証型）への参加地域金融機関の延べ数です。

証券化支援業務

▶ 証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業向け貸付債権等の証券化は注目されています。

中小企業事業は、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担し、民間金融機関等が利用しやすい証券化手

法を提供することで、中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給および資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献し、政策金融機関として先導的な役割を積極的に果たしていきます。

証券化支援の手法

買 取 型	保 証 型	売掛金債権証券化等
民間金融機関等の中小企業向け無担保債権等を譲り受け、またはCDS契約を活用し証券化する業務 (注) 日本公庫自らが貸し付けた貸付債権または取得した社債を証券化する業務(自己型)にも取り組んでいます。	民間金融機関等が自ら証券化する中小企業向け無担保債権等の部分保証や証券化商品の保証や一部買取りを行う業務	民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対する保証の提供および特別目的会社への貸付を行い、中小企業の皆さま(納入企業)が保有する売掛金債権の証券化等を支援する業務

信用保険業務

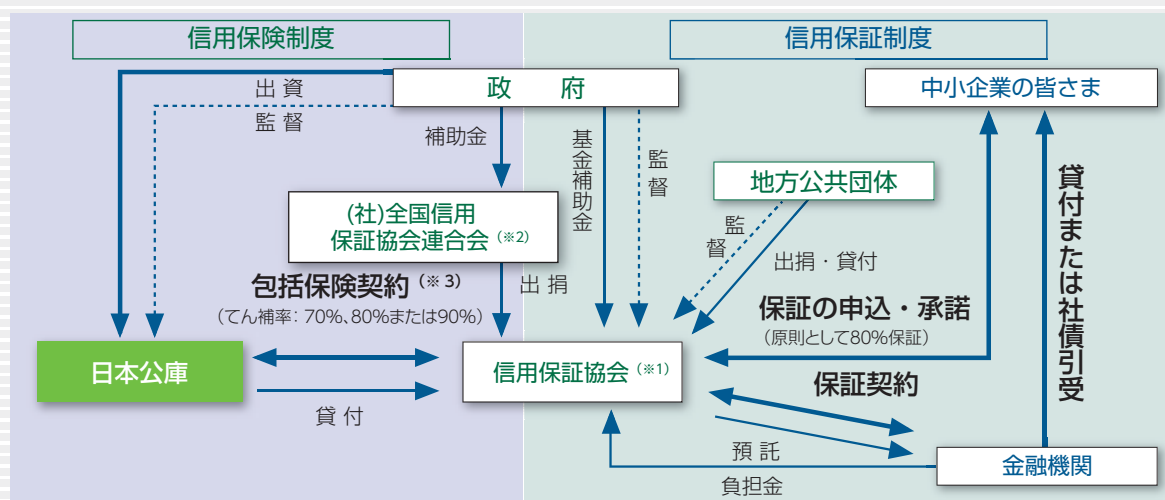
信用保証制度と一体となり、中小企業の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています。

▶ 信用保険制度の役割

日本公庫は、担保力や信用力の乏しい中小企業の皆さまが金融機関からの借入れまたは社債の発行により事業資金調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証(信用保証)について保険を行っています。中小企業信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)などに基づき、

中小企業の皆さまの借入れ等の保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「中小企業信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

【信用補完制度】



- (※1) 信用保証協会
信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に52協会あり、中小企業者の金融機関からの借入等による債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府および地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。
- (※2) 社団法人全国信用保証協会連合会
全国52の信用保証協会を会員とする組織。信用保証協会の健全な発展を図り、中小、中堅企業金融の円滑化に貢献することを目的としています。
- (※3) 包括保険契約
信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入等による債務を保証することにより、保証をした借入金等の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定めるものです。

▶ 中小企業の約4割が信用補完制度を利用

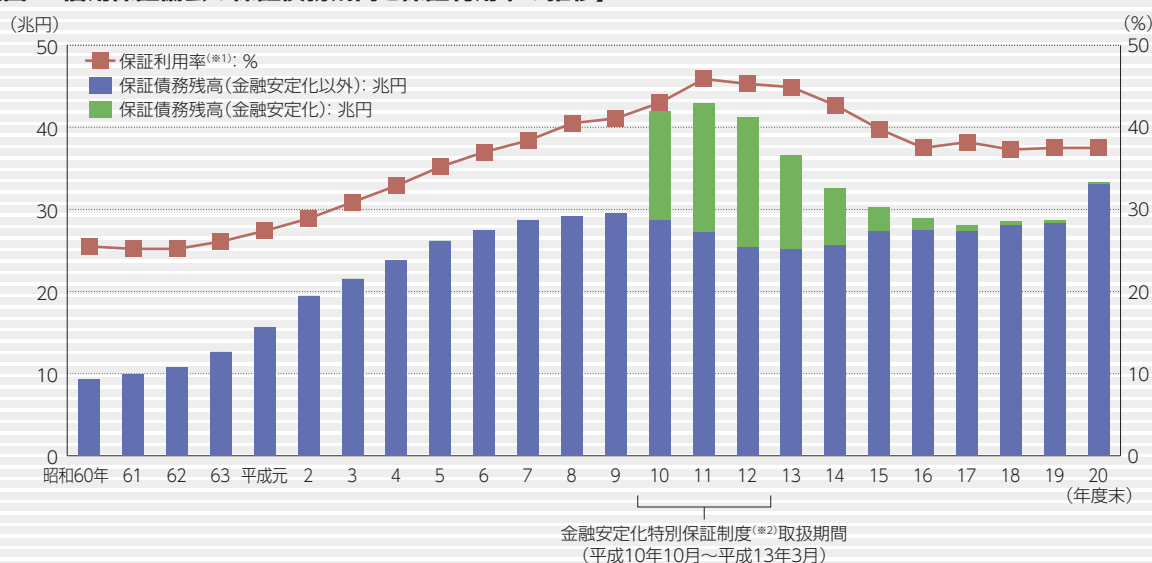
平成21年3月末現在、信用保証協会が保証している融資等（保証債務残高）は約33兆円で、中小企業向け貸出しの約13%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は約157万の中小企業の皆さまに利用さ

れており、中小企業の約38%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることになります。

信用保証制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長発展に貢献しています。

【全国52信用保証協会の保証債務残高と保証利用率の推移】



(※1) 保証利用率

保証利用企業数を中小企業数で除したものです。

(※2) 金融安定化特別保証制度

平成10年8月の「中小企業等貸し渋り対策大綱」(閣議決定)に基づき、同年10月に創設された保証制度で、貸し渋りに苦しむ中小企業者に対して保証要件を緩和して保証付融資による円滑な資金供給を図った臨時異例の措置です。

▶ 信用補完制度は国の経済政策において重要な施策として活用

平成20年10月31日から、「安心実現のための緊急総合対策(8月29日に政府与党決定)」において決定された「緊急保証」が実施されています。

本制度の目的は、国際的な金融不安、経済収縮による悪影響により資金繰りに支障をきたしている中小企業の皆さまに対して、事業資金の円滑な供給を行うことにより事業発展に繋げていただくことにあります。

平成21年7月末現在、本制度の対象業種は781業種となっており、中小企業の皆さまの太宗の業種をカバーしています。

日本公庫は、信用保証協会が行う緊急保証を含めた信用保証について保険を引き受け、信用保証制度をバックアップしています。

国際協力銀行(JBIC)

1. 業務の概要

国際協力銀行は、日本および国際経済社会の健全な発展ならびに国民生活の向上を使命とし、「日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進」、「日本の産業の国際競争力の維持および向上」、「国際金融秩序の混乱への対処」の3つの分野において業務を行っています。

▶ 輸出金融

日本企業による海外への設備の輸出ならびに技術の提供に必要な資金を融資します。

▶ 輸入金融

石油、LNG、鉄鉱石等、日本への重要物資の輸入に必要な資金を融資します。また、資源関係以外では、航空機輸入等、真に必要なものについては、保証制度により対応します。

▶ 投資金融

日本企業が、海外において現地生産や資源開発等の事業を行う際の資金を融資します。

▶ 事業開発等金融

日本の貿易、投資等、海外経済活動のための事業環境整備を図るとともに、外国政府、外国政府機関等が実施する事業に必要な資金を融資します。

▶ ブリッジローン

国際収支上の困難を抱えた開発途上国政府の外貨資金繰りを手当てするために必要な短期融資です。

▶ 出資

海外において事業を行う日系合併企業や日本企業が参加するファンド等に対する出資です。

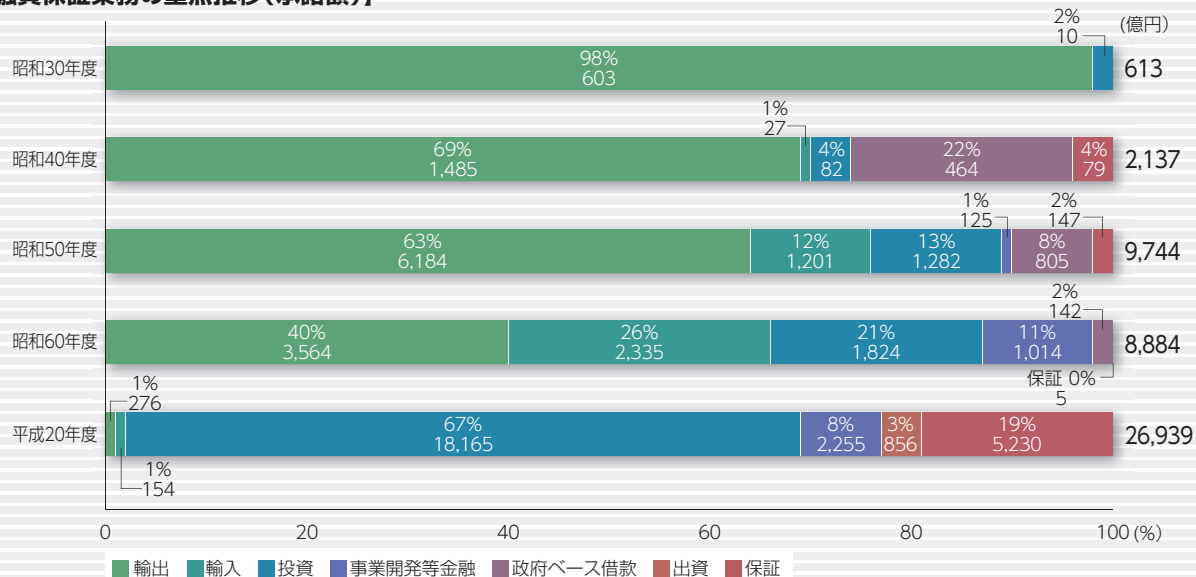
▶ 調査業務

国際協力銀行が行う業務に関連して必要な調査を行います。

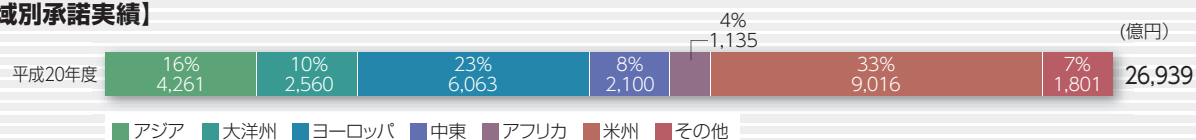
2. 出融資保証承諾額

平成20年度承諾額は、世界的な金融危機への対応や資源およびインフラ案件の大型化・支援の拡大等を背景に、前年度比59.2%増の2兆6,939億円となりました。

【出融資保証業務の重点推移(承諾額)】



【地域別承諾実績】

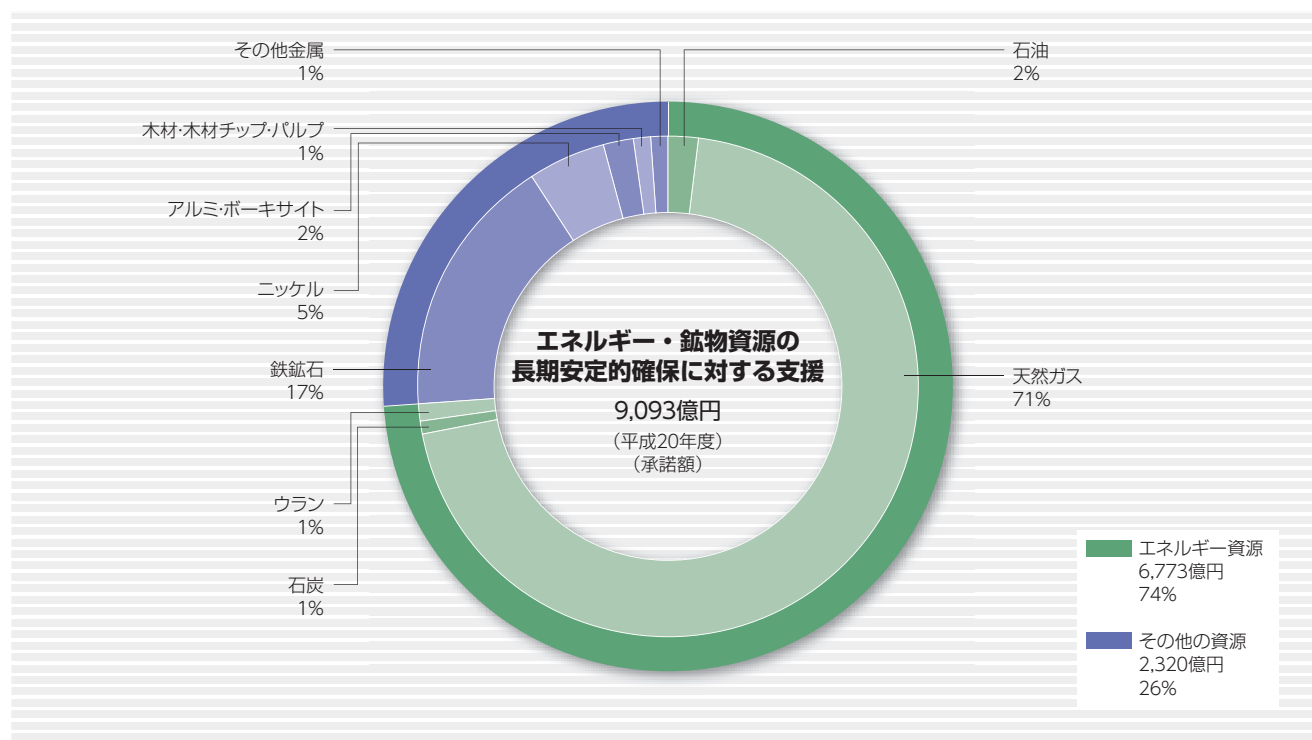


3. 業務の特徴

日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進

石油、天然ガスをはじめとするエネルギー資源や、半導体等ハイテク製品の製造に欠かすことのできないレアメタル（ニッケル、コバルト等の希少金属）等の金属資源の需要は増加の一途をたどっており、世界各国は、資源の長期安

定的な確保に向けて戦略を強化しています。国際協力銀行は、日本経済の健全な発展のために不可欠な資源の安定的確保を目的に支援を行っています。



- ロシア・サハリンⅡLNG事業向け融資
- 豪州・ブルートLNG事業向け融資
- カナダ・ウラン開発会社向け出資
- ブラジル・鉄鉱山権益取得向け融資、他

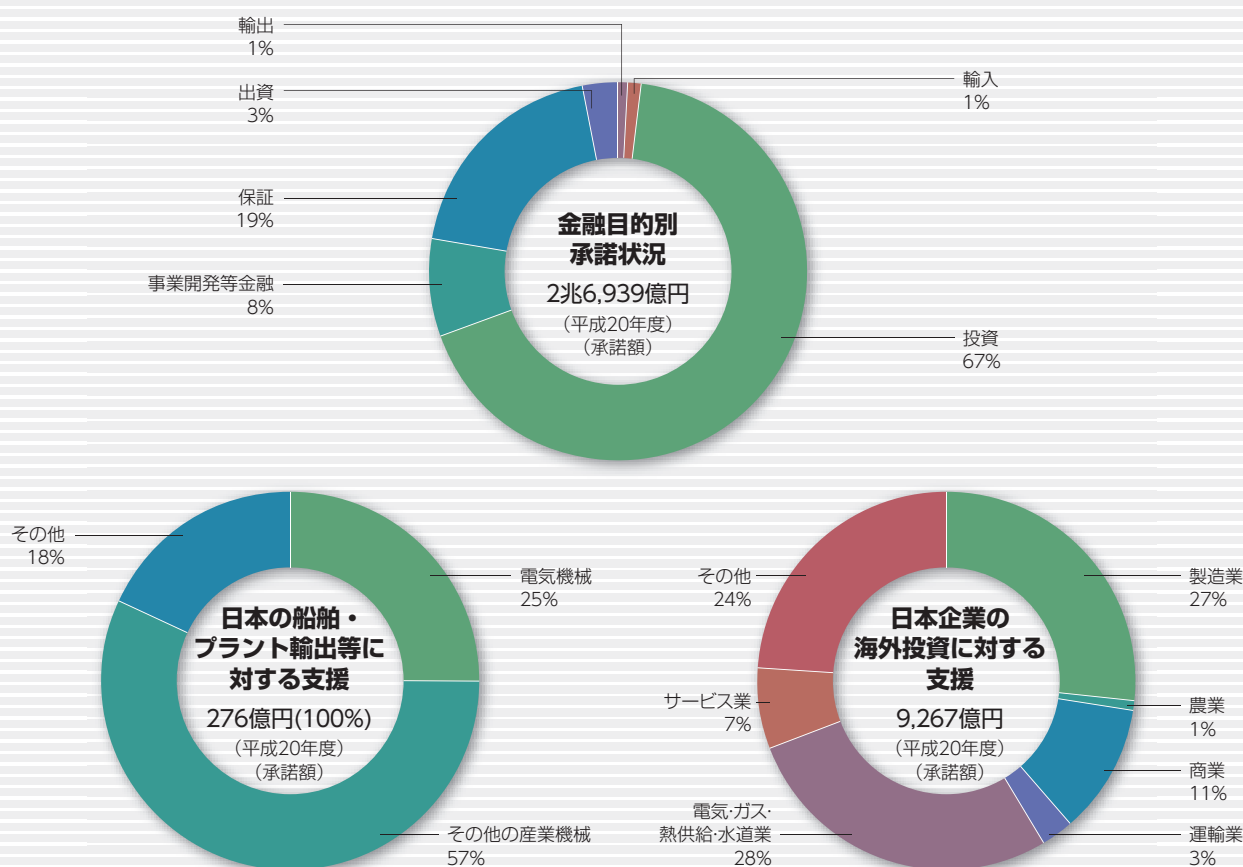


サハリンⅡ プロジェクト(フェーズ2)

日本の産業の国際競争力の維持および向上

経済のグローバル化に伴い、国際的な競争が激しくなっています。国際協力銀行は、日本企業による開発途上国向けのプラント輸出等に対する輸出金融を活用した支援や、日本企業の海外における生産・販売等の事業展

開に対する海外投資金融を活用した支援等、さまざまな金融手法を活用することにより、日本の産業の国際競争力の維持および向上に貢献しています。



(1) 日本企業による民活インフラ事業

- インドネシア・石炭火力発電所拡張事業
- カタール・発電淡水化事業

(2) 日本企業の海外ビジネス展開に必要なインフラ整備事業

- パナマ運河拡張事業
- 南アフリカ・港湾拡張事業
- ブラジル・鉄道網整備事業、他



パナマ運河

国際金融秩序の混乱への対処

国際金融秩序の混乱は、日本を含む世界経済や企業活動に深刻な影響を及ぼします。国際協力銀行は、これまで蓄積したノウハウを活用し、国際金融秩序の混乱に対処していきます。

（1）日本企業の貿易・投資活動支援 （海外事業支援緊急業務）

国際金融秩序の混乱に対処し、日本企業の国際競争力を維持するため、特例として以下の業務を実施しています（平成22年3月末までの時限措置）。

- 途上国向け輸出のためのサプライヤーズクレジット（国内輸出企業向け貸付）
- 国内大企業を通じた途上国事業に対する貸付
- 日本企業が行う先進国事業への貸付・保証

（2）世界的な金融システムの安定化 （途上国銀行資本増強ファンド）

国際金融公社（IFC）と協調して、中小途上国の有力地場銀行の資本基盤強化を通じた金融システム安定化を目的とするファンドに参画（出融資承諾額：1,787億円）しました。



IFCとの調印式の様子

（3）途上国の貿易金融支援

金融危機の影響を受けた貿易取引の円滑化を目的とし、アジアを中心とした途上国金融機関向けに、今後2年間で10億ドルの融資を通じた、総額40億ドル規模の貿易金融支援が表明されました（平成21年4月に2年間で15億ドル、総額60億ドル規模の貿易金融支援に拡充されました）。

（4）サムライ債発行支援

昨今の市場の混乱により資金調達が一時的に困難となっているアジア諸国に対し、マーケットアクセス回復に向けた自助努力の支援が表明されました。

- インドネシア向けに、最大15億ドル相当円のサムライ債保証等の実施を表明（平成21年2月。同年4月に関連契約に調印）
- アジア諸国向けに、最大5,000億円規模のサムライ債発行支援ファシリティ（Market Access Support Facility : MASF）を表明（平成21年5月）

「プロジェクトファイナンス」「ストラクチャードファイナンス」

プロジェクトファイナンスとは、あるプロジェクトに対する融資の返済原資を、そのプロジェクトが生み出すキャッシュフローに限定し、その担保を当該プロジェクトの資産等に限定する融資です。近年、開発途上地域においても、IPP^(※)等公益性の高い事業（電力、通信、運輸、水道等）に対し、政府部門の対外借入を増加させることが難しい事情等を背景に、プロジェクトファイナンスの手法が活用されることが増えています。

また、資源や製品の輸出代金等の収入を担保に融資を行うストラクチャードファイナンスによる対応も、同様の背景から増加しています。

国際協力銀行はこうした手法を活用して、カントリーリスクを含む各種リスクを管理・軽減しながら、案件の形成に主体的に取り組んでいます。

(※) 自前で発電設備を建設・運営し、電力を電力会社に売る独立系発電事業者(IPP: Independent Power Producer)



ラービグ石油精製・石化プロジェクト

中堅・中小企業を支援

経済のグローバル化が進むなかで、中堅・中小企業にとっても、海外事業展開の重要性が増しています。国際協力銀行は、中堅・中小企業向けの海外直接投資等を金融面から積極的に支援しています。また、主として中堅・中小企業を対象に投資環境資料の刊行、各種講演会への講

師派遣等、海外事情、投資環境等の最新情報を提供しています。さらに海外事業や国際協力銀行からの長期資金の調達等に関する相談にもお答えしています。



投資環境資料



講演会「世界経済不況とインド」の様子



気候変動問題・環境ビジネスへの取り組み

(1) 「JBICアジア・環境ファシリティ (FACE)」の創設

出資・保証機能の活用により気候変動緩和対策案件等への民間資金の動員を目指します。

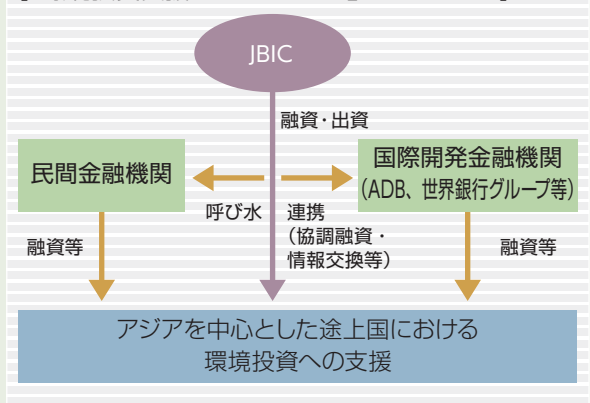
- シンガポール電力会社への出資他

(2) 環境投資支援(LIFE)イニシアティブ

アジアを中心とした途上国における環境投資を支援するため、FACEも活用しつつ、今後2年程度で資金規模50億ドル程度を供与する予定です。

(対象) 環境負荷の少ない発電事業、クリーンエネルギー、省エネルギー、水、都市交通ネットワークプロジェクト 他

【「環境投資支援イニシアティブ」のコンセプト】



(3) 「JBIC環境支援債券」の発行

地球環境問題への貢献を起債コンセプトとして、5年債200億円の財投機関債を発行しました。

(4) 「日経・JBIC排出量取引参考気配 (N-J Carbon)」公表

排出権取引活性化に向けて価格気配情報を提供しています。

ウェブサイト「排出権取引プラットフォーム」の「日経・JBIC排出量取引参考気配」ページ



アフリカ向け金融支援の推進

▶ 今後5年間で総額25億ドルのアフリカ金融支援を表明

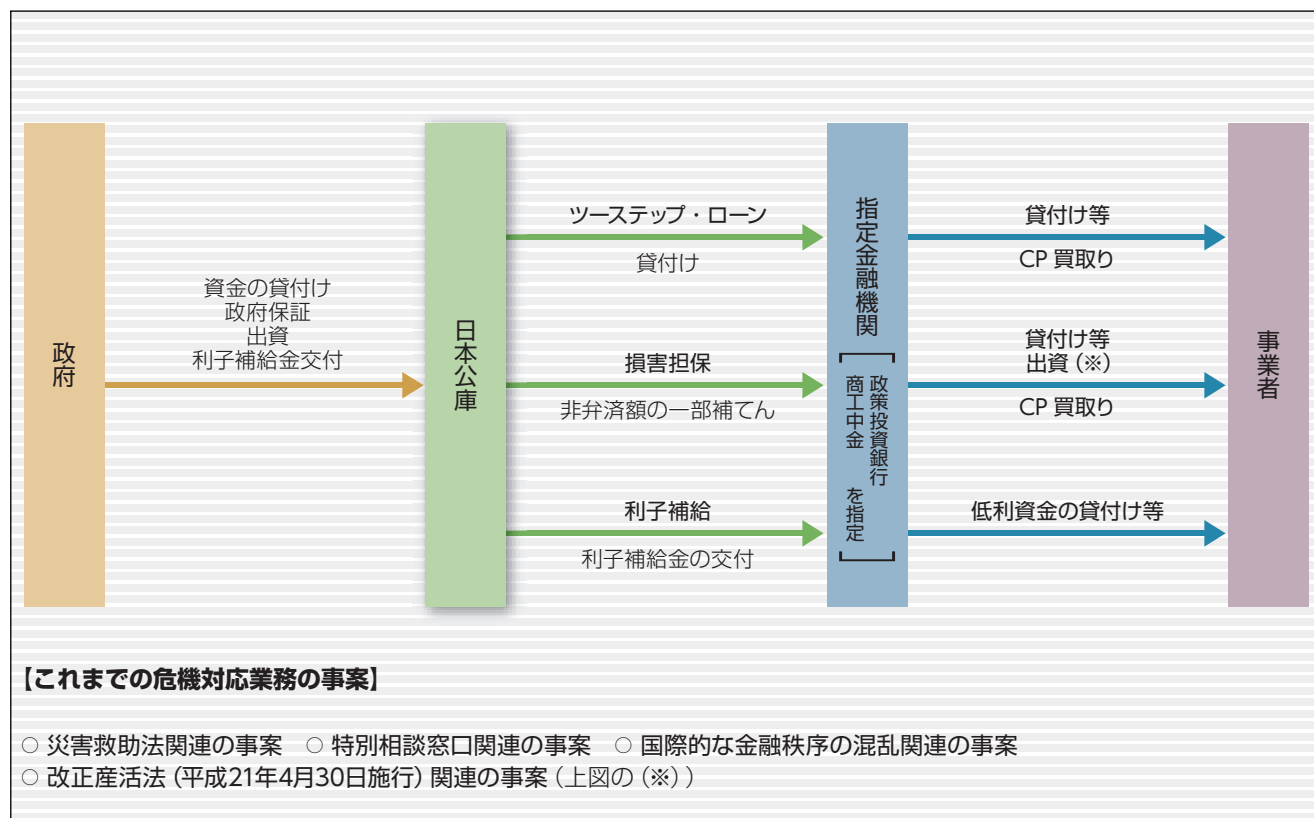
(於：第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)(平成20年5月))

これを受け、アフリカ室を設置し支援体制を強化(平成20年7月)、「JBICアフリカ投資ファシリティ(アフリカ投資倍増支援基金(The JBIC Facility for African Investment: FAI))」を創設しました(平成21年4月)。

- エジプト・天然ガス開発関連向け融資
- 南アフリカ・送配電設備敷設向け融資・保証、他

危機対応円滑化業務

日本公庫は、主務大臣が認定する内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、主務大臣が指定する指定金融機関に対して一定の信用の供与を実施しています。危機発生時においては、一般に事業者の信用リスクが上昇するため、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態が想定されます。このような事態に対処するため、公庫は指定金融機関への信用供与を通じて、指定金融機関による事業者への円滑な資金供給を促進しています。



危機対応円滑化業務の概要

▶ 資金の貸付け（ツーステップ・ローン）

日本公庫が、財政融資資金等を指定金融機関に対し融資するものです。

▶ リスクの一部補完（損害担保取引）

日本公庫は、指定金融機関から補償料を徴収したうえで、指定金融機関が行う貸付け等（出資（上表の（※））を含む。）に損失が発生した場合において、一定割合の補てんを行うものです。

▶ 利子補給

日本公庫による資金の貸付けやリスクの一部補完を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、日本公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するものです。

【危機対応円滑化業務の実績】

(単位:億円)

		平成20年10月～平成21年3月計
ツーステップ・ローン		14,301
	貸付け等	11,303
	CP取得	2,998
損害担保		3,452
	貸付け等	3,452
	CP取得	—

(注)1 上表のツーステップ・ローンの実績は、当公庫が平成21年3月末までに指定金融機関(株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。

2 上表の損害担保の実績は、指定金融機関が平成21年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が補償応諾した引受金額です。

3 利子補給については、平成21年3月末時点の既認定危機では危機対応業務の対象となっておりません。

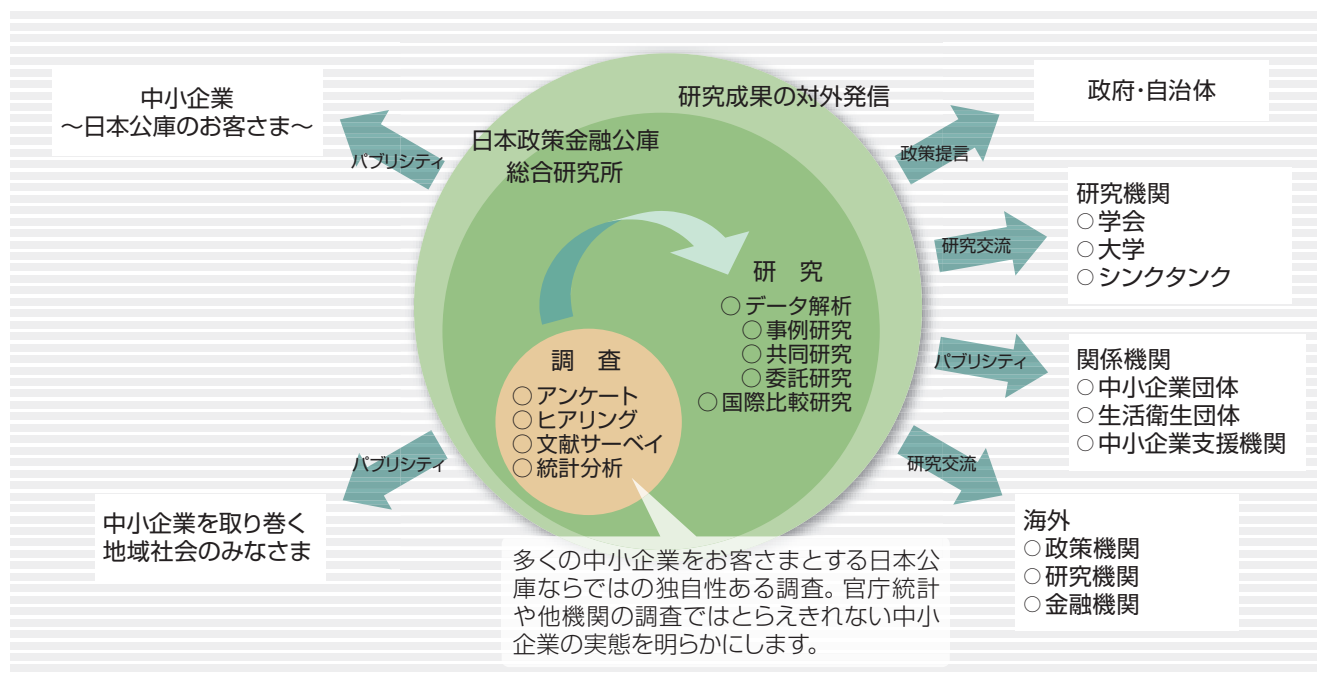
総合研究所

専門性・独自性・先進性を追求
中小企業研究で世界的にも高い水準を目指します。

総合研究所の機能と特色

日本政策金融公庫総合研究所は、中小企業の最新の動きや中小企業を取り巻く内外の経済金融情勢について研究しています。経営者や家族だけで稼働する「自己雇用」的な企業から株式上場を目前にしたハイテクベンチャー企業まで、様々な中小企業を研究対象とする総合的な研

究機関は、世界的にみても貴重な存在です。アンケート調査やヒアリング調査など、多数の中小企業をお客さまにもつ日本公庫ならではのフィールドワークを基礎に、専門性・独自性・先進性に富む、より発展的な研究活動を展開し、学術的に世界でも高い水準を目指します。



中小企業の景況等に関する調査

▶ 全国中小企業動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1万社を調査対象とする小企業編と、おおむね20人以上の「中小企業」1万3,000社を対象とする中小企業編から成り、四半期に一度発表しています。個人経営の自営業者から従業者数300人規模の企業まで中小企業全域をカバーする大規模な景気観測調査です。

▶ 全国小企業月次動向調査

従業者数が20人未満の「小企業」1,500社を対象に毎月実施しています。速報性の高い電話調査により、小企業の足元の景況感をタイムリーにとらえます。

▶ 中小企業景況調査

比較的規模の大きな「中小企業」900社を対象とし、景況感を毎月調査。三大都市圏の製造業にウエートを置く調査対象が特徴です。1963年の調査開始から50年近い歴史をもち、売上見通しDIは政府の景気動向指数の先行系列にも採用されています。

▶ 中小製造業設備投資動向調査

従業員数20~299人の中小製造業3万社を対象に、年2回、設備投資の計画や実績を調査。中小企業を対象とする設備投資動向調査としては、わが国で最も規模が大きく詳細なものです。

中小企業の現状と課題に関するテーマ別研究

中小企業が直面する課題、中小企業を中心とする産業や地域経済の動向などタイムリーなテーマを選んで調査を実施、調査結果をベースに発展的な研究を行います。研究成果は論文やレポートにまとめ、定期刊行物、書籍など

の出版物、学会や各種研究プロジェクト、シンポジウムなどを通じて発信します。

※論文・レポート・調査結果などの多くは日本公庫ホームページ上でご覧になれます。

▶ 小企業の構造問題に関する研究

新規開業、事業承継、雇用、資金調達、地域経済社会とのかかわりなど、小企業が構造的に抱える課題について調査研究を行います。

－主な調査(2008年度実施)－

- 新規開業実態調査(2008年度定例調査・特別調査)
- 新規開業企業を対象とするパネル調査
- 小企業の地域貢献に関する実態調査
- 小企業と大学の連携に関する実態調査
- 英国のソーシャルエンタープライズに関する実態調査

－主な研究論文・レポート(2008年度発表)－

- ◇小企業における事業承継の現状と課題
- ◇社会的企業をどのように支援すべきか
～収益性向上への含意～
- ◇中心市街地活性化の課題～3都市の事例をもとに～
- ◇新規開業者の収入構造とその変化
- ◇英国のソーシャルエンタープライズ
～日本の社会的企業育成への示唆を探る～
- ◇小企業の事業承継を進める方策

▶ 小企業の経営問題に関する研究

ヒト、モノ、カネなど経営資源が限られるハンディを克服し経営を革新する小企業の事例を収集。研究成果を事例集として毎年出版します。

－2008年度調査－

- 環境変化に対応し進化する企業事例調査

－2008年度出版－

- ◇「結びつき」で突破する経営
～小さな企業の外部資源活用術～

▶ 内外の産業動向に関する研究

技術の革新や生産システムの変化など、中小企業を中心に起きている最新の動きを産業政策の視点からとらえます。

－主な調査(2008年度実施)－

- 航空機産業における中小部品サプライヤーの機能と期待
- 異業種・異分野からの人材導入による革新
～ストレンジャーによるブレイクスルーの実現～
- 中小アパレル産業における事業上のリスクコントロールにみられる新潮流

－主な研究論文・レポート(2008年度発表)－

- ◇中国自動車産業におけるサプライヤー・システムの現状
～取引慣行を中心に～
- ◇中小自動車部品サプライヤーによるグローバル供給体制の構築
～アジア市場を中心としたケーススタディ～
- ◇1.5次産業における国内外市場への新たな展開
～農商工連携の成功に向けたマネジメント～

▶ 地域経済動向に関する研究

地域活性化に果たす役割など地域経済振興の今日的な視点から中小企業の動きを追います。

－主な研究論文・レポート(2008年度発表)－

- ◇地域資源を生かした新たな地域産業の形成

▶ 金融動向に関する研究

中小企業の資金調達に大きな影響を与える内外の金融情勢や金融制度について調査研究します。

－主な研究論文・レポート(2008年度発表)－

- ◇米国における動産・債権担保融資(Asset Based Lending: ABL)の機能と実態

日本政策金融公庫シンポジウムの開催

日本公庫初めてのシンポジウムを開催します。

日ごろの研究成果をベースに総研スタッフが外部のパネリストとディスカッション。学識経験者、中小企業研究者、中小企業経営者、報道関係者など多くの方々に参加をお願いしています。

2009年11月開催　～詳しくは公庫ホームページやリーフレットでご案内予定

総合研究所の刊行物

定期刊行物



日本政策金融公庫論集

季刊(2月、5月、8月、11月の各25日発行)

総合研究所スタッフによる学術レベルの研究論文を掲載

外部論文も掲載し、中小企業研究者に研究発表の機会を提供します。

ー第3号(2009年5月)の主要掲載論文ー

主力販売先との取引様式の変化と生産技術の構築

～中小金属プレス部品製造業者におけるケーススタディ～

500万円未満の少額開業の実態と成功のポイント



日本公庫総研レポート

随時発行

中小企業の現状と課題に関する最新の研究成果をとりまとめ、タイムリーに発信する各号完結の研究報告書です。



調査月報

毎月5日発行

総合研究所の研究成果を企業経営者や中小企業支援機関関係者など研究者以外の方々にもわかりやすくお伝えするための研究雑誌です。

書籍出版物



『新規開業白書』

「新規開業実態調査」の結果をベースに、最新のテーマで新規開業の動向を分析。1992年から毎年出版している、わが国の新規開業研究に欠かせない文献です。



企業事例集

『中小企業 進化論』

～環境激変下を生き抜いた16社の軌跡をたどる

中小企業経営に関する事例研究の成果です。たくましい組織づくりや小さな企業ならではの発想法といった、中小企業が予測不能な時代を生き抜くためのヒントを満載した一冊です。



『地域貢献のすすめ』

～小企業による地域貢献活動の実態

「小企業の地域貢献に関する調査」の結果を様々な角度から研究した成果です。地域社会を支える役割を担う小企業の地域貢献活動に焦点を当てた注目の一冊です。



統計集

『小企業の経営指標』

日本公庫のデータベースから小企業の収益性、生産性、安全性に関する様々な指標値を算出した統計書です。建設業・製造業編と商業・サービス業編を隔年で刊行しています。

4 業務運営の仕組み

1 ガバナンス態勢	48
2 資金調達	59

ガバナンス態勢

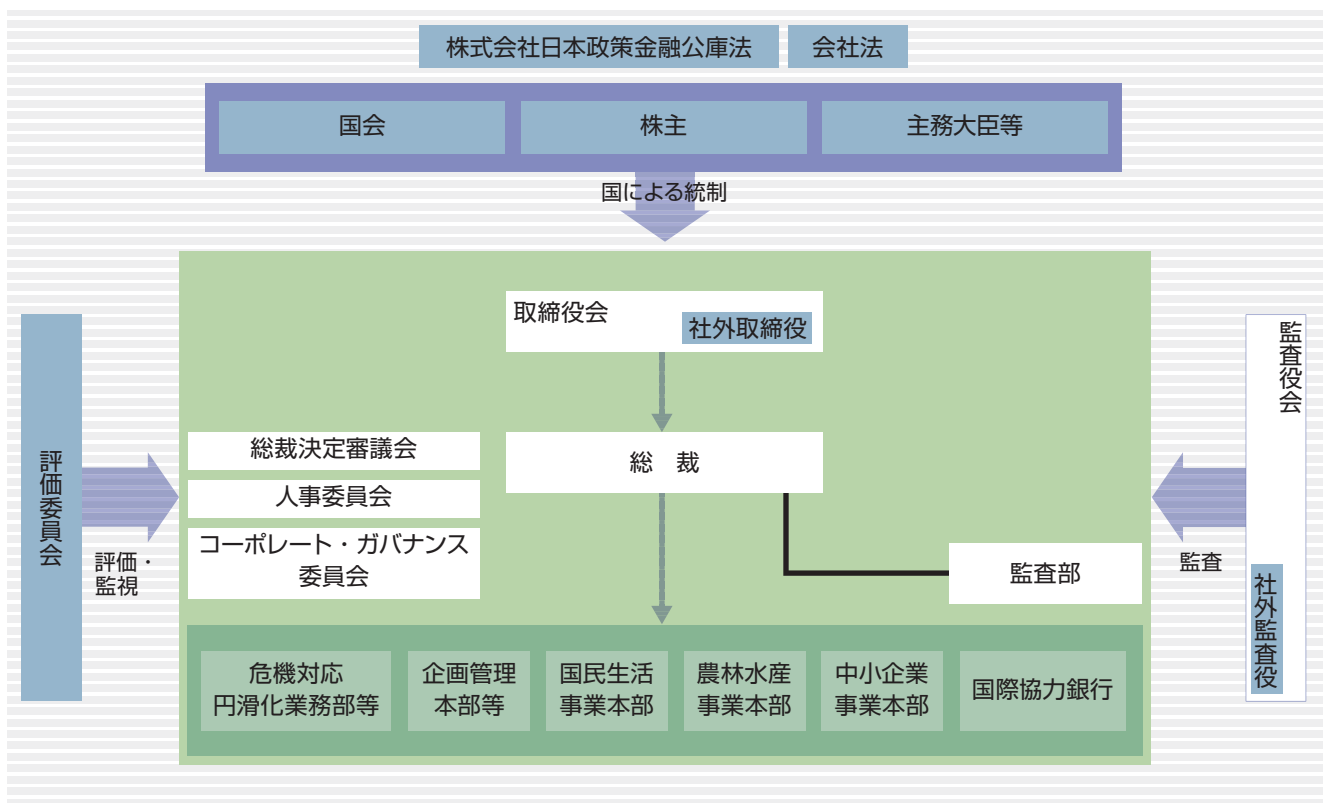
基本的な考え方

政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な業務運営を行います。経営の基本理念を実現するため、「透明性・公正性・迅速性」の3つの視点からガバナンス態勢の構築に取り組めます。

「透明性・公正性・迅速性」の実現のため、外部からの評価(評価委員会)ならびに内部および外部の監査(監査部、監査役会、会計監査人)を受ける態勢を構築しています。

また、取締役会が総裁に権限を委任し、意思決定の迅速化を図りつつ、重要事項を総裁決定審議会等の会議体で審議することにより、透明性・公正性を確保しています。

ガバナンス体制



(1) 国による統制

日本公庫は、一般の株式会社とは異なり、発行済株式の総数を政府が常時保有することが法定されているなど、国による強い統制^(※)を受ける特殊会社です。

(※) 国による統制

- 株主としての統制(会社法等)
- 主務省等による統制(金融庁・会計検査院検査を含みます。)
- 国会による統制(予算等)

(2) 取締役会

日本公庫の取締役会は、22名の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。取締役会は、原則と

して毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、代表取締役等が取締役会に職務の執行状況を定期的に報告しています。

(3) 監査役会

日本公庫の監査役会は4名で構成しており、うち3名を社外監査役としています。監査役は、監査役会で策定した監査基本方針および監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な会合等を通じて、取締役の職務執行等を監査しています。

(4) 評価委員会

日本公庫は、日本政府の決定（政策金融改革に係る制度設計）に基づき、政策目的に沿った事業が効率的に行われているかどうかという観点から業務の評価・監視を行うため、外部有識者による評価委員会を設置しています。

評価委員会では、公庫全体および事業本部等ごとの業務の評価・監視を行うとともに、業務執行に責任を負う経

営陣の評価を行います。

評価委員会の委員は、外部の有識者および社外取締役からなる「評価委員」ならびに日本公庫の業務に関して専門的な知見を有する外部の有識者からなる「専門委員」によって構成されています。

評価委員会名簿 （五十音順、敬称略）

（平成20年10月1日現在）

【評価委員】

◎勝俣 恒久	東京電力株式会社会長
角 紀代恵	立教大学法学部教授
阪田 雅裕	弁護士 前内閣法制局長官
中村 邦夫	パナソニック株式会社代表取締役会長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
早川 祥子	元株式会社資生堂コミュニケーションセンター所長 株式会社日本政策金融公庫社外取締役
森 一夫	日本経済新聞社特別編集委員兼論説委員
○吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

【専門委員】

浦田 秀次郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
勝川 俊雄	三重大学大学院生物資源学研究科准教授
生源寺 眞一	東京大学大学院農学生命科学研究科長、農学部長
高木 勇三	監査法人五大会長・代表社員
中田 真佐男	九州大学大学院経済学研究院准教授
根本 忠宣	中央大学商学部教授
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授

（◎は委員長、○は副委員長）

開催実績

○2008年度第1回（平成20年11月17日）

主な議事内容

- 1 評価委員会の議事運営方法について
- 2 日本公庫の評価制度のコンセプトについて
- 3 評価制度の枠組みに関して今後検討すべき事項について

○2008年度第2回（平成21年3月19日）

主な議事内容

- 1 評価委員会議事運営基準について
- 2 評価制度・基準について
- 3 経営陣の業績評価の枠組みについて

(5) 総裁決定審議会

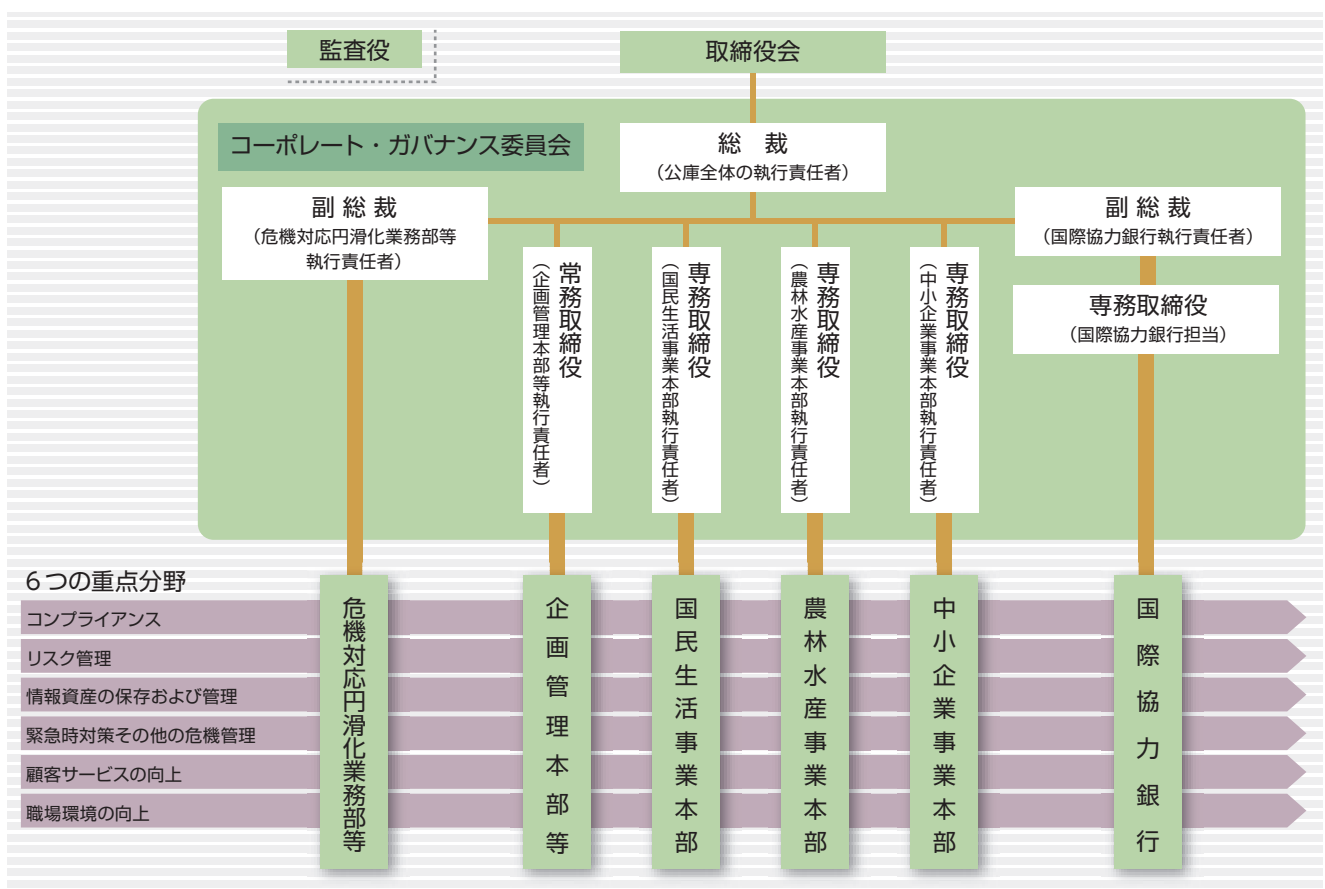
総裁の諮問により、日本公庫の経営に関する重要事項の審議および検討を行い、ならびに報告を受ける総裁決定審議会を設置しています。

(6) コーポレート・ガバナンス委員会

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。日本公庫では、事業本部等^(※)ごとにそれぞれ執行責任者を定め、権限と責任を明確にしています。各執行責任者は、所掌する事業本部等ごとに必要な態勢を整備しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、6つの重点分野に関する事項のうち、公庫全体の経営として把握し、または管理すべきものを審議します。

(※) 国民生活事業本部、農林水産事業本部、中小企業事業本部、国際協力銀行、危機対応円滑化業務部等および企画管理本部等をいいます。



(7) 内部監査

日本公庫では、業務全般に係る内部管理態勢について、その適切性、有効性を評価するとともに改善への提言を行うことなどを通じて、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するための部署として、監査部を設置しています。

監査部は、他の部署から独立した総裁直属の内部監査担当部署として、日本公庫の本店、支店、海外駐在員事務所などすべての部署を対象とした内部監査を行うとともに、代理店に対する監査も行っています。

監査にあたっては、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法

令や内部規定等の遵守状況などを検証・評価し、必要に応じて業務改善の提言を行っています。

内部監査の年度計画については総裁が決定し、また、内部監査の結果についても総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかな措置がとられることになります。

このように、監査部による内部監査が適切かつ効果的に実施されることにより、日本公庫の政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持が図られることになります。

◆内部統制基本方針

日本公庫は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役および職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について内部統制基本方針を定めています。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- 第1条 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。
- 2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。
 - 3 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
 - 4 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 5 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - 6 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- 第2条 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。
- 2 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
 - 3 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- 第3条 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- 2 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - 3 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
 - 4 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- 第4条 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
- 2 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
 - 3 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

- 第5条 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
- 2 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
 - 3 監査部は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その結果を総裁に報告する。
 - 4 監査部は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
 - 5 監査部は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

（監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項）

第6条 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

3 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

（監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項）

第7条 公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

（取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制）

第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

2 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

（監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

第9条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

2 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

4 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに監査部に協力を求めることができる。

5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

内部管理上の重点分野

日本公庫は、高度なガバナンスの追求に向けて、内部管理上重点的に取り組むべき6つの重点分野を定めています。

(1) コンプライアンス

日本公庫は、透明性の高い効率的な事業運営を目指し、法令を厳格に遵守することはもとより、社会的規範を十分にわきまえたコンプライアンス態勢を整備しています。

①コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンスを実践するための手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、全役職員に周知徹底しています。

②内部通報制度

コンプライアンス上問題のある行為やそのおそれのある行為を的確に把握し、解決することを目的として、職員が当該行為を直接通報できるコンプライアンス・ヘルプラインを公庫内および弁護士事務所に設置しています。

③反社会的勢力への対応

断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、日本公庫に対する公共の信頼を維持し、公庫の業務の適切性および健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

④インサイダー取引の防止

役職員によるインサイダー取引を未然に防止するため、役職員が遵守すべき基本的事項を定めた規定を整備し、全役職員に周知徹底しています。

(2) リスク管理

日本公庫は、政策金融機能を持続的かつ安定的に発揮するため、直面するリスクを総合的にとらえ、適切な管理を行っています。

【管理対象リスク】

管理対象リスク	定義
信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含みます。）の価値が減少または消失し、損失を被るリスク
信用保険引受リスク	保険事故の発生率、回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し損失を被るリスクおよび資産・負債（オフ・バランスを含みます。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）
オペレーショナル・リスク	業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク
人的リスク	不適切な就労状況、不適切な職場・安全環境、人材の流出・喪失、士気の低下、不十分な人材育成等により損失を被るリスク
法務リスク	法令や契約等に違反すること、不適切な契約を締結することその他法的原因等により損失を被るリスク
有形資産リスク	災害その他の事象から有形資産のき損・損害が発生するリスク
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから損失・損害が発生するリスク

(3) 情報資産の保存および管理

日本公庫ではセキュリティポリシーを定め、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うための態勢を整備しています。

セキュリティポリシー

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）では、高い水準の情報セキュリティを確保し、もって公庫の適正かつ効率的な業務運営に寄与することを目的として、情報資産の利用及び管理に関する以下の基本方針を定め、情報資産の適切な取扱い・管理・保護・維持を行います。

1 基本理念

公庫は、関係法令及び関連規定の定めに従うとともに、以下に掲げる基本理念に従い、情報資産の利用及び管理を行います。

- (1) 情報資産をその目的に沿って適切に使用すること。
- (2) 情報資産の管理のための権限は、業務の内容及び必要性を十分に検討したうえで、付与すること。
- (3) 情報セキュリティ対策の策定及び実施にあたっては、業務の内容を踏まえ、次の事項を考慮すること。
 - イ 実施体制の責任及び役割を明確にすること。
 - ロ 必要かつ十分に、有効かつ効率的な対策を必要な時期に迅速に行うこと。

2 情報資産の適正な管理

情報資産とは、情報及び情報システムをいい、機密性・完全性・可用性及び重要度等の観点から分類し、当該分類に応じた適切な管理を行います。

3 情報資産の管理体制

情報資産に係る安全性を確保するために必要な体制を構築します。

4 個人情報の保護

公庫は、プライバシーポリシーを定め、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の規定に基づき、個人情報の保護及び管理を適切に行います。

5 情報セキュリティに関する教育

公庫は、情報資産を取扱うすべての役職員が、関係する法令、本ポリシーその他の関連規定の内容を理解し、情報セキュリティ上の問題が生じないよう、業務に応じた必要な時期に必要な教育を行います。

6 業務の外部委託

公庫は、業務の委託等により、公庫の情報資産の管理を役職員以外の者にゆだねる場合には、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報資産の内容に応じ、適切な措置を講じます。

7 情報セキュリティ事故への対応

公庫は、個人情報又は顧客情報の漏えいその他の情報セキュリティ上で問題となる事案が発生した場合、速やかな対応を行います。

8 評価・見直し

本ポリシーは、関係する法令の制定又は改廃、情報セキュリティ技術の革新等の外部環境の変化及び組織、業務内容等の変更、公庫の情報システムの更改等の内部環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて、評価・見直しを行います。

以上

(4) 緊急時対策その他の危機管理

日本公庫では、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における、適正な業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しています。

(5) お客さまサービスの向上

日本公庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため顧客保護等管理方針を策定し、本方針に基づいたお客さまの視点に立った取組みに努めてまいります。

顧客保護等管理方針

- 1 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)は、法令等に従って適切かつ十分な説明やサポートを行うことにより、お客さまが得るべき利益の保護やお客さまの利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。
 - 2 公庫は、お客さまへの取引や商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行ってまいります。
 - 3 公庫は、お客さまからの相談等については、お客さまの理解と信頼を得られるよう、公正・迅速・誠実に対応してまいります。
 - 4 公庫は、お客さまに関する情報を、適切に保護・管理いたします。
 - 5 公庫は、公庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう管理いたします。
- ※ 本方針において、お客さまとは以下に掲げる法人その他団体又は個人を意味します。
- ①公庫の業務を利用していただいている方
 - ②公庫の業務を利用されていた方
 - ③公庫の業務の利用を検討されている方
- ※ 公庫においてお客さまの保護の必要性のある業務とは、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)第11条及び公庫が行うものとして法令に規定する業務をいいます。

(6) 職場環境の向上

日本公庫は業務運営の向上を図るため、職場環境向上部会(部会長:茂木取締役、アドバイザー:早川社外取締役)を設置し、職場環境の改善に向けて取り組んでいます。同

部会では定期的に職員の職場環境に対する評価を幅広く吸い上げ、その結果を踏まえて具体的な対策等を検討し、職場環境の改善に結びつけていきます。

個人情報の保護

日本公庫では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制のもと、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しています。

プライバシーポリシー

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）では、お客さまの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報の重要性を深く認識し、お客さまの個人情報を適正に取扱い、保護することが公庫のお客さまに対する責務であると考えています。

公庫では、お客さまの個人情報を保護するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独法等個人情報保護法」といいます。）、独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針等を遵守した業務運営を行います。

1 個人情報の取得

公庫は、適正かつ適法な手段により、お客さまの個人情報を取得いたします。

なお、お客さまの個人情報をお客さまから直接、書面により取得する際は、あらかじめ公庫の業務において必要な範囲での利用目的を明示します。

2 個人情報の利用

公庫は、取得するお客さまに関する必要な情報を、次のとおり利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。

事業共通

- 1 お客さまご本人さまの確認（融資制度等をご利用いただく資格、要件等の確認を含みます。）
- 2 ご融資のお申込の受付、ご融資の判断及びご融資後・お取引終了後の管理
- 3 ご契約の締結や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- 4 アンケートの実施等による調査・研究、参考情報の提供
- 5 ご質問・お問合せ、公庫からの照会その他のお取引を適切かつ円滑に履行するための対応

国民生活事業

- ① 融資制度等のご案内のためのダイレクトメール等の発送等^{（注）}

（注）お客さまに有益と思われる公庫の融資制度等についてダイレクトメールによりご案内させていただく場合がございます。ご希望されないお客さまは、最寄りの支店（国民生活事業）にお申し出いただければ、停止いたします。

- ② 次表に掲げるお客さまの情報の提供先への提供

提供するお客さまの情報	提供先
ア 経営改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会
イ 生活衛生改善貸付制度をご相談・お申込みのお客さま	都道府県生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター
ウ 教育貸付制度をお申込みのお客さま	個人信用情報機関
エ 恩給・共済年金担保貸付制度をお申込みのお客さま	恩給等の裁定庁
オ 財団法人教育資金融資保証基金に債務保証をお申込みのお客さま（教育貸付制度のみ）	財団法人教育資金融資保証基金
カ 団体信用生命保険をお申込みのお客さま	財団法人公庫団信サービス協会
キ 信用保証協会付融資をお申込みのお客さま	都道府県信用保証協会

農林水産事業

- ① ご融資に必要な行政庁等の選認定手続、又はご融資に必要な行政庁等の確認書や意見書受領の手続
- ② 主務省及び監督官庁への報告等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
- ③ 各種調査、データ分析やアンケートの実施等による、ご融資の判断に利用するための資料等の作成
- ④ 払込案内等の送付等、ご融資に関する各種情報の提供

中小企業事業

- ① 信用保険の引き受け、保険金の支払い及び引き受け後の管理
- ② お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の経営支援に必要な情報の提供

- ③ お取引先中小企業者の成長発展を支援するために行う、中小企業者の景況等の調査及びその公表
- ④ 融資制度の御案内又は御提案
- ⑤ 中小企業政策に対する評価及びその公表並びに新たな政策金融手法等の研究や開発

国際協力銀行

- ① 出融資・保証業務及び関連する審査・調査（又はそれらに附帯する業務）
- ② 上記以外の公庫（国際協力銀行）との契約に係る審査・連絡
- ③ 「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）等の法令に基づくご本人さまの確認
- ④ 公庫（国際協力銀行）が開催するセミナー等イベントのご案内
- ⑤ 公庫（国際協力銀行）関連資料等の送付
- ⑥ 調査・アンケート等の発出・回収及び当該結果の統計的処理・分析

危機対応円滑化業務部

- ① 損害担保の引受け、補償金の支払い及び事後管理
- ② 利子補給金の支給及び支給後の管理

3 個人情報の第三者提供

公庫は、お客さまから取得しました個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除いて、第三者に提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 利用目的の範囲内で提供する場合
- (3) お客さまの事前の同意を得ている場合
- (4) 行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある場合
- (5) 統計の作成又は学術研究の目的の場合
- (6) 明らかにお客さまの利益になる場合、その他個人情報を提供することについて特別な理由がある場合

4 業務委託

公庫の業務を円滑に遂行するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託業者に業務委託する場合があります。この場合、十分な個人情報の安全管理対策を講じている信頼できる事業者を選定するとともに、守秘義務契約等を締結したうえで、その取扱い・管理が十分されていることを監督し、個人情報の保護に万全を期すよう努めます。

5 個人情報の管理

- (1) 公庫は、お客さまの個人情報を、業務遂行する範囲において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、不当なアクセスや個人情報の漏えい・紛失・滅失・改ざん等に対する予防措置および安全対策を講じます。
- (2) 公庫は、お客さまの個人情報の保護と適正な管理方法について、職員教育を継続して実施し、日常業務における適正な取扱いを徹底いたします。
- (3) 公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

6 個人情報の開示、訂正、利用停止等

お客さまが、公庫が保有するお客さまの個人情報の開示、訂正、利用停止等（以下「開示等」といいます。）を希望される場合は、独法等個人情報保護法の開示等の手続きに基づき取扱います。

なお、独法等個人情報保護法の開示等の手続きによらず、開示等ができる場合がありますので、最寄りの支店（取扱事業）にご相談ください。

7 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ

公庫におけるお客さまの個人情報の取扱い等のご相談、苦情等につきましては、最寄りの支店（取扱事業）にご相談ください。

8 継続的な改善

公庫は、お客さまの個人情報の取扱いについては、必要に応じて改善を行っていきます。

以上

情報公開制度

日本公庫は、保有する情報の一層の公開を図り、諸活動を国民の皆さまに説明する責務を全うしてまいります。

公庫は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成14年10月1日施行）の対象機関として、開

示請求権制度のほか、情報提供制度により、ディスクロージャーの一層の推進に取り組んでおります。

なお、情報提供を行っている主な資料は、次表の通りです。

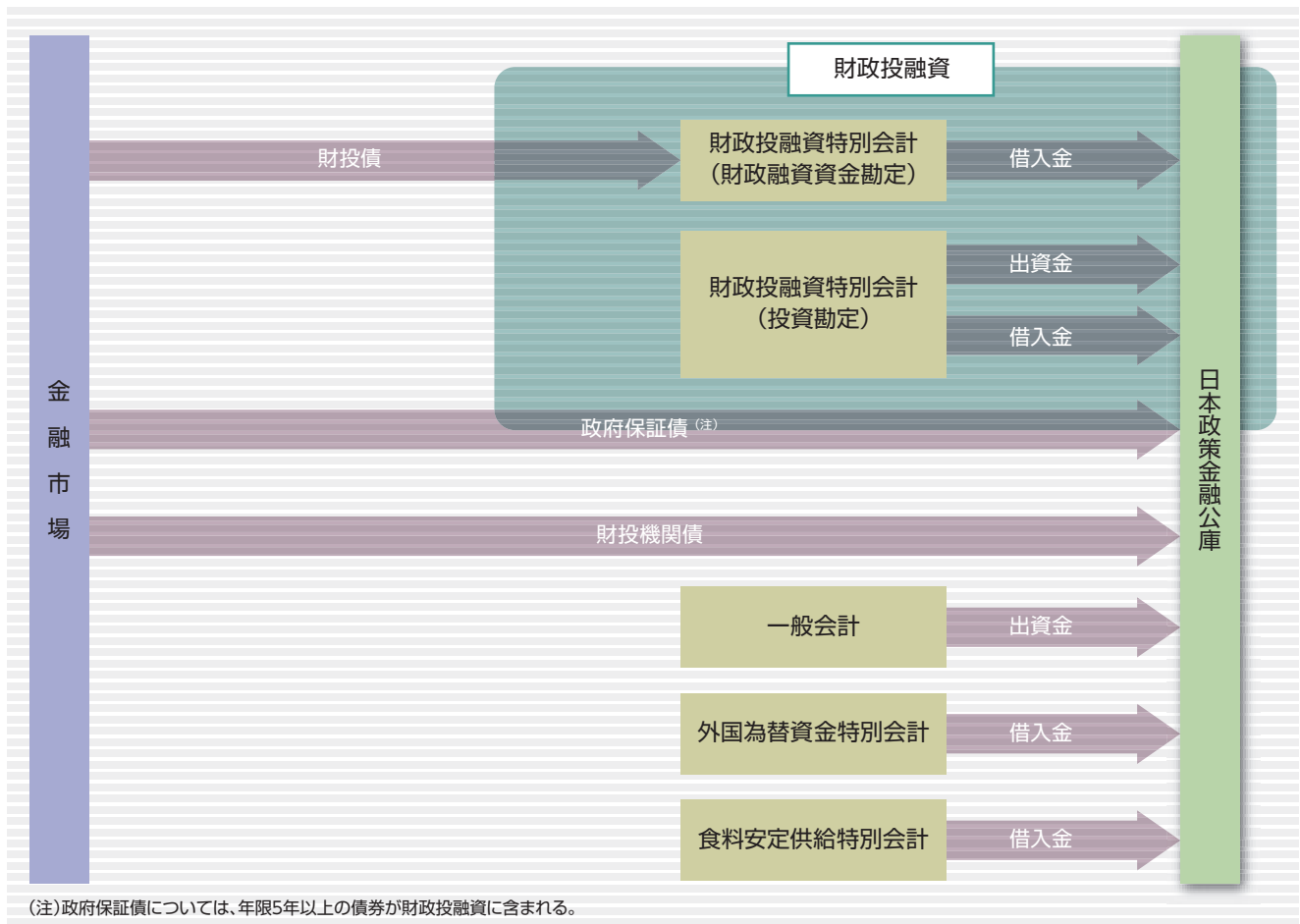
【情報提供資料（主なもの）】

資料の種類	公表場所・方法	公表時期
事業報告	●各店舗に備置き ●総務省内の行政情報総合案内センターに備置き ●国会図書館、都道府県、経済団体等に配付	6～9月
計算書類		
財産目録		
決算報告書		
監査役の見解		
監査報告		
会計監査報告	●各店舗に備置き ●総務省内の行政情報総合案内センターに備置き ●ご希望の方に配付	9月
ディスクロージャー誌（本誌）		
ホームページ	●インターネット上に開設 （アドレス http://www.jfc.go.jp/）	随時内容を更新
●業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載		
●電子公告（決算公告等）		

資金調達

資金調達の仕組み

日本公庫では、財政融資資金借入金、政府保証債、財投機関債、政府出資金等の多様な手段によって資金調達を行っています。



▶ 財投機関債

日本公庫の前身である国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行は、平成13年度（一部機関は平成14年度）より財投機関債（政府保証のない国内公募債券）を、短期から中長期、超長期ゾーンまで幅広い年限で発行してきました。平成21年度補正後予算上、総額2,000億円の発行を予定しています。

また、当公庫の財投機関債の格付けおよび過去の発行実績は、次の通りとなっています。

【財投機関債の格付け/平成21年8月1日現在】

株式会社格付投資情報センター (R&I)	AAA
株式会社日本格付研究所 (JCR)	AAA
Moody's	Aa2
S&P	AA

【発行実績】

(単位:億円)

	平成19年度実績	平成20年度上期実績	平成20年度下期実績
国民生活事業	1,700	600	—
農林水産事業	230	100	—
中小企業事業	1,100	550	—
国際協力銀行	2,000	700	—
計	5,030	1,950	—

(注)額面ベース。なお、平成19年度から平成20年度上期の実績については、統合前の各機関にかかる計数です。

▶ 政府保証国内債

政府保証国内債については、日本公庫の前身である国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫および中小企業金融公庫において発行実績があり、平成21年度補正後予算上も、国民生活事業、中小企業事業および危機対応円滑化

業務の資金に充当するための発行が予定されています。

また、当公庫の政府保証国内債の過去の発行実績は、次の通りとなっています。

【発行実績】

(単位:億円)

	平成19年度実績	平成20年度上期実績	平成20年度下期実績
国民生活事業	700	—	—
中小企業事業	500	500	—
危機対応円滑化業務	—	—	3,000
計	1,200	500	3,000

(注) 額面ベース。なお、平成19年度から平成20年度上期の実績については、統合前の各機関にかかる計数です。

▶ 政府保証外債

政府保証外債については、国際協力銀行（およびその前身の日本輸出入銀行）が、主にグローバル市場およびユーロ市場において、また中小企業金融公庫が、過去ユーロ市場やスイス市場などでの起債を行っております。また、平成17年9月には、日本政府がASEAN+3（日中韓）の枠組みの中で推進しているアジア債券市場育成構想(Asian

Bond Markets Initiative; ABMI)を支援すべく、国際協力銀行がタイ・バーツ建政府保証外債を発行しています。なお、平成21年度補正後予算上、国際協力銀行の資金に充当すべく、最大7,700億円（約75億米ドル相当）の発行が予定されています。

【発行実績】

(単位:百万米ドル)

	平成19年度実績	平成20年度上期実績	平成20年度下期実績
国際協力銀行	1,500	1,500	—

(注) 額面ベース。なお、平成19年度から平成20年度上期の実績については、統合前の国際協力銀行にかかる計数です。

【政府保証外債の格付け/平成21年8月1日現在】

Moody's	Aa2
S&P	AA

5 組織・沿革

1 組織について	62
2 本店・支店所在地一覧	63
3 日本公庫の沿革	72

組織について

本店・支店所在地一覧 (平成21年8月31日時点)

	所在地		電話番号
本店 (国際協力銀行)	〒100-0004 (〒100-8144)	東京都千代田区大手町1-9-3 (東京都千代田区大手町1-4-1)	
【北海道】			
札幌支店			
国民生活事業	〒060-0001	札幌市中央区北一条西2-2-2 北海道経済センタービル	011-231-9131
中小企業事業			011-281-5221
農林水産事業	〒060-0004	札幌市中央区北四条西5-1 アスティ 45ビル	011-251-1261
札幌北支店			
国民生活事業	〒060-0807	札幌市北区北七条西2-8-1 北ビル	011-726-4221
函館支店			
国民生活事業	〒040-0065	函館市豊川町20-9	0138-23-8291
中小企業事業			0138-23-7175
小樽支店			
国民生活事業	〒047-0032	小樽市稲穂2-1-3	0134-23-1167
旭川支店			
国民生活事業	〒070-0034	旭川市四条通9-1704-12 朝日生命旭川ビル	0166-23-5241
中小企業事業			0166-24-4161
室蘭支店			
国民生活事業	〒050-0083	室蘭市東町2-9-8	0143-44-1731
釧路支店			
国民生活事業	〒085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル	0154-43-3330
中小企業事業			0154-43-2541
帯広支店			
国民生活事業	〒080-0013	帯広市西三条南6-2	0155-24-3525
農林水産事業			0155-27-4011
北見支店			
国民生活事業	〒090-0036	北見市幸町1-2-22	0157-24-4115
農林水産事業			0157-61-8212
【青森】			
青森支店			
国民生活事業	〒030-0861	青森市長島1-4-2	017-723-2331
農林水産事業			017-777-4211
中小企業事業			017-734-2511
弘前支店			
国民生活事業	〒036-8354	弘前市大字上鞆師町18-1 弘前商工会議所会館	0172-36-6303
八戸支店			
国民生活事業	〒031-0074	八戸市大字馬場町1-2	0178-22-6274
【岩手】			
盛岡支店			
国民生活事業	〒020-0024	盛岡市菜園2-7-21	019-623-4376
農林水産事業	〒020-0021	盛岡市中央通2-2-5 住友生命ビル	019-653-5121
中小企業事業	〒020-0045	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス	019-623-6125
一関支店			
国民生活事業	〒021-0877	一関市城内1-9	0191-23-4157
【宮城】			
仙台支店			
国民生活事業	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-1-8	022-222-5171
農林水産事業	〒980-6011	仙台市青葉区中央4-6-1 住友生命仙台中央ビル	022-221-2331
中小企業事業	〒980-6016		022-223-8141
石巻支店			
国民生活事業	〒986-0825	石巻市穀町16-1 明治中央ビル	0225-94-1201
【秋田】			
秋田支店			
国民生活事業	〒010-0877	秋田市千秋矢留町2-8	018-832-5641
農林水産事業	〒010-0001	秋田市中通1-2-26 秋田農林ビル	018-833-8247
中小企業事業	〒010-0001	秋田市中通2-3-8 秋田アトリオンビル	018-832-5511
大館支店			
国民生活事業	〒017-8567	大館市御成町2-3-38	0186-42-3407

	所在地		電話番号
【山形】			
山形支店			
国民生活事業	〒990-0031	山形市十日町2-4-19住友生命山形第2ビル	023-642-1331
農林水産事業	〒990-0039	山形市香澄町3-1-7朝日生命山形ビル	023-625-6135
中小企業事業	〒990-0042	山形市七日町3-1-9山形商工会議所会館	023-641-7941
米沢支店			
国民生活事業	〒992-0045	米沢市中央4-1-30米沢商工会議所会館	0238-21-5711
酒田支店			
国民生活事業	〒998-0036	酒田市船場町1-1-2	0234-22-3120
【福島】			
福島支店			
国民生活事業	〒960-8041	福島市大町1-16	024-523-2341
農林水産事業			024-521-3328
中小企業事業	〒960-8031	福島市栄町6-6NBFユニックスビル	024-522-9241
会津若松支店			
国民生活事業	〒965-0878	会津若松市中町2-35	0242-27-3120
郡山支店			
国民生活事業	〒963-8005	郡山市清水台1-6-21山相郡山ビル	024-923-7140
いわき支店			
国民生活事業	〒970-8026	いわき市平字菱川町1-5	0246-25-7251
【茨城】			
水戸支店			
国民生活事業	〒310-0021	水戸市南町3-3-55	029-221-7137
農林水産事業	〒310-0026	水戸市泉町1-2-4水戸泉町第一生命ビル	029-232-3623
中小企業事業	〒310-0021	水戸市南町3-4-14明治安田生命水戸南町ビル	029-231-4246
日立支店			
国民生活事業	〒317-0073	日立市幸町1-4-1三井生命日立ビル	0294-24-2451
土浦支店			
国民生活事業	〒300-0043	土浦市中央1-1-26日本生命土浦ビル	029-822-4141
【栃木】			
宇都宮支店			
国民生活事業	〒320-0813	宇都宮市二番町1-31	028-634-7141
農林水産事業	〒320-0026	宇都宮市馬場通り1-1-11宇都宮TDビル	028-622-9195
中小企業事業	〒320-0806	宇都宮市中央3-1-4栃木県産業会館	028-636-7171
佐野支店			
国民生活事業	〒327-0024	佐野市亀井町2649-3	0283-22-3011
【群馬】			
前橋支店			
国民生活事業	〒371-0023	前橋市本町1-6-19	027-223-7311
農林水産事業			027-243-6061
中小企業事業	〒371-0023	前橋市本町2-13-11前橋センタービル	027-235-8686
高崎支店			
国民生活事業	〒370-0826	高崎市連雀町81日本生命高崎ビル	027-326-1621
【埼玉】			
さいたま支店			
国民生活事業	〒330-0802	さいたま市大宮区宮町1-109-1大宮宮町ビル	048-643-3711
農林水産事業			048-645-5421
中小企業事業			048-643-8320
浦和支店			
国民生活事業	〒330-0064	さいたま市浦和区岸町4-25-14	048-822-7171
川越支店			
国民生活事業	〒350-1123	川越市脇田本町14-1日本生命川越ビル	049-246-3211
熊谷支店			
国民生活事業	〒360-0041	熊谷市宮町2-45	048-521-2731
越谷支店			
国民生活事業	〒343-0816	越谷市弥生町3-33明治安田生命越谷ビル	048-964-5561
【千葉】			
千葉支店			
国民生活事業	〒260-0013	千葉市中央区中央4-13-9	043-227-1171
農林水産事業			043-227-4435
中小企業事業	〒260-0027	千葉市中央区新田町1-1千葉新田町第一生命ビル	043-243-7121

所在地			電話番号
船橋支店			
国民生活事業	〒273-0005	船橋市本町1-10-10船橋商工会議所会館	047-433-8252
館山支店			
国民生活事業	〒294-0045	館山市北条1063-2	0470-22-2911
松戸支店			
国民生活事業	〒271-0091	松戸市本町7-10ちばぎんビル	047-367-1191
【東京】			
東京支店			
国民生活事業	〒100-0004	千代田区大手町1-9-3公庫ビル	03-3270-1300
農林水産事業		千代田区大手町1-8-2新公庫ビル	03-3270-9791
中小企業営一事業		千代田区大手町1-9-3公庫ビル	03-3270-1282
中小企業営二事業		千代田区大手町1-8-2新公庫ビル	03-3270-7994
中小企業営三事業		千代田区大手町1-8-2新公庫ビル	03-3270-6801
東京中央支店			
国民生活事業	〒104-0033	中央区新川1-17-28	03-3553-3441
新宿支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒160-0023	新宿区西新宿1-14-9	03-3342-4171
			03-3343-1261
上野支店			
国民生活事業	〒110-0015	台東区東上野2-18-10日本生命上野ビル	03-3835-1391
江東支店			
国民生活事業	〒130-0022	墨田区江東橋3-7-8日本生命錦糸町ビル	03-3631-8171
五反田支店			
国民生活事業	〒141-0031	品川区西五反田1-31-1日本生命五反田ビル	03-3490-7370
大森支店			
国民生活事業	〒143-0016	大田区大森北1-15-17	03-3761-7551
中小企業事業	〒140-0013	品川区南大井6-22-7大森ベルポートE館	03-5763-3001
渋谷支店			
国民生活事業	〒150-0041	渋谷区神南1-21-1日本生命ビル	03-3464-3311
池袋支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒171-0022	豊島区南池袋2-27-9池袋室町ビル	03-3983-2131
			03-3986-1261
板橋支店			
国民生活事業	〒173-0013	板橋区氷川町39-2板橋法人会館	03-3964-1811
千住支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒120-0036	足立区千住仲町41-1三井生命北千住ビル	03-3881-6175
			03-3870-2125
八王子支店			
国民生活事業	〒192-0082	八王子市東町7-3マニユライフプレイス八王子	042-646-7711
立川支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒190-8551	立川市錦町1-9-15	042-524-4191
			042-528-1261
三鷹支店			
国民生活事業	〒181-0013	三鷹市下連雀3-26-9サンシロービル	0422-43-1151
【神奈川】			
横浜支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒231-8831	横浜市中区南仲通2-21-2	045-201-9912
			045-641-1841
中小企業事業	〒220-6216	横浜市西区みなとみらい2-3-5クイーンズタワー C棟	045-682-1061
横浜西口支店			
国民生活事業	〒220-0004	横浜市西区北幸1-11-7日本生命ビル	045-311-2641
川崎支店			
国民生活事業	〒210-0015	川崎市川崎区南町1-1日本生命川崎ビル	044-211-1211
小田原支店			
国民生活事業	〒250-0014	小田原市城内1-21小田原商工会館ビル	0465-23-3175
厚木支店			
国民生活事業	〒243-8575	厚木市中町3-11-21明治安田生命厚木ビル	046-222-3315

		所在地	電話番号
【新潟】			
新潟支店			
国民生活事業	〒951-8113	新潟市中央区寄居町332	025-228-2151
農林水産事業	〒951-8113	新潟市中央区寄居町344-1 新潟農林ビル	025-222-6151
中小企業事業	〒951-8061	新潟市中央区西堀通六番町5942みずほ銀行ビル	025-228-6371
長岡支店			
国民生活事業	〒940-0087	長岡市千手3-9-23	0258-36-4360
三条支店			
国民生活事業	〒955-0092	三条市須頃1-20三条商工会議所会館	0256-34-7511
高田支店			
国民生活事業	〒943-0833	上越市大町3-2-1	025-524-2340
【富山】			
富山支店			
国民生活事業	〒930-0004	富山市桜橋通り2-25富山第一生命ビル	076-431-1191
農林水産事業			076-441-8411
中小企業事業			076-442-2483
高岡支店			
国民生活事業	〒933-0912	高岡市丸の内1-40高岡商工ビル	0766-25-1171
【石川】			
金沢支店			
国民生活事業	〒920-0919	金沢市南町6-1朝日生命金沢ビル	076-263-7191
農林水産事業			076-263-6471
中小企業事業			076-231-4275
小松支店			
国民生活事業	〒923-0801	小松市園町二-1小松商工会議所ビル	0761-21-9101
【福井】			
福井支店			
国民生活事業	〒918-8004	福井市西木田2-8-1福井商工会議所ビル	0776-33-1755
農林水産事業			0776-33-2385
中小企業事業			0776-33-0030
武生支店			
国民生活事業	〒915-0802	越前市北府3-1-5	0778-23-1133
【山梨】			
甲府支店			
国民生活事業	〒400-0031	甲府市丸の内2-26-2	055-224-5361
農林水産事業			055-228-2182
中小企業事業			055-228-5790
【長野】			
長野支店			
国民生活事業	〒380-0816	長野市三輪田町1291	026-233-2141
農林水産事業	〒380-0836	長野市南県町1081長野東京海上日動ビル	026-227-8900
松本支店			
国民生活事業	〒390-0811	松本市中央1-4-20日本生命松本駅前ビル	0263-33-7070
中小企業事業			0263-33-0300
小諸支店			
国民生活事業	〒384-0025	小諸市相生町3-3-3小諸商工会議所会館	0267-22-2591
伊那支店			
国民生活事業	〒396-0025	伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
【岐阜】			
岐阜支店			
国民生活事業	〒500-8819	岐阜市千石町2-22	058-263-2136
農林水産事業			058-264-4855
中小企業事業			058-265-3171
多治見支店			
国民生活事業	〒507-0837	多治見市青木町6-2	0572-22-6341
【静岡】			
静岡支店			
国民生活事業	〒420-0034	静岡市葵区常盤町2-5-1	054-254-4411
農林水産事業	〒422-8067	静岡市駿河区南町18-1サウススポット静岡	054-286-0233
中小企業事業	〒420-0851	静岡市葵区黒金町59-6大同生命静岡ビル	054-254-3631

所在地			電話番号
浜松支店			
国民生活事業	〒430-0917	浜松市中区常盤町132-14	053-454-2341
沼津支店			
国民生活事業	〒410-8585	沼津市市場町5-7	055-931-5281
【愛知】			
名古屋支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒450-0002	名古屋市中村区名駅3-25-9堀内ビル	052-561-6301 052-582-0741 052-551-5181
名古屋中支店			
国民生活事業	〒460-0003	名古屋市中区錦1-11-20大永ビル	052-221-7241
熱田支店			
国民生活事業	〒456-0025	名古屋市熱田区玉の井町7-30	052-681-2271
中小企業事業	〒456-0031	名古屋市熱田区神宮4-7-27宝18ビル	052-682-7881
豊橋支店			
国民生活事業	〒440-0806	豊橋市八町通2-15	0532-52-3191
岡崎支店			
国民生活事業	〒444-0043	岡崎市唐沢町1-4-2朝日生命岡崎ビル	0564-24-1711
一宮支店			
国民生活事業	〒491-0852	一宮市大志2-3-18	0586-73-3131
【三重】			
津支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒514-0021	津市万町津133	059-227-5211 059-229-5750 059-227-0251
四日市支店			
国民生活事業	〒510-0088	四日市市元町9-18	059-352-3121
伊勢支店			
国民生活事業	〒516-0074	伊勢市本町4-3三井生命ビル	0596-24-5191
【滋賀】			
大津支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒520-0047	大津市浜大津1-2-28	077-524-1656 077-525-7195
中小企業事業	〒520-0056	大津市末広町1-1日本生命大津ビル	077-524-3825
彦根支店			
国民生活事業	〒522-0075	彦根市佐和町11-34	0749-24-0201
【京都】			
京都支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒604-8145	京都市中京区東洞院通蛸薬師下る元竹田町630	075-211-3231 075-221-7825
農林水産事業	〒600-8008	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20 四条烏丸FTスクエア	075-221-2147
西陣支店			
国民生活事業	〒602-8375	京都市上京区一条通御前通西入大上之町82	075-462-5121
舞鶴支店			
国民生活事業	〒624-0923	舞鶴市字魚屋66	0773-75-2211
【大阪】			
大阪支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒530-0057	大阪市北区曽根崎2-3-5梅新第一生命ビルディング	06-6315-0301 06-6131-0750 06-6314-7700
国際協力銀行・ 西日本国際営業部			06-6311-2520
大阪西支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒550-0005	大阪市西区西本町1-13-47新信濃橋ビル	06-6538-1401 06-4390-0366
阿倍野支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒545-0053	大阪市阿倍野区松崎町3-15-12	06-6621-1441 06-6623-2160
玉出支店			
国民生活事業	〒557-0044	大阪市西成区玉出中2-15-22明治安田生命玉出ビル	06-6659-1261

	所在地		電話番号
十三支店			
国民生活事業	〒532-0025	大阪市淀川区新北野1-9-24三井生命十三ビル	06-6305-1631
大阪南支店			
国民生活事業	〒542-0086	大阪市中央区西心斎橋2-2-7心斎橋東京海上日動ビル	06-6211-7507
堺支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒591-8025	堺市北区長曽根町130-23堺商工会議所会館	072-257-3600 072-255-1261
吹田支店			
国民生活事業	〒564-0027	吹田市朝日町27-14ウラタビル	06-6319-2061
守口支店			
国民生活事業	〒570-0094	守口市京阪北本通4-10	06-6993-6121
泉佐野支店			
国民生活事業	〒598-0007	泉佐野市上町3-1-6	072-462-1355
東大阪支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒577-0054	東大阪市高井田元町2-9-2	06-6782-1321 06-6787-2661
【兵庫】			
神戸支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒650-0023 〒650-0044	神戸市中央区栄町通5-2-19 神戸市中央区東川崎町1-7-4ハーバーランドダイヤニッセイビル	078-341-4981 078-362-8451 078-362-5961
神戸東支店			
国民生活事業	〒657-0035	神戸市灘区友田町3-6-15KHK 灘ビル	078-854-2900
姫路支店			
国民生活事業	〒670-0917	姫路市忍町200	079-225-0571
尼崎支店			
国民生活事業	〒660-0892	尼崎市東難波町4-18-1	06-6481-3601
明石支店			
国民生活事業	〒673-0898	明石市樽屋町8-36	078-912-4114
豊岡支店			
国民生活事業	〒668-0032	豊岡市千代田町10-6	0796-22-4327
【奈良】			
奈良支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒630-8253 〒630-8115	奈良市内侍原町51-1 奈良市大宮町7-1-33奈良センタービルディング	0742-23-8041 0742-26-8781 0742-35-9910
【和歌山】			
和歌山支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒640-8158	和歌山市十二番丁58	073-422-3151 073-423-0644 073-431-9301
田辺支店			
国民生活事業	〒646-0031	田辺市湊1666-8	0739-22-6120
【鳥取】			
鳥取支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒680-0834 〒680-0834 〒680-0031	鳥取市永楽温泉町251 鳥取市永楽温泉町271朝日生命鳥取ビル 鳥取市本町2-123三井生命鳥取ビル	0857-22-3156 0857-20-2151 0857-23-1641
米子支店			
国民生活事業	〒683-0812	米子市角盤町2-101	0859-34-5821
【島根】			
松江支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒690-0887	松江市殿町111松江センチュリービル	0852-23-2651 0852-26-1133 0852-21-0110
浜田支店			
国民生活事業	〒697-0027	浜田市殿町82-7	0855-22-2835

	所在地		電話番号
【岡山】			
岡山支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒700-0825	岡山市北区田町1-11-13	086-225-0011 086-222-7666
農林水産事業	〒700-0826	岡山市北区磨屋町9-18-401岡山県農業会館	086-232-3611
倉敷支店			
国民生活事業	〒710-0055	倉敷市阿知2-9-10藤徳物産ビル	086-425-8401
津山支店			
国民生活事業	〒708-0022	津山市山下18-1	0868-22-6135
【広島】			
広島支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒730-0042	広島市中区国泰寺町2-3-20	082-244-2231 082-249-9152
中小企業事業	〒730-0036	広島市中区袋町5-25広島袋町ビル	082-247-9151
呉支店			
国民生活事業	〒737-0045	呉市本通4-9-7-101明治安田生命呉ビル	0823-24-2600
尾道支店			
国民生活事業	〒722-0014	尾道市新浜1-6-26	0848-22-6111
福山支店			
国民生活事業	〒720-0814	福山市光南町2-2-7	084-922-6550
【山口】			
山口支店			
国民生活事業 農林水産事業	〒753-0074	山口市中央5-2-47	083-922-3660 083-922-2140
下関支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒750-0016	下関市細江町2-4-3	083-222-6225 083-223-2251
岩国支店			
国民生活事業	〒740-0017	岩国市今津町1-8-1一番町ビル	0827-22-6265
徳山支店			
国民生活事業	〒745-0836	周南市慶万町4-2	0834-21-3455
【徳島】			
徳島支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒770-0856	徳島市中洲町1-58	088-622-7271 088-656-6880 088-625-7790
【香川】			
高松支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒760-0023	高松市寿町2-2-7COI高松ビル	087-851-0181 087-851-2880 087-851-9141
【愛媛】			
松山支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒790-0003	松山市三番町6-7-3	089-941-6148 089-933-3371 089-943-1231
宇和島支店			
国民生活事業	〒798-0060	宇和島市丸之内1-3-24商工会議所会館	0895-22-4766
新居浜支店			
国民生活事業	〒792-8691	新居浜市繁本町3-3	0897-33-9101
【高知】			
高知支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒780-0834	高知市堺町2-26高知中央第一生命ビルディング	088-822-3191 088-825-1091 088-875-0281
【福岡】			
福岡支店			
国民生活事業	〒812-8689	福岡市博多区博多駅前3-21-12	092-411-9111
農林水産事業	〒810-0001	福岡市中央区天神4-2-20天神幸ビル	092-751-5736
中小企業事業	〒810-0001	福岡市中央区天神1-13-2福岡興銀ビル	092-781-2261

		所在地	電話番号
福岡西支店			
国民生活事業	〒 810-0041	福岡市中央区大名1-4-1NDビル	092-712-4381
北九州支店			
国民生活事業	〒 802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町1-10-10大同生命北九州ビル	093-541-7550
八幡支店			
国民生活事業	〒 806-0021	北九州市八幡西区黒崎3-1-7日本生命黒崎ビル	093-641-7715
久留米支店			
国民生活事業	〒 830-0032	久留米市東町36-8三井生命ビル	0942-34-1212
【佐賀】			
佐賀支店			
国民生活事業	〒 840-0816	佐賀市駅南本町4-21	0952-22-3341
農林水産事業	〒 840-0801	佐賀市駅前中央1-5-10朝日生命佐賀駅前ビル	0952-27-4120
中小企業事業	〒 840-0816	佐賀市駅南本町5-1住友生命佐賀ビル	0952-24-7224
【長崎】			
長崎支店			
国民生活事業	〒 850-0057	長崎市大黒町10-4	095-824-3141
農林水産事業	〒 850-0033	長崎市万才町6-38明治安田生命長崎ビル	095-824-6221
中小企業事業	〒 850-0033	長崎市万才町7-1住友生命ビル	095-823-6191
佐世保支店			
国民生活事業	〒 857-0043	佐世保市天満町2-21	0956-22-9155
【熊本】			
熊本支店			
国民生活事業	〒 860-0804	熊本市辛島町5-1日本生命熊本ビル	096-353-6121
農林水産事業	〒 860-0842	熊本市南千反畑町2-6	096-353-3104
中小企業事業	〒 860-0808	熊本市手取本町2-5住友信託ビル	096-352-9155
八代支店			
国民生活事業	〒 866-0857	八代市出町4-17	0965-32-5195
【大分】			
大分支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒 870-0034	大分市都町2-1-12	097-535-0331
			097-532-8491
			097-532-4106
別府支店			
国民生活事業	〒 874-0924	別府市餅ヶ浜町9-1	0977-25-1151
【宮崎】			
宮崎支店			
国民生活事業 農林水産事業 中小企業事業	〒 880-0805	宮崎市橘通東3-6-30	0985-23-3274
			0985-29-6811
			0985-24-4214
延岡支店			
国民生活事業	〒 882-8678	延岡市瀬之口町1-3-10	0982-33-6311
【鹿児島】			
鹿児島支店			
国民生活事業 中小企業事業	〒 892-0821	鹿児島市名山町1-26	099-224-1241
			099-223-2221
農林水産事業	〒 892-0842	鹿児島市東千石町1-38鹿児島商工会議所ビル	099-805-0511
鹿屋支店			
国民生活事業	〒 893-0006	鹿屋市向江町8-17	0994-42-5141
川内支店			
国民生活事業	〒 895-0027	薩摩川内市西向田町5-29明治安田生命川内ビル	0996-20-2191

(注) 1 支店における事業は、国民生活事業、農林水産事業又は中小企業事業等の専門職員が常駐している事業名を記載しています。
 2 各事業の専門職員が常駐していない支店においても、定期的な出張やテレビ電話等を活用し、ご相談や情報提供を行っています。

海外駐在員事務所等所在地一覧

	所在地	電話番号
北京駐在員事務所	2102, Tower C Office Building, YINTAI Center, No.2 Jianguomenwai Avenue, Chaoyang District, Beijing 100022, P.R.C	86-10-6505-8989
香港駐在員事務所	Suite 3111-3112, Level 31, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong	852-2869-8505~7
バンコク駐在員事務所	14th Floor, Nantawan Bldg., 161 Rajdamri Road, Bangkok, 10330, Thailand	国際協力銀行 66-2-252-5050 中小企業事業 66-2-252-5496~8
ハノイ駐在員事務所	3rd Floor, Sun City, 13 Hai Ba Trung Street, Hoan Kiem District, Hanoi, Viet Nam	84-4-3824-8934~6
ジャカルタ駐在員事務所	Summitmas II 5th Floor, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62, Jakarta Selatan, Indonesia	62-21-5220693
マニラ駐在員事務所	11/F, Tower 1, The Enterprise Center, 6766 Ayala Avenue corner Paseo de Roxas, Makati City, Philippines	63-2-856-7711~4
シンガポール駐在員事務所	9 Raffles Place, #53-01 Republic Plaza, Singapore 048619	65-6557-2806
ニューデリー駐在員事務所	1st floor, The Metropolitan Hotel New Delhi, Bangla Sahib Road, New Delhi, 110001, India	91-11-4352-2900
シドニー駐在員事務所	Suite 2501, Level 25, Gateway, 1 Macquarie Place, Sydney, N.S.W.2000, Australia	61-2-9241-1388
モスクワ駐在員事務所	123610 Moscow, Krasnopresnenskaya Nab.12, World Trade Center, Office No.905, Russian Federation	7-495-258-1832, 1835,1836
フランクフルト駐在員事務所	Taunustor 2, 60311 Frankfurt am Main, Germany	49-69-2385770
ロンドン駐在員事務所	4th Floor, River Plate House,7-11 Finsbury Circus, London, EC2M 7EX, U.K.	44-20-7638-0175
パリ駐在員事務所	21, Boulevard de la Madeleine, 75038 Paris Cedex 01, France	33-1-4703-6190
ドバイ駐在員事務所	9th floor, West, The Gate Dubai International Financial Center, P.O. Box 121300, Dubai, U.A.E.	971-4-363-7091
ニューヨーク駐在員事務所	712 Fifth Avenue 26th Floor New York, NY 10019 U.S.A.	1-212-888-9500
トロント連絡処	130 King Street West, Exchange Tower, P.O.Box 493, Suite 3660, Toronto, ON, M5X 1E5, Canada	1-416-865-1700
ワシントン駐在員事務所	1627 Eye Street, N.W., Suite 500, Washington,D.C., 20006, U.S.A.	1-202-785-1785
ブエノスアイレス駐在員事務所	Av.Del Libertador No.498, Piso19, 1001 Capital Federal, Buenos Aires, Argentina	54-11-4394-1379, 1803
メキシコシティ駐在員事務所	Paseo de la Reforma 222-900B, Col. Juárez, Del. Cuauhtémoc, México D.F., C.P. 06600, México	52-55-5525-6790
リオデジャネイロ駐在員事務所	Praia de Botafogo, 228- 801B (Setor A) , Botafogo, CEP 22359-900, Rio de Janeiro, RJ, Brazil	55-21-2554-2305

(注)1 海外駐在員事務所(トロント連絡処を含む)は、国際協力銀行が設置しています。

2 バンコク駐在員事務所については、中小企業事業も設置しています。

日本公庫の沿革

【国民生活事業】

年月	国民金融公庫に係る事項	環境衛生金融公庫に係る事項
昭和24年 6月	国民金融公庫設立	
昭和28年 10月	恩給担保貸付を開始	
昭和32年 12月	引揚者国債担保貸付を開始	
昭和42年 9月 昭和42年 10月 昭和43年 6月	環境衛生金融公庫設立に伴い同公庫からの受託業務を開始 生鮮食料品等小売業近代化資金貸付を開始	環境衛生金融公庫設立
昭和47年 7月 昭和48年 10月	小企業経営改善資金貸付を開始	民間金融機関に対し業務の直接委託を開始 小企業設備改善資金特別貸付を開始
昭和54年 1月 昭和57年 1月 昭和57年 4月	進学資金貸付を開始 労働福祉事業団からの受託業務を開始	直接貸付業務を開始
昭和63年 1月 昭和63年 4月	年金福祉事業団からの受託業務を開始	振興事業設備貸付を開始
平成9年 9月	国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定	国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合を含む「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定
平成11年 5月	「国民生活金融公庫法」(国民金融公庫法の一部を改正する法律)が成立	「国民生活金融公庫法」(国民金融公庫法の一部を改正する法律)が成立
年月	国民生活金融公庫に係る事項	
平成11年 10月	国民生活金融公庫発足(平成11年10月1日に「国民金融公庫法の一部を改正する法律」(平成11年法律第56号)(以下「改正法」という。))が施行されたことに伴い、改正法による改正前の「国民金融公庫法」に基づき設立された国民金融公庫が国民生活金融公庫となり、また、同日付で解散した環境衛生金融公庫の一切の権利および義務を承継した。)	
平成17年 12月 平成18年 5月 平成18年 6月	「行政改革の重要方針」閣議決定 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立 「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定	
平成19年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」が成立	

【農林水産事業】

年月	事項
昭和28年 4月 昭和30年 10月	農林漁業金融公庫設立。委託貸付により業務を開始 自作農維持創設資金創設
昭和33年 9月 昭和36年 3月 昭和38年 3月	直接貸付を開始 乳業施設資金創設 農林漁業構造改善資金創設
昭和43年 6月 昭和45年 4月 昭和45年 6月	総合施設資金、卸売市場近代化資金創設 過疎地域経営改善資金創設 開拓者資金融通特別会計から債権を承継
昭和51年 10月 昭和53年 3月	漁業経営再建整備資金創設 水産加工資金創設
平成元年 7月 平成2年 4月	特定農産加工資金創設 土地利用型農業経営体質強化資金、中山間地域活性化資金創設
平成3年 8月 平成5年 10月	食品流通改善資金新設 担い手育成農地集積資金創設
平成6年 6月 平成8年 8月 平成10年 7月	農業経営基盤強化資金創設 森林整備活性化資金創設 食品産品品質管理高度化促進資金創設
平成11年 10月 平成11年 11月 平成13年 5月 平成14年 7月	食品安定供給施設整備資金創設 畜産経営環境調和推進資金創設 経営体育成強化資金、農業経営維持安定資金創設 アグリビジネス投資育成株式会社への出資事業創設
平成17年 12月 平成18年 5月 平成18年 6月 平成19年 4月 平成19年 5月	「行政改革の重要方針」閣議決定 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立 「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定 農林漁業セーフティネット資金創設 「株式会社日本政策金融公庫法」が成立

【株式会社日本政策金融公庫】

年月	事項
平成20年 10月	「株式会社日本政策金融公庫法」により、株式会社日本政策金融公庫設立

【中小企業事業】

年月	中小企業金融公庫に係る事項	中小企業信用保険公庫に係る事項
昭和28年 8月 9月 昭和30年 10月	中小企業金融公庫設立 代理貸付による業務開始 直接貸付による業務開始	
昭和33年 7月		中小企業信用保険公庫設立 (中小企業庁から中小企業信用保険事業および信用保証協会に対する融資事業を承継)
昭和59年 10月		「機械類信用保険法」の一部改正に伴い通商産業省機械情報産業局から機械類信用保険事業を承継
平成10年 6月 平成10年 12月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務の対象となる中小企業者の範囲拡大	「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」の施行に伴う破綻金融機関等関連特別保険等業務の開始
平成11年 7月		中小企業総合事業団に係る事項 中小企業総合事業団設立(中小企業信用保険公庫、中小企業事業団および繊維産業構造改善事業協会の事業を承継) 「中小企業信用保険法」の一部改正に伴う中小企業信用保険事業の対象となる中小企業者の定義拡大
平成11年 12月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務の対象となる中小企業者の定義拡大	
平成12年 2月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大(社債取得業務の開始) 「中小企業金融公庫法施行令」の一部改正に伴う業務の対象となる業種の拡大	
平成15年 4月		「機械類信用保険法」の廃止に伴う機械類信用保険業務の機械保険経過業務への移行
平成16年 7月	「中小企業金融公庫法」の一部改正に伴う業務範囲拡大(証券化支援業務の開始、中小企業総合事業団の信用保険事業の承継)	
平成17年 12月 平成18年 5月	「行政改革の重要方針」閣議決定 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立	
6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定	
平成19年 5月	「株式会社日本政策金融公庫法」が成立	

【国際協力銀行】

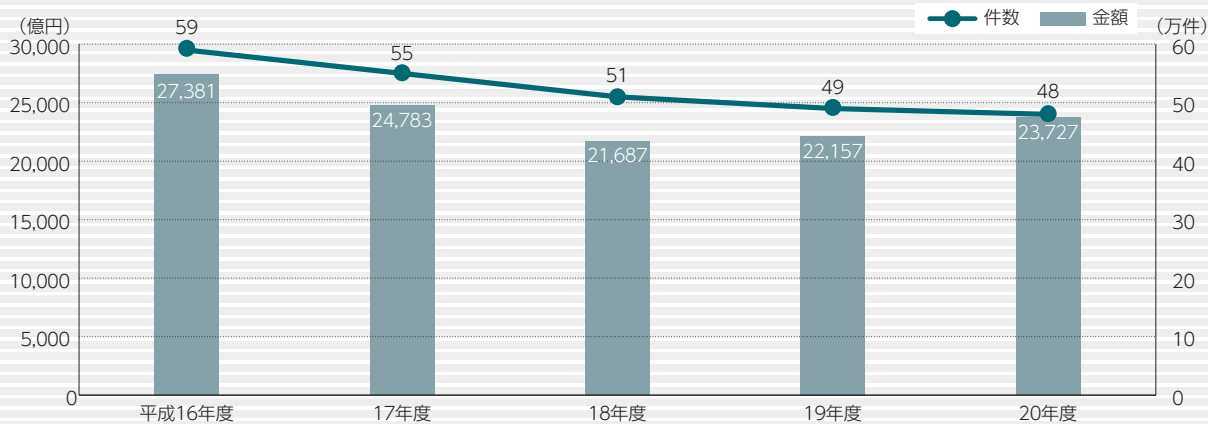
年月	日本輸出入銀行に係る事項	海外経済協力基金に係る事項
昭和25年 12月 昭和27年 4月	日本輸出入銀行設立 日本輸出入銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更	
昭和35年 12月 昭和36年 3月	「海外経済協力基金法」公布	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金を設立
平成11年 4月 9月	「国際協力銀行法」公布 「国際協力銀行法施行令」公布、「国際協力銀行法施行規則」官報掲載	「国際協力銀行法」公布 「国際協力銀行法施行令」公布、「国際協力銀行法施行規則」官報掲載
年月	国際協力銀行に係る事項	
平成11年 10月	国際協力銀行設立 (日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継)	
平成13年 1月	「国際協力銀行法」の改正法施行(中央省庁再編に伴い、主務大臣が経済企画庁長官および大蔵大臣から財務大臣および外務大臣へ変更)	
4月	「国際協力銀行法」の改正法施行(財政投融资改革に伴い、余裕金の運用先が資金運用部から財政融資資金へ変更)	
平成15年 4月	「国際協力銀行法」の改正法施行(金融庁検査導入に伴い、主務大臣の立入検査権限の一部を金融庁に委任)	
10月	「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」および「同ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」施行	
平成17年 12月 平成18年 5月	「行政改革の重要方針」閣議決定 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立	
6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定	
11月 平成19年 5月 9月	「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が成立 「株式会社日本政策金融公庫法」が成立 「国際協力銀行法」の改正法施行(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の施行に伴い、特例業務として駐留軍再編促進金融業務を規定)	

資料編

1 業務実績	76
2 財務の状況	92
3 参考情報	147
4 日本政策金融公庫法	162

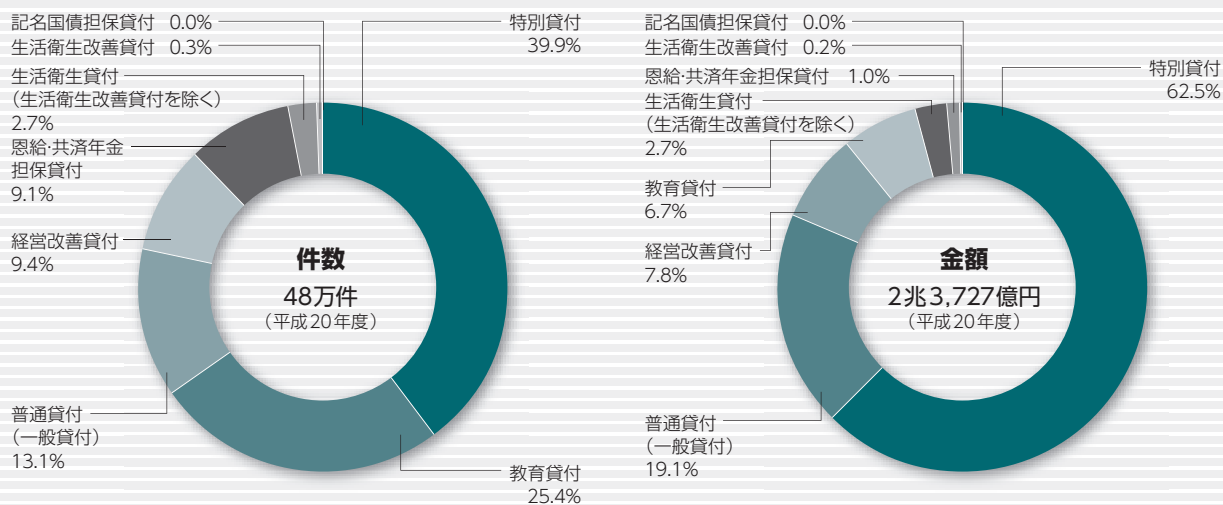
国民生活事業

1 貸付実績の推移

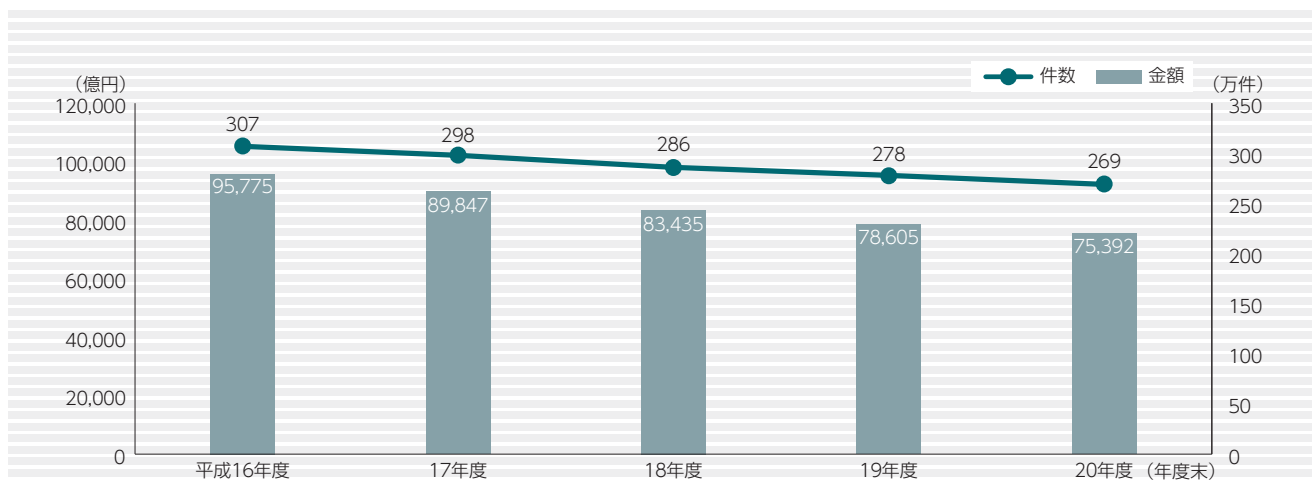


(注) 平成20年9月までは国民生活金融公庫の計数です。

2 貸付実績の内訳



3 貸付残高の推移



(注) 平成19年度までは国民生活金融公庫の計数です。

4 貸付残高の業種別内訳(事業資金)

(単位: 億円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
製造業	10,479 (12.4)	9,589 (12.2)	8,580 (11.9)	7,887 (11.6)	7,641 (11.7)
卸売・小売業	20,575 (24.4)	18,947 (24.2)	17,354 (24.0)	16,267 (24.0)	15,604 (23.9)
飲食店、宿泊業	7,904 (9.4)	7,255 (9.2)	6,723 (9.3)	6,265 (9.2)	5,974 (9.1)
サービス業	15,843 (18.8)	15,323 (19.5)	14,509 (20.1)	13,881 (20.4)	13,585 (20.8)
建設業	12,112 (14.4)	11,356 (14.5)	10,542 (14.6)	10,160 (15.0)	9,921 (15.2)
その他	17,288 (20.5)	15,968 (20.4)	14,599 (20.2)	13,448 (19.8)	12,603 (19.3)
合計	84,203 (100.0)	78,440 (100.0)	72,310 (100.0)	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

2 普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。

3 平成14年3月に改訂された日本標準産業分類の業種に基づいて分類しています。

4 () 内は、構成比です。

5 貸付残高の業種別内訳(生活衛生貸付)

(単位:億円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
飲食店関係営業	4,109 (49.1)	3,712 (49.2)	3,316 (48.8)	2,951 (48.6)	2,641 (48.2)
旅館業	1,790 (21.4)	1,572 (20.8)	1,430 (21.0)	1,274 (21.0)	1,157 (21.1)
美容業	1,044 (12.5)	973 (12.9)	894 (13.2)	821 (13.5)	760 (13.9)
理容業	654 (7.8)	602 (8.0)	544 (8.0)	483 (8.0)	429 (7.8)
浴場業	399 (4.8)	363 (4.8)	332 (4.9)	303 (5.0)	280 (5.1)
クリーニング業	232 (2.8)	204 (2.7)	176 (2.6)	152 (2.5)	135 (2.5)
食肉販売業	79 (0.9)	67 (0.9)	54 (0.8)	43 (0.7)	37 (0.7)
興行場営業	33 (0.4)	32 (0.4)	28 (0.4)	27 (0.5)	24 (0.4)
その他	29 (0.4)	24 (0.3)	20 (0.3)	15 (0.3)	12 (0.2)
合計	8,372 (100.0)	7,552 (100.0)	6,798 (100.0)	6,073 (100.0)	5,481 (100.0)

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

2 ()内は、構成比です。

6 貸付残高の用途別内訳

(単位:億円、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運転	43,251 (51.4)	39,811 (50.8)	36,618 (50.6)	35,237 (51.9)	35,709 (54.7)
設備	40,844 (48.6)	38,628 (49.2)	35,691 (49.4)	32,674 (48.1)	29,621 (45.3)
合計	84,096 (100.0)	78,440 (100.0)	72,310 (100.0)	67,911 (100.0)	65,331 (100.0)

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

2 平成16年度までは普通貸付および生活衛生貸付(生活衛生特別貸付を除く)、平成17年度からは普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。

3 ()内は、構成比です。

7 貸付先企業数

(単位:企業)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
貸付先企業数	1,392,937	1,330,094	1,256,150	1,194,111	1,135,110

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

2 普通貸付および生活衛生貸付の合計です。

8 1企業あたりの平均貸付残高

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1企業あたりの平均貸付残高	6,045	5,897	5,756	5,687	5,755

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

2 普通貸付および生活衛生貸付の合計です。

9 教育貸付などの残高

(単位:億円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
教育貸付	11,131	11,004	10,753	10,358	9,749
恩給・共済年金担保貸付	423	388	357	323	301

(注) 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

10 貸付金の融資額別内訳

(単位:件、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
300万円以下	121,658 (34.9)	119,079 (36.3)	115,452 (37.9)	112,664 (36.9)	115,962 (36.4)
300万円超500万円以下	79,852 (22.9)	76,385 (23.3)	70,621 (23.2)	69,577 (22.8)	69,891 (21.9)
500万円超800万円以下	55,812 (16.0)	52,630 (16.0)	47,858 (15.7)	46,982 (15.4)	47,169 (14.8)
800万円超	90,903 (26.1)	80,053 (24.4)	70,499 (23.2)	76,292 (25.0)	85,615 (26.9)
合計	348,225 (100.0)	328,147 (100.0)	304,430 (100.0)	305,515 (100.0)	318,637 (100.0)

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

2 普通貸付および生活衛生貸付の合計の内訳です。

3 ()内は構成比です。

11 貸付金の従業者規模別内訳

(単位:件、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4人以下	229,142 (65.8)	218,757 (66.7)	204,858 (67.3)	200,413 (65.6)	207,975 (65.3)
5人～9人	72,480 (20.8)	67,736 (20.6)	62,036 (20.4)	64,354 (21.1)	67,061 (21.0)
10人～19人	30,423 (8.7)	27,813 (8.5)	25,093 (8.2)	26,857 (8.8)	28,029 (8.8)
20人以上	16,099 (4.6)	13,766 (4.2)	12,397 (4.1)	13,862 (4.5)	15,546 (4.9)
合計	348,144 (100.0)	328,072 (100.0)	304,384 (100.0)	305,486 (100.0)	318,611 (100.0)

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

2 普通貸付および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

3 ()内は構成比です。

12 貸付金の担保別内訳

(単位:件、%)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
無担保融資	261,441 (75.6)	247,473 (75.8)	238,467 (78.6)	245,086 (80.4)	256,390 (80.6)
不動産等担保融資	不動産(一部担保を含む)	83,067 (24.0)	77,945 (23.9)	64,501 (21.2)	59,425 (19.5)
	有価証券	299 (0.1)	179 (0.1)	110 (0.0)	61 (0.0)
	信用保証協会	1,052 (0.3)	792 (0.2)	476 (0.2)	201 (0.1)
	その他	10 (0.0)	15 (0.0)	5 (0.0)	5 (0.0)
合計	345,869 (100.0)	326,404 (100.0)	303,559 (100.0)	304,778 (100.0)	318,112 (100.0)

(注) 1 平成19年度までは、国民生活金融公庫の計数です。

2 各年度における貸付状況(貸付ベース)を示しています。

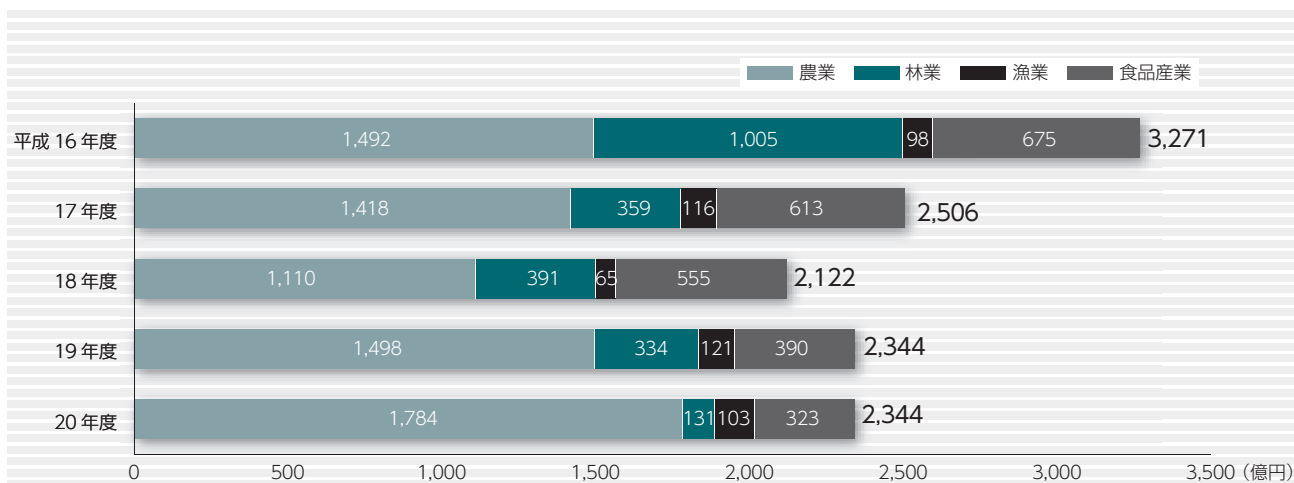
3 普通貸付(直接扱)および生活衛生貸付(直接扱)の合計の内訳です。

4 ()内は構成比です。

5 一部担保とは不動産等の担保が融資額に満たない場合をいいます。なお、「有価証券」、「信用保証協会」および「その他」の一部担保については「不動産」に片寄せしています。

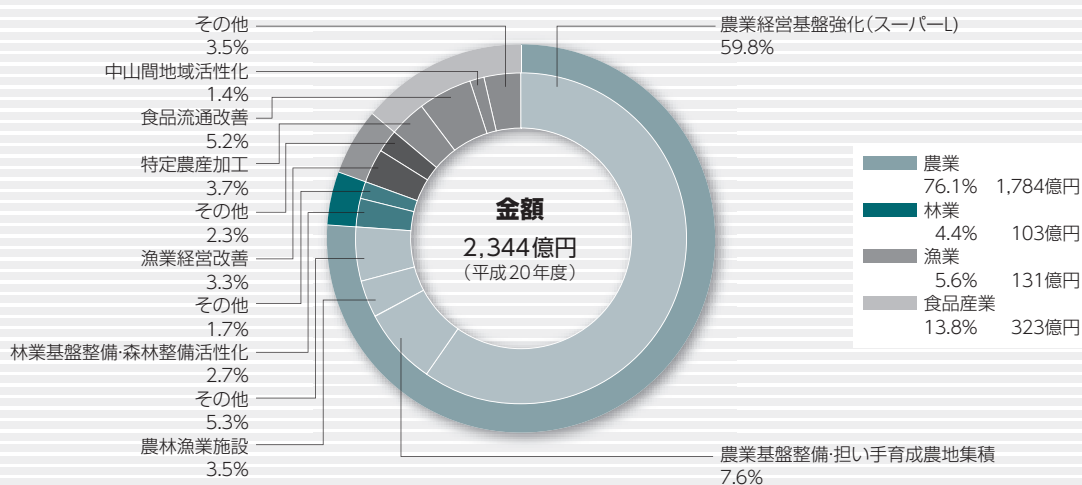
農林水産事業

1 貸付実績の推移



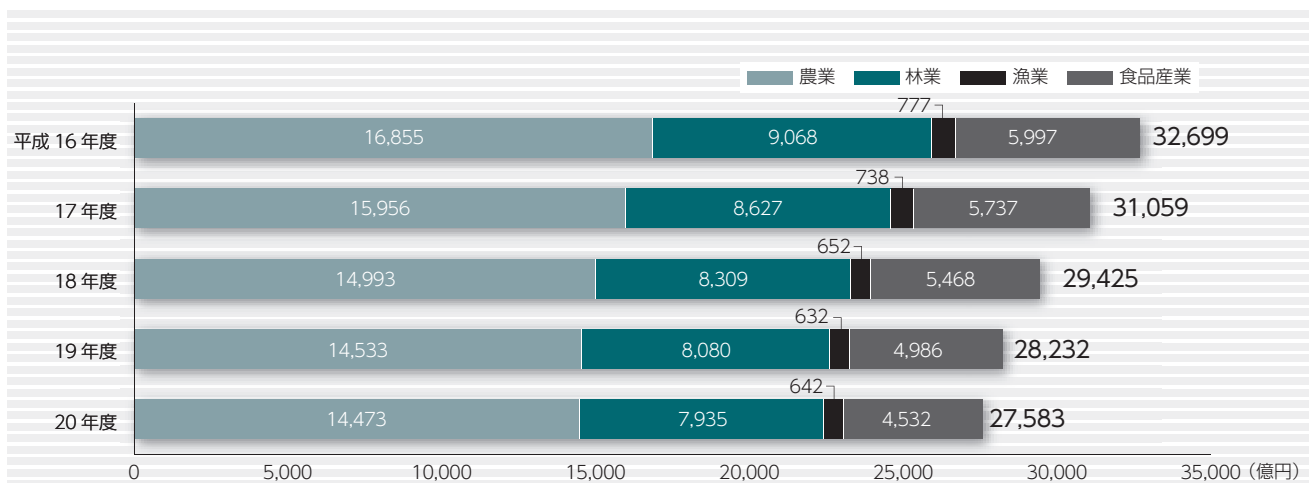
(注) 1 平成20年9月までは、農林漁業金融公庫の計数です。
2 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

2 貸付実績の内訳



(注) 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

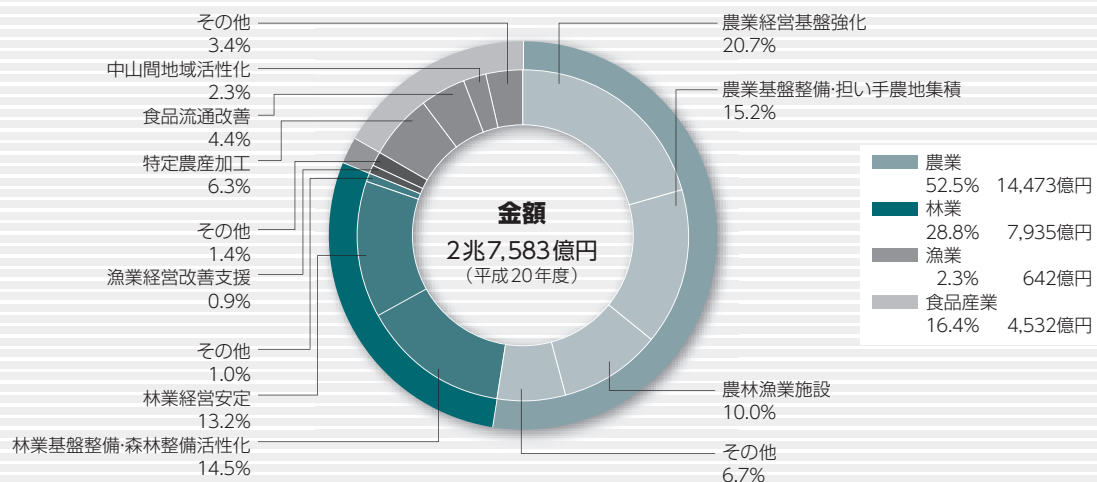
3 貸付残高の推移



(注) 1 平成19年度までは、農林漁業金融公庫の計数です。

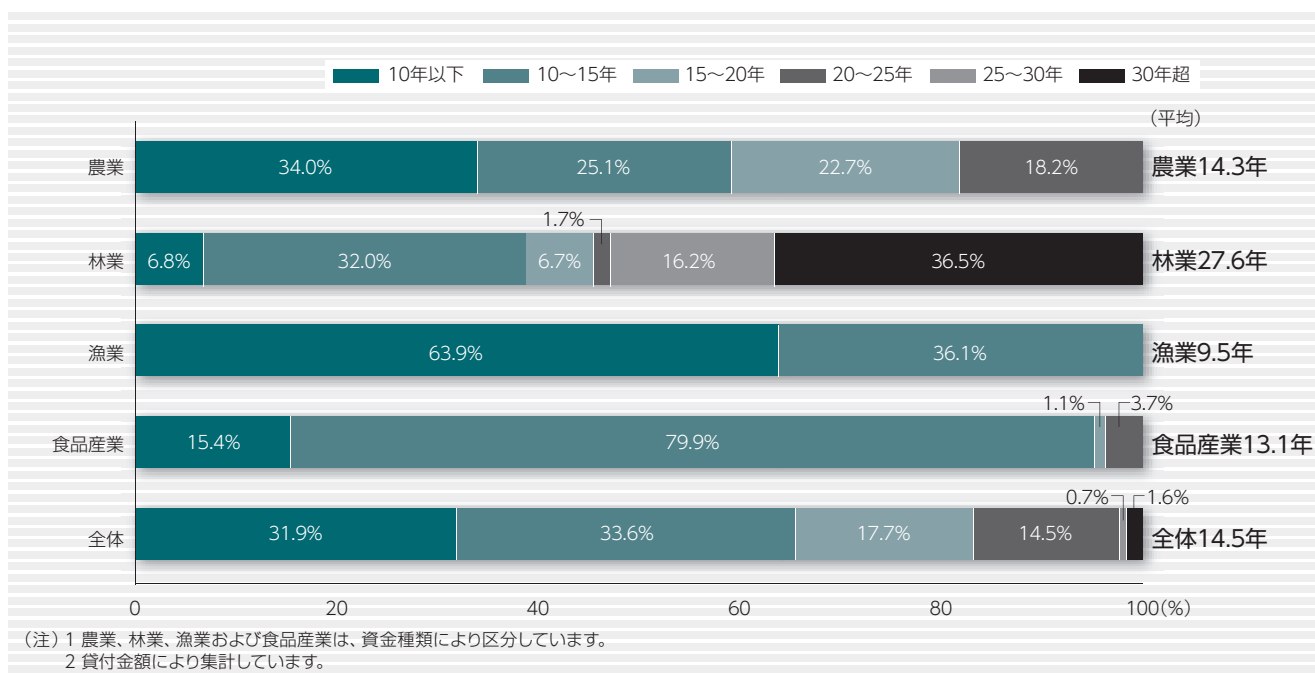
2 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

4 貸付残高の業種別・資金使途別内訳

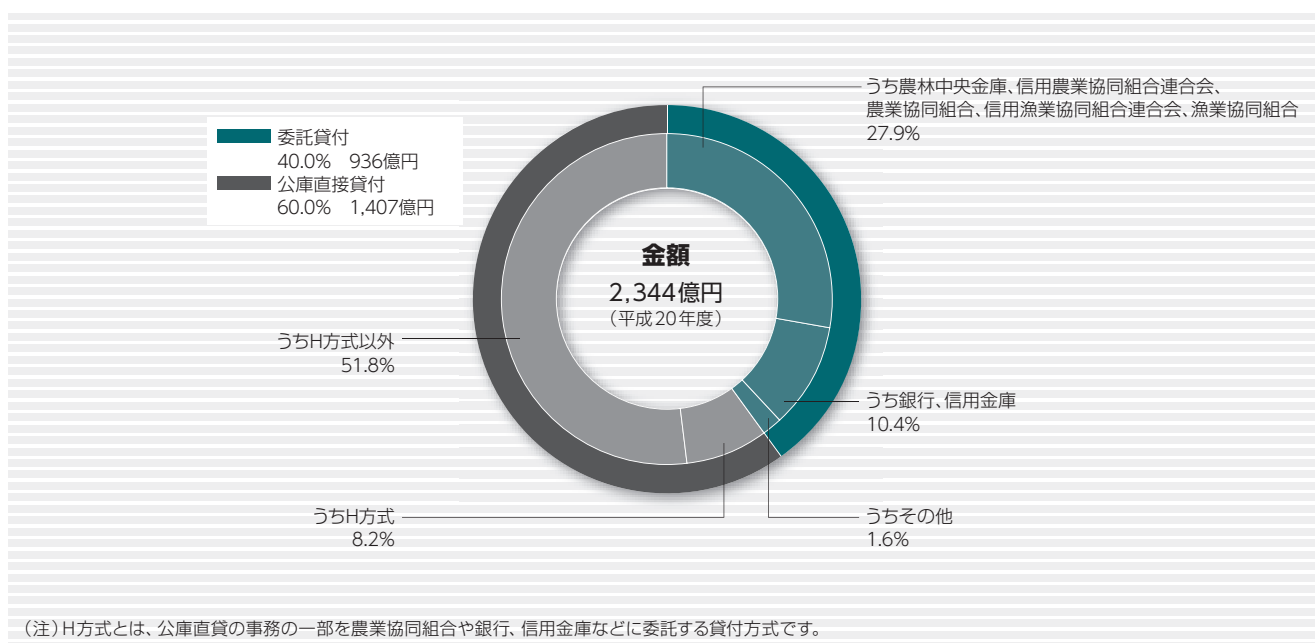


(注) 農業、林業、漁業および食品産業は、資金種類により区分しています。

5 償還期間別の貸付状況(平成20年度)



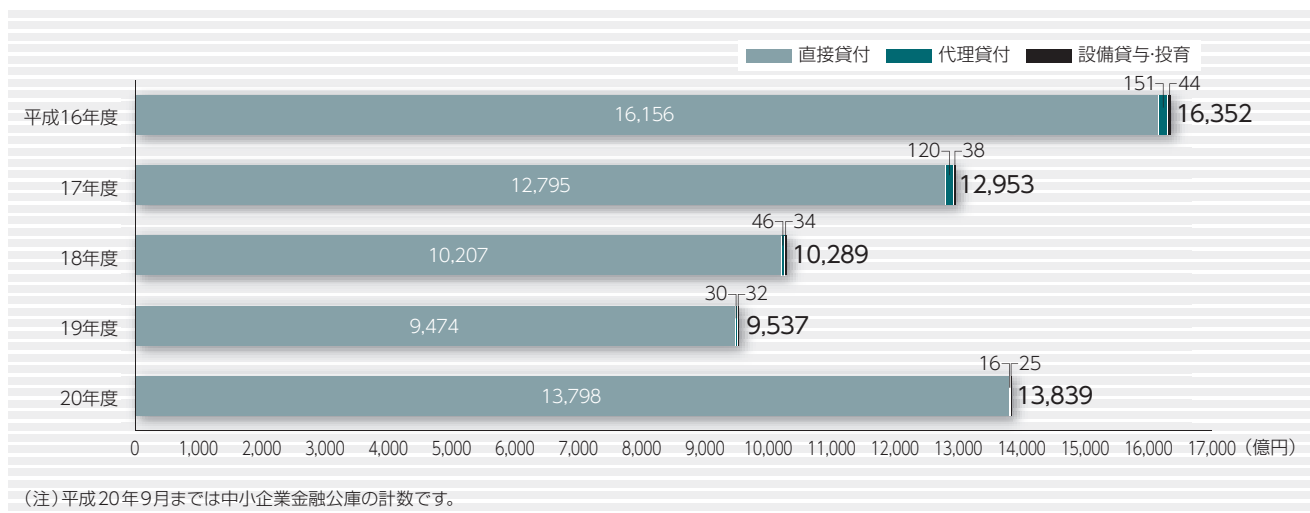
6 取扱金融機関別の貸付状況



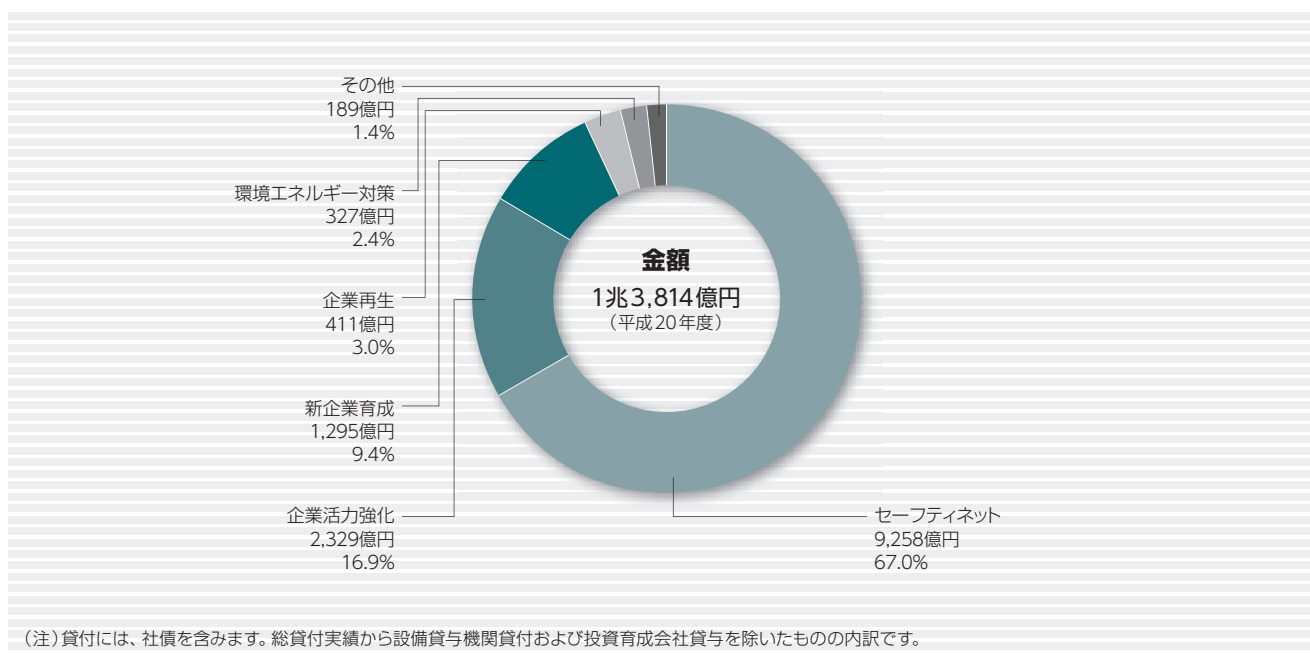
中小企業事業

I. 融資業務

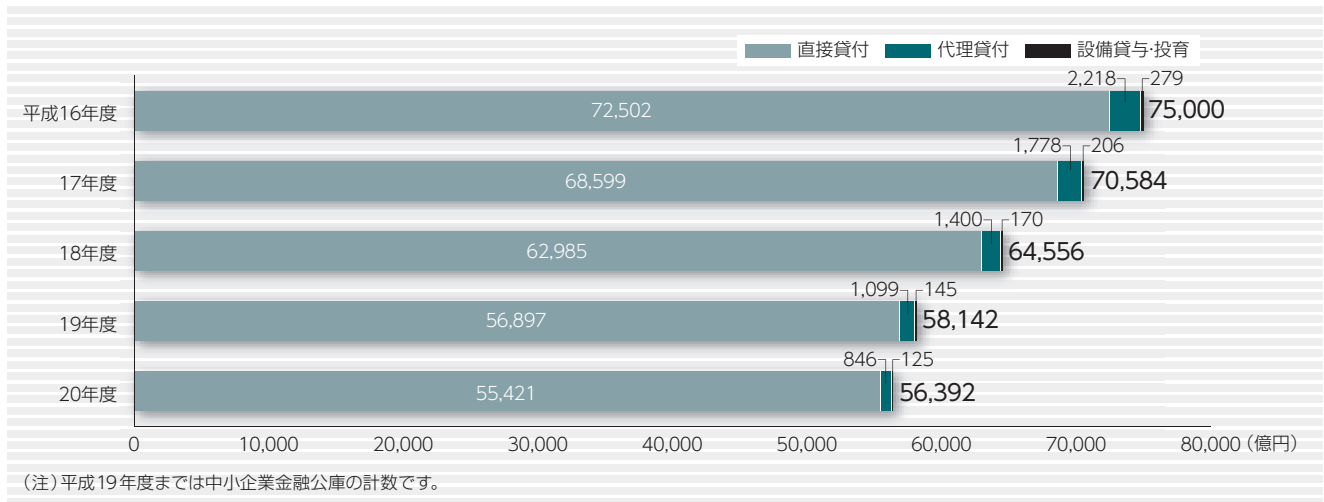
1 貸付実績の推移



2 貸付制度別貸付額の内訳



3 貸付残高の推移



4 貸付残高の業種別内訳

(単位:億円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
製造業	36,797 (49.2)	34,713 (49.3)	31,629 (49.1)	28,143 (48.5)	27,489 (48.9)
建設業	4,652 (6.2)	4,190 (6.0)	3,728 (5.8)	3,224 (5.6)	2,961 (5.3)
物品販売業	12,186 (16.3)	11,227 (16.0)	10,141 (15.8)	9,142 (15.8)	8,963 (15.9)
運輸・情報通信業	6,211 (8.3)	5,853 (8.3)	5,398 (8.4)	4,999 (8.6)	4,817 (8.6)
サービス業	7,443 (10.0)	7,303 (10.4)	6,986 (10.9)	6,591 (11.4)	6,497 (11.5)
その他	7,431 (9.9)	7,091 (10.1)	6,504 (10.1)	5,898 (10.2)	5,541 (9.8)
合計	74,720 (100.0)	70,377 (100.0)	64,386 (100.0)	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
 2. 貸付残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与・機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 3. () 内は構成比です。

5 貸付残高の用途別内訳

(単位:億円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運転	38,106 (51.0)	34,054 (48.4)	29,819 (46.3)	25,819 (44.5)	26,187 (46.5)
設備	36,614 (49.0)	36,323 (51.6)	34,566 (53.7)	32,177 (55.5)	30,080 (53.5)
合計	74,720 (100.0)	70,377 (100.0)	64,386 (100.0)	57,997 (100.0)	56,268 (100.0)

(注) 1. 平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
 2. 貸付残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与・機関貸付および投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。
 3. () 内は構成比です。

6 貸付先企業数

(単位:企業)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
貸付先企業数	48,963	47,984	46,717	45,438	44,519

(注) 1.平成19年度までは中小企業金融公庫の計数です。
2.直接貸付先数です。

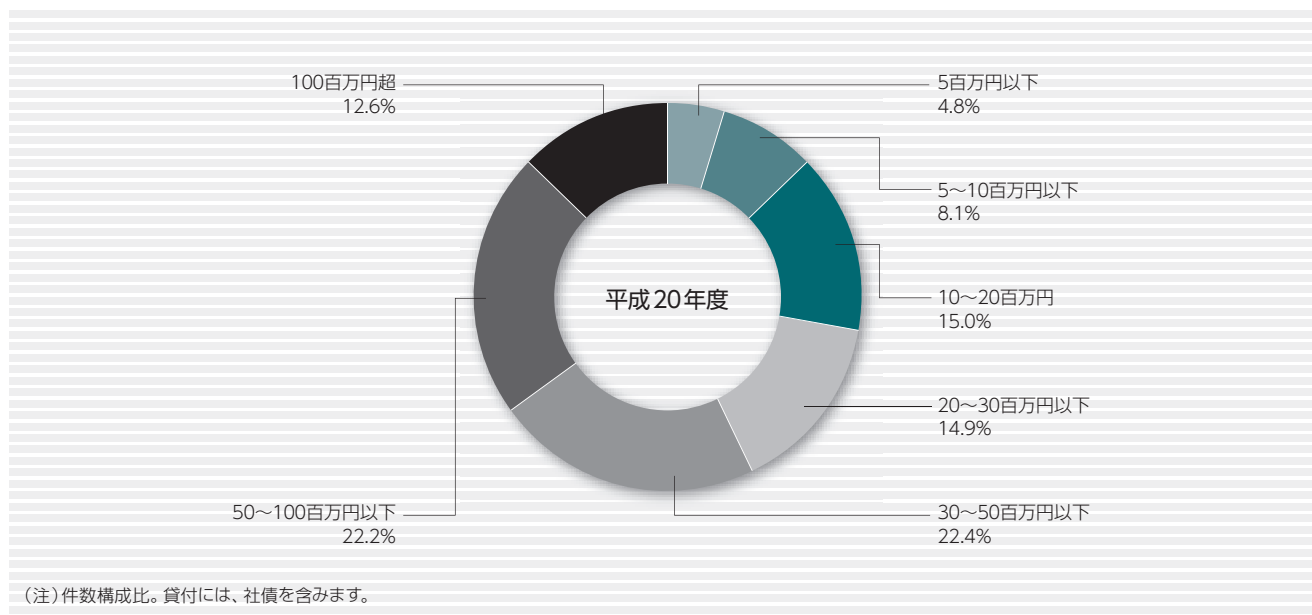
7 1企業あたりの平均貸付残高

(単位:百万円)

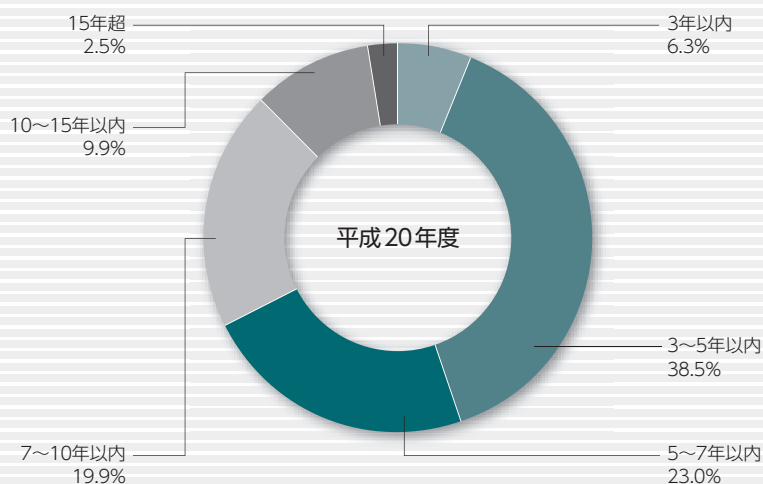
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1企業あたりの平均貸付残高	148	142	134	125	124

(注) 1.平成20年9月までは中小企業金融公庫の計数です。
2.直接貸付先数に係る平均貸付残高です。

8 貸付金額別の貸付割合



9 貸付期間別の貸付割合



(注) 金額構成比。貸付には、社債を含みます。

II. 証券化支援業務

(単位: 億円)

科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
貸付債権元本総額			
買取型 ^(※1)	387	418	—
保証型 ^(※2)	112	31	—
信託受益権等保有残高^(※3)、保証債務残高			
買取型(信託受益権等保有残高)	36	58	40
保証型(保証債務残高)	341	189	416

(※1) 買取型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第3号・第5号・第7号・第8号に定める業務をいいます。

(※2) 保証型とは、日本公庫法第11条第1項第2号・別表第2第4号・第6号に定める業務をいいます。

(※3) 信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、日本公庫が取得した劣後部分などです。

III. 信用保険業務

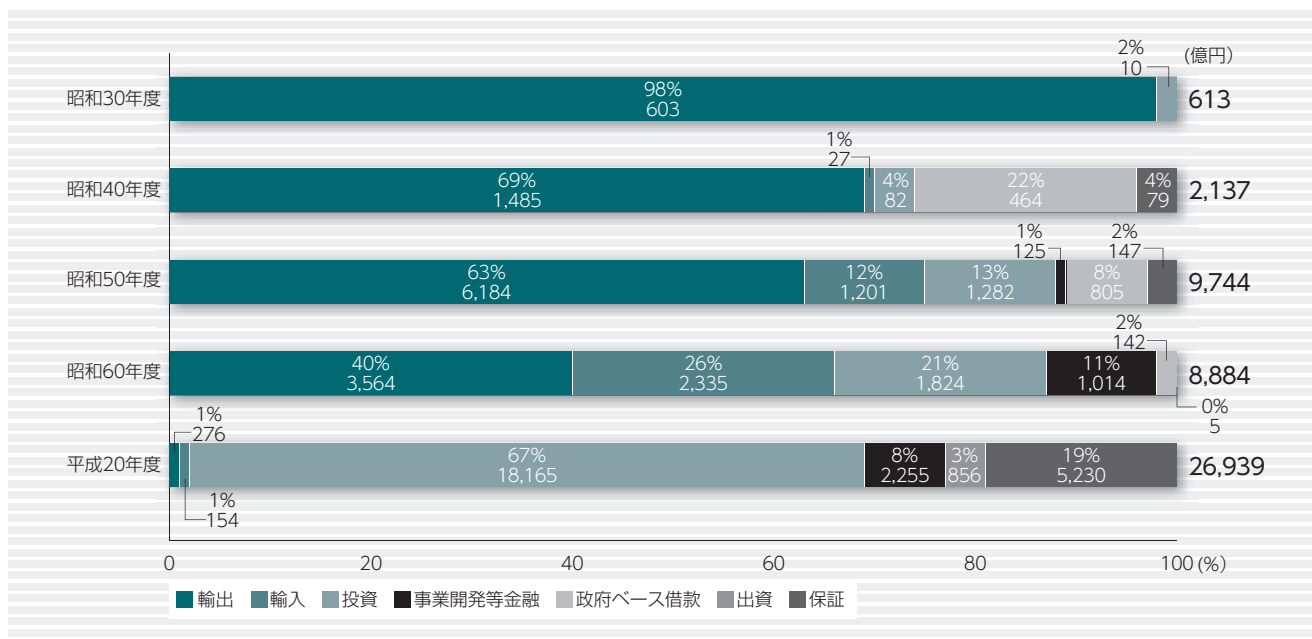
(単位: 億円)

科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保険引受額・貸付額			
中小企業信用保険	134,439	128,654	186,629
信用保証協会貸付	4,629	4,621	—
破綻金融機関等関連特別保険等	—	0	—
保険引受残高・貸付残高			
中小企業信用保険	295,501	297,397	345,787
信用保証協会貸付	4,629	4,621	—
破綻金融機関等関連特別保険等	10	3	1
機械類信用保険 ^(※)	16,587	7,512	3,219

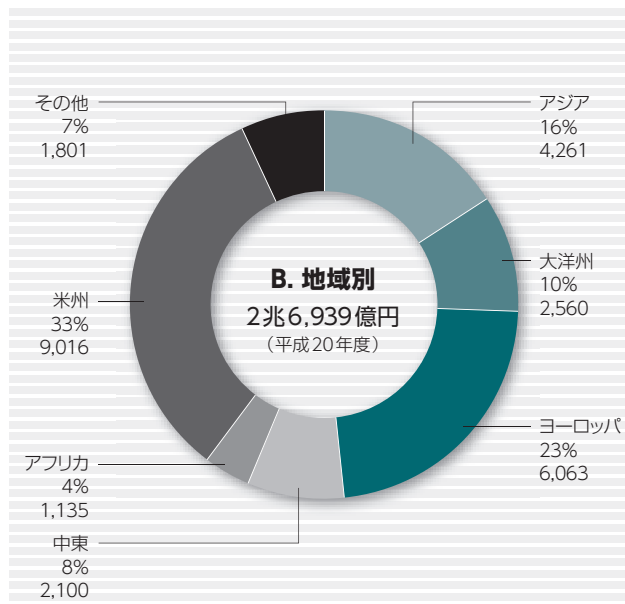
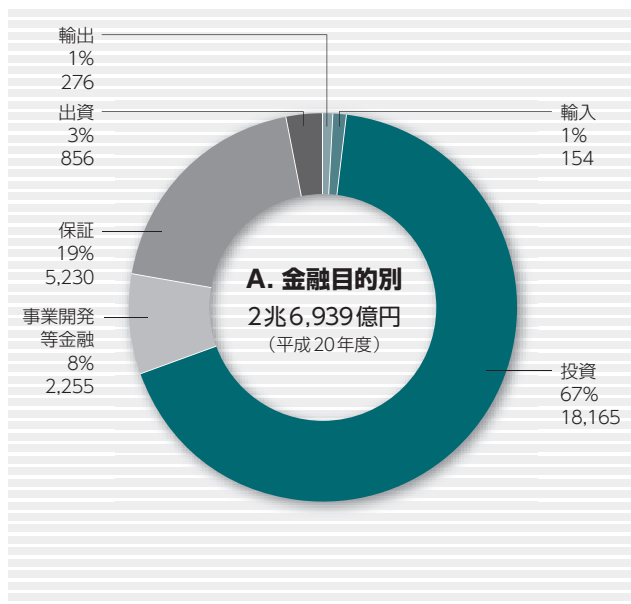
(※) 機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

国際協力銀行(JBIC)

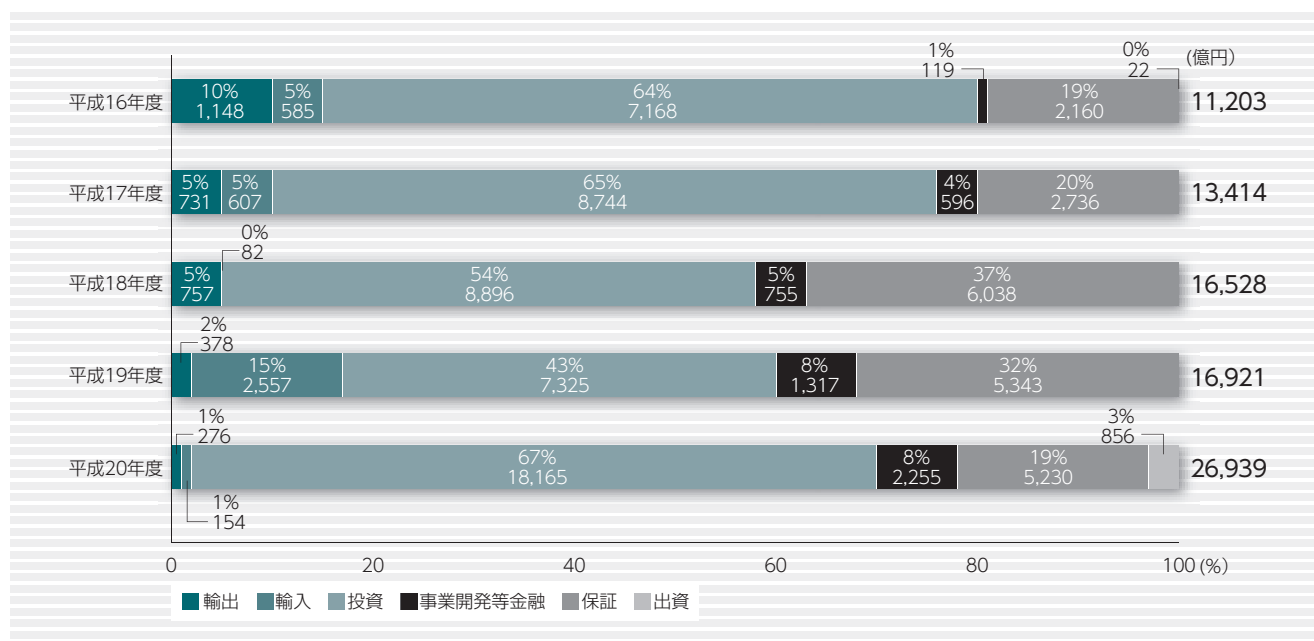
1 出融資保証実績の推移(承諾額)



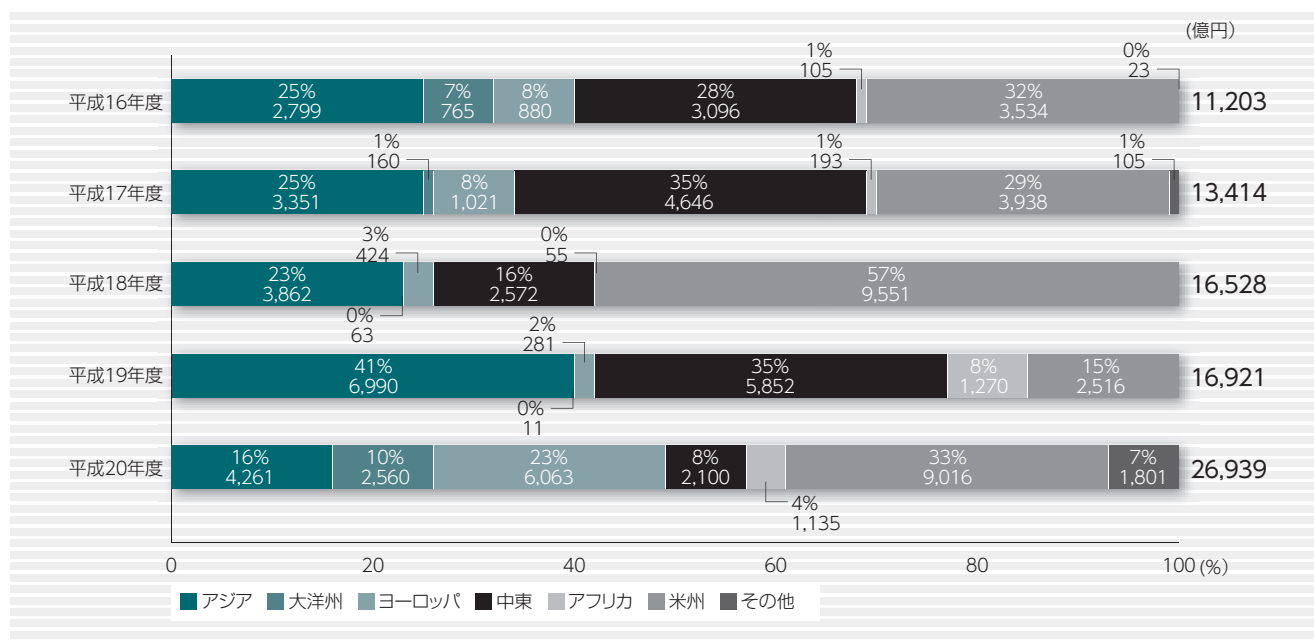
2 出融資保証承諾状況(内訳)



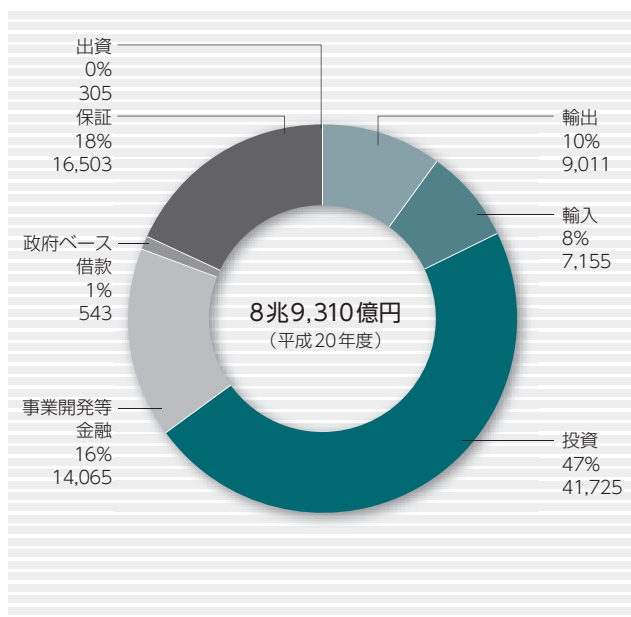
3 金融目的別出融資保証承諾状況推移



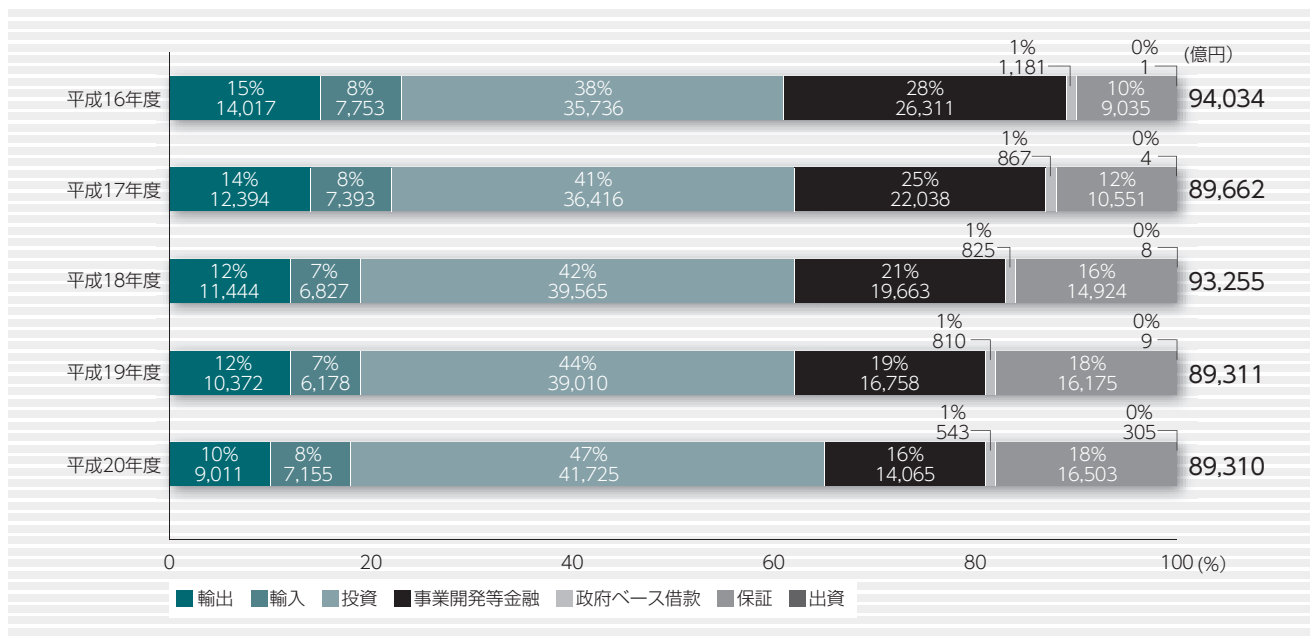
4 地域別出融資保証承諾状況推移



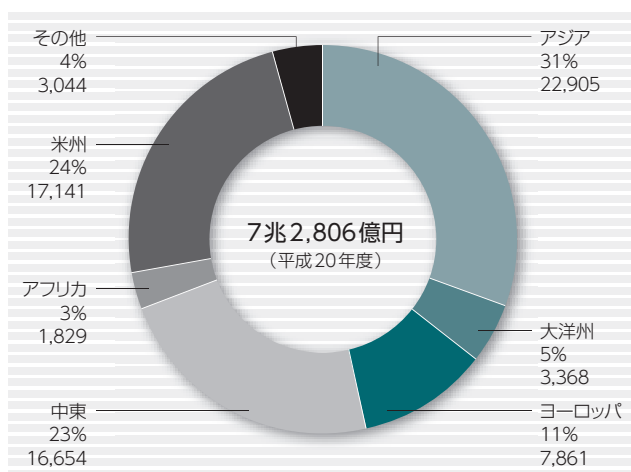
5 金融目的別出融資保証残高状況（内訳）



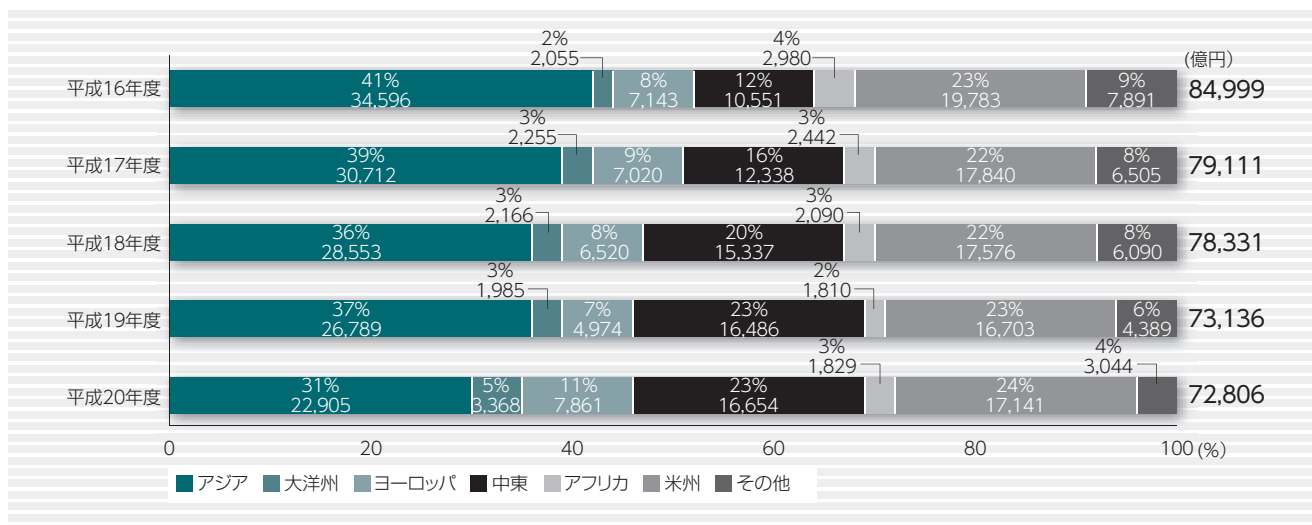
6 金融目的別出融資保証残高状況推移



7 地域別出融資残高（内訳）



8 地域別出融資残高状況推移



9 貸付金業種別内訳残高（平成20年度）

（単位：百万円）

業種別	合計	
	件数	貸出額
製造業	127	446,649
鉱業	11	234,883
建設業	1	1,964
電気・ガス・熱供給・水道業	6	55,139
情報通信業	2	4,385
運輸業	6	75,622
卸売業	25	711,882
小売業	1	53
金融・保険業	24	356,728
各種サービス	46	41,693
海外円借款、国内店名義現地貸	451	5,316,183
合計	700	7,245,187
うち中小企業向け	61	7,801

危機対応円滑化業務

貸付実績

(単位: 億円)

	平成20年10～ 12月計	21年1月	21年2月	21年3月	計	うち政策投資銀行 向け	うち商工中金向け
ツーステップ・ローン	—	660	5,598	8,043	14,301	13,601	700
貸付け等	—	660	2,600	8,043	11,303	10,603	700
CP取得	—	—	2,998	—	2,998	2,998	—
損害担保	125	86	1,742	1,499	3,452	—	3,452
貸付け等	125	86	1,742	1,499	3,452	5	3,447
CP取得	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 上表のツーステップ・ローンの実績は、当公庫が平成21年3月末までに指定金融機関(株式会社日本政策投資銀行・株式会社商工組合中央金庫)へ貸付実行した貸付金額です。
 2 上表の損害担保の実績は、指定金融機関が平成21年3月末までに損害担保付き貸付け等を行ったもので、公庫が補償応諾した引受金額です。
 3 利子補給については、平成21年3月末時点の既認定危機では危機対応業務の対象となっておりません。

株式会社日本政策金融公庫

以下に掲載した株式会社日本政策金融公庫及び各勘定の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第435条第2項の規定により作成したものであり、株式会社日本政策金融公庫法第42条、会社法第436条第2項第1号の規定により、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,617,281	借入金	15,990,564
現金	329	借入金	15,990,564
預け金	1,616,951	短期社債	299,884
買現先勘定	11,487	社債	5,772,629
有価証券	49,621	寄託金	36,703
国債	21,156	保険契約準備金	1,017,813
社債	10,978	その他負債	102,764
株式	2,030	未払費用	64,928
その他の証券	15,457	前受収益	5,368
貸出金	24,004,996	金融派生商品	1,493
証書貸付	24,004,996	リース債務	5,776
その他資産	749,394	その他の負債	25,197
前払費用	280	賞与引当金	5,808
未収収益	76,636	役員賞与引当金	29
金融派生商品	633,638	退職給付引当金	200,283
代理店貸	3,964	役員退職慰労引当金	25
その他の資産	34,874	補償損失引当金	3,000
有形固定資産	284,605	支払承諾	1,692,026
建物	30,065	負債の部合計	25,121,533
土地	248,347	(純資産の部)	
リース資産	4,095	資本金	2,452,167
建設仮勘定	787	資本剰余金	1,472,638
その他の有形固定資産	1,310	経営改善資金特別準備金	181,500
無形固定資産	10,564	資本準備金	1,291,138
ソフトウェア	7,868	利益剰余金	△ 1,215,224
リース資産	1,412	利益準備金	715,389
その他の無形固定資産	1,284	その他利益剰余金	△ 1,930,613
支払承諾見返	1,692,026	繰越利益剰余金	△ 1,930,613
貸倒引当金	△ 417,878	株主資本合計	2,709,581
		その他有価証券評価差額金	△ 1,064
		繰延ヘッジ損益	172,049
		評価・換算差額等合計	170,984
		純資産の部合計	2,880,565
資産の部合計	28,002,099	負債及び純資産の部合計	28,002,099

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	381,725
資金運用収益	259,849
貸出金利息	257,534
有価証券利息配当金	418
買現先利息	9
預け金利息	1,887
その他の受入利息	0
役務取引等収益	3,957
損害担保補償料	21
その他の役務収益	3,936
保険引受収益	90,020
保険料	90,020
その他業務収益	259
金融派生商品収益	259
政府補給金収入	26,977
一般会計より受入	26,969
特別会計より受入	7
その他経常収益	660
その他の経常収益	660
経常費用	1,045,821
資金調達費用	155,533
コールマネー利息	40
借入金利息	88,220
短期社債利息	71
社債利息	52,679
金利スワップ支払利息	12,812
その他の支払利息	1,710
役務取引等費用	4,452
その他の役務費用	4,452
保険引受費用	717,264
保険金	427,076
回収金	△ 67,915
保険契約準備金繰入額	358,103
その他業務費用	3,379
外国為替売買損	2,738
国債等債券償却	457
社債発行費償却	40
金融派生商品費用	27
その他の業務費用	115
営業経費	67,413
その他経常費用	97,778
貸倒引当金繰入額	87,856
補償損失引当金繰入額	3,000
貸出金償却	1,465
株式等償却	554
その他の経常費用	4,900
経常損失	664,096
特別利益	8,771
固定資産処分益	0
償却債権取立益	3,772
債務履行引受契約関連益	4,575
その他の特別利益	422
特別損失	88
固定資産処分損	88
その他の特別損失	0
当期純損失	655,414

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		利益剰余金合計	
資本金		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		資本準備金の取崩(欠損填補)	218,338
新株の発行	213,763	当期純損失(△)	△ 655,414
株式会社日本政策金融公庫法による出資	2,238,404	株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 778,148
当期変動額合計	2,452,167	当期変動額合計	△ 1,215,224
当期末残高	2,452,167	当期末残高	△ 1,215,224
資本剰余金		株主資本合計	
経営改善資金特別準備金		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		新株の発行	972,163
株式会社日本政策金融公庫法による出資	181,500	当期純損失(△)	△ 655,414
当期変動額合計	181,500	株式会社日本政策金融公庫法による出資	3,170,981
当期末残高	181,500	株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 778,148
資本準備金		当期変動額合計	2,709,581
前期末残高	—	当期末残高	2,709,581
当期変動額		評価・換算差額等	
新株の発行	758,400	その他有価証券評価差額金	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077	前期末残高	—
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 218,338	当期変動額	
当期変動額合計	1,291,138	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,064
当期末残高	1,291,138	当期変動額合計	△ 1,064
資本剰余金合計		当期末残高	△ 1,064
前期末残高	—	繰延ヘッジ損益	
当期変動額		前期末残高	—
新株の発行	758,400	当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	932,577	株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 218,338	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	117,814
当期変動額合計	1,472,638	当期変動額合計	172,049
当期末残高	1,472,638	当期末残高	172,049
利益剰余金		評価・換算差額等合計	
利益準備金		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
株式会社日本政策金融公庫法による承継	715,389	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116,749
当期変動額合計	715,389	当期変動額合計	170,984
当期末残高	715,389	当期末残高	170,984
その他利益剰余金		純資産合計	
繰越利益剰余金		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		新株の発行	972,163
資本準備金の取崩(欠損填補)	218,338	当期純損失(△)	△ 655,414
当期純損失(△)	△ 655,414	株式会社日本政策金融公庫法による出資	3,170,981
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 1,493,538	株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 723,913
当期変動額合計	△ 1,930,613	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116,749
当期末残高	△ 1,930,613	当期変動額合計	2,880,565
		当期末残高	2,880,565

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額または合理的に算定された価額がないものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物付属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

5 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権

については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は521,089百万円であります。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。なお、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっております。ヘッジの有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップについては有効性の評価を省略しております。

8 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき、次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障をきたすおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金およびまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

9 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券等のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分をせずに所有しているものは11,487百万円です。
2. 関係会社の株式および出資総額2,793百万円
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国民一般向け業務勘定43,377百万円、農林水産業者向け業務勘定1,287百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定54,219百万円、国際協力銀行業務勘定26,908百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定および信用保険等業務勘定ならびに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。延滞債権額は、国民一般向け業務勘定163,890百万円、農林水産業者向け業務勘定76,064百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定458,308百万円、国際協力銀行業務勘定110,674百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定および信用保険等業務勘定ならびに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、国民一般向け業務勘定233百万円、農林水産業者向け業務勘定3,864百万円であります。中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定、信用保険等業務勘定および国際協力銀行業務勘定ならびに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、国民一般向け業務勘定309,915百万円、農林水産業者向け業務勘定24,843百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定153,114百万円、国際協力銀行業務勘定92,894百万円であります。中小企業者向け証券化支援買取業務勘定および信用保険等業務勘定ならびに危機対応円滑化業務勘定には該当する債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は国民一般向け業務勘定517,417百万円、農林水産業者向け業務勘定106,060百万円、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定665,642百万円、国際協力銀行業務勘定230,477百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は1,372,703百万円であります。
8. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を社債6,072,514百万円の一般担保に供しております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 2,553百万円
10. 損害担保契約の補償引受額
補償引受残高(3,367件) 154,129百万円
補償損失引当金 3,000百万円
差引額 151,129百万円
11. 1株当たり純資産額0円69銭
12. 関係会社に対する金銭債権総額19,646百万円
13. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

- 1株当たり当期純損失金額0円18銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	4,143,144,407,741	—	4,143,144,407,741

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 972,163,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 3,170,981,407,741株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	21,156	21,971	815	815	—

(注)1. 時価は、当事業年度末の市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場国内債券	7,872
子会社株式・出資金および関連会社株式・出資金 関連会社株式・出資金	2,793
その他有価証券 譲渡性預け金	82,210
非上場外国株式	8,729
非上場国内証券	7,841
非上場外国証券	1,227

3. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券				
国債	—	—	21,156	—
社債	3,946	7,031	—	—
その他	82,732	4,013	—	—
合計	86,679	11,044	21,156	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△270,465
年金資産 (B)	59,217
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△211,248
未認識数理計算上の差異 (D)	10,965
貸借対照表計上純額 (E)=(C)+(D)	△200,283
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)－(F)	△200,283

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	3,801
利息費用	2,696
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	6,498

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年（各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。）

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	972,163	—	—
				政府補給金収入	2,973	—	—
				資金の受入 ^(注3)	3,918,677	借入金	15,756,683
				借入金の返済	2,062,300		
				借入金利息の支払	89,605	未払費用	33,008
				資金の預託 ^(注4)	2,137,300	預け金	1,147,800
				短期社債の引受 ^(注5)	199,923	短期社債	199,923
				社債への被保証 ^(注6)	3,183,608	—	—

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 13,737百万円

厚生労働省 政府補給金収入 388百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 7百万円

農林水産省 政府補給金収入 9,869百万円、貸付資金の受入 7,908百万円、借入金の返済 7,290百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5. 短期社債の引受は、財政融資資金による引受であり、一般の取引条件と同様に決定しております。

6. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

7. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	724	寄託金	36,703
				寄託金の返還	165		
	株式会社日本政策投資銀行	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 ^(注2)	1,360,113	証書貸付	1,360,113
				貸付金利息の受取	645	未収収益	318
	株式会社商工組合中央金庫	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付 ^(注2)	70,000	証書貸付	70,000
				損害の担保 ^(注3)	154,129	—	—

(注)1. 寄託金は、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸し付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。

2. 資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

3. 損害の担保は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

4. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

3. 役員および個人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員およびその近親者	中村利夫	なし	当公庫取締役の弟	資金の貸付	—	貸付金	19
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ミカサ株式会社	なし	当公庫取締役の義父が代表取締役	資金の貸付	50	貸付金	115

(注)1. 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

1. 農林水産業者向け業務勘定

発行する株式の種類および数	普通株式665,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	665,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	665,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	証券化支援業務に係るもの

2. 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

発行する株式の種類および数	普通株式450,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	450,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	450,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	証券化支援保証業務に係るもの

3. 信用保険等業務勘定

発行する株式の種類および数	普通株式52,300,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	52,300,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	52,300,000,000円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

4. 危機対応円滑化業務勘定

発行する株式の種類および数	普通株式10,960,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	10,960,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	10,960,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	「生活対策のための緊急対策」の実施に伴う規模の拡充等に伴うもの

第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	59,024	借入金	5,756,339
現金	323	借入金	5,756,339
預け金	58,700	社債	1,239,189
買現先勘定	11,487	その他負債	22,285
貸出金	7,190,817	未払費用	13,142
証書貸付	7,190,817	リース債務	2,059
その他資産	15,296	その他の負債	7,083
前払費用	2	賞与引当金	3,312
未収収益	8,840	役員賞与引当金	7
代理店貸	2,636	退職給付引当金	118,849
その他の資産	3,817	役員退職慰労引当金	6
有形固定資産	115,560	負債の部合計	7,139,989
建物	18,013	(純資産の部)	
土地	94,505	資本金	461,470
リース資産	1,967	資本剰余金	181,500
建設仮勘定	658	経営改善資金特別準備金	181,500
その他の有形固定資産	415	利益剰余金	△ 491,809
無形固定資産	3,253	その他利益剰余金	△ 491,809
ソフトウェア	3,010	繰越利益剰余金	△ 491,809
その他の無形固定資産	242	株主資本合計	151,160
貸倒引当金	△ 104,290	純資産の部合計	151,160
資産の部合計	7,291,149	負債及び純資産の部合計	7,291,149

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	87,283
資金運用収益	82,390
貸出金利息	82,365
買現先利息	7
預け金利息	16
その他の受入利息	0
役務取引等収益	47
その他の役務収益	47
政府補給金収入	4,516
一般会計より受入	4,516
特別会計より受入	0
その他経常収益	329
その他の経常収益	329
経常費用	106,290
資金調達費用	32,171
コールマネー利息	40
借入金利息	24,925
社債利息	7,205
役務取引等費用	598
その他の役務費用	598
その他業務費用	10
社債発行費償却	10
営業経費	35,444
その他経常費用	38,065
貸倒引当金繰入額	37,767
貸出金償却	292
その他の経常費用	5
経常損失	19,007
特別利益	285
償却債権取立益	26
その他の特別利益	259
特別損失	29
固定資産処分損	29
その他の特別損失	0
当期純損失	18,750

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	64,784
株式会社日本政策金融公庫法による出資	396,686
当期変動額合計	461,470
当期末残高	461,470
資本剰余金	
経営改善資金特別準備金	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	181,500
当期変動額合計	181,500
当期末残高	181,500
資本剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	181,500
当期変動額合計	181,500
当期末残高	181,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 18,750
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 473,058
当期変動額合計	△ 491,809
当期末残高	△ 491,809
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 18,750
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 473,058
当期変動額合計	△ 491,809
当期末残高	△ 491,809
株主資本合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	64,784
当期純損失(△)	△ 18,750
株式会社日本政策金融公庫法による出資	578,186
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 473,058
当期変動額合計	151,160
当期末残高	151,160
純資産合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	64,784
当期純損失(△)	△ 18,750
株式会社日本政策金融公庫法による出資	578,186
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 473,058
当期変動額合計	151,160
当期末残高	151,160

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

3 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は342,933百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券等のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分をせずに所有しているものは11,487百万円です。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は43,377百万円、延滞債権額は163,890百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は233百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は309,915百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は517,417百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は6,468百万円であります。
7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、国民一般向け業務勘定の発行する社債は1,239,189百万円）の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額1,473百万円
9. 1株当たり純資産額0円23銭
10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

- 1株当たり当期純損失金額0円3銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	642,970,000,000	—	642,970,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 64,784,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 578,186,000,000株

(有価証券関係)

貸借対照表の「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券 譲渡性預け金	45,500

2. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
その他	45,500	—	—	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△158,858
年金資産 (B)	33,993
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△124,865
未認識数理計算上の差異 (D)	6,015
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△118,849
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E) - (F)	△118,849

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	2,144
利息費用	1,582
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	3,727

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接 100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	64,784	—	—
				政府補給金収入	2,954	—	—
				資金の受入 ^(注3)	1,045,007	借入金	5,625,039
				借入金の返済	1,015,230		
				借入金利息の支払	24,915	未払費用	9,518
				社債への被保証 ^(注4)	579,228	—	—

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入1,174百万円

厚生労働省 政府補給金収入 388百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入0百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融資からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 役員および個人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員およびその近親者	中村利夫	なし	当公庫取締役の弟	資金の貸付	—	貸付金	19

(注)1. 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

農林水産事業 農林水産業者向け業務勘定

第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	44,975	借入金	2,262,741
現金	3	借入金	2,262,741
預け金	44,971	社債	139,904
有価証券	2,030	寄託金	36,703
株式	2,030	その他負債	22,593
貸出金	2,721,183	未払費用	11,751
証書貸付	2,721,183	前受収益	0
その他資産	18,776	リース債務	1,073
前払費用	23	その他の負債	9,768
未収収益	17,023	賞与引当金	631
代理店貸	1,328	役員賞与引当金	7
その他の資産	400	退職給付引当金	22,050
有形固定資産	44,898	役員退職慰労引当金	5
建物	2,695	支払承諾	59
土地	40,996	負債の部合計	2,484,695
リース資産	1,022	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	184	資本金	324,735
無形固定資産	1,542	利益剰余金	2,797
ソフトウェア	1,446	利益準備金	2,797
その他の無形固定資産	96	株主資本合計	327,532
支払承諾見返	59		
貸倒引当金	△ 21,237	純資産の部合計	327,532
資産の部合計	2,812,228	負債及び純資産の部合計	2,812,228

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	39,331
資金運用収益	29,393
貸出金利息	29,358
買現先利息	1
預け金利息	32
その他の受入利息	0
役務取引等収益	0
その他の役務収益	0
政府補給金収入	9,856
一般会計より受入	9,856
その他経常収益	81
その他の経常収益	81
経常費用	40,693
資金調達費用	28,580
借入金利息	25,581
社債利息	1,287
その他の支払利息	1,710
役務取引等費用	3,119
その他の役務費用	3,119
その他業務費用	3
社債発行費償却	3
営業経費	8,161
その他経常費用	830
貸倒引当金繰入額	806
貸出金償却	23
その他の経常費用	0
経常損失	1,362
特別利益	1,373
償却債権取立益	1,321
その他の特別利益	51
特別損失	11
固定資産処分損	11
当期純利益	—

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	7,768
株式会社日本政策金融公庫法による出資	316,967
当期変動額合計	324,735
当期末残高	324,735
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による承継	2,797
当期変動額合計	2,797
当期末残高	2,797
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純利益	—
当期変動額合計	—
当期末残高	—
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純利益	—
株式会社日本政策金融公庫法による承継	2,797
当期変動額合計	2,797
当期末残高	2,797
株主資本合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	7,768
当期純利益	—
株式会社日本政策金融公庫法による出資	316,967
株式会社日本政策金融公庫法による承継	2,797
当期変動額合計	327,532
当期末残高	327,532
純資産合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	7,768
当期純利益	—
株式会社日本政策金融公庫法による出資	316,967
株式会社日本政策金融公庫法による承継	2,797
当期変動額合計	327,532
当期末残高	327,532

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法

クレジット・デフォルト・スワップ取引のうち市場価格に基づく価額または合理的に算定された価額がないものについては、債務保証に準じて処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,230百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額2,030百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,287百万円、延滞債権額は76,064百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,864百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,843百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は106,060百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は34,120百万円であります。
7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債（うち、農林水産業者向け業務勘定の発行する社債は139,904百万円）の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額261百万円
9. 1株当たり純資産額1円00銭
10. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

- 1株当たり当期純利益金額0円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	324,735,000,000	—	324,735,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 7,768,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 316,967,000,000株

(有価証券関係)

貸借対照表の「株式」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
子会社株式・出資金および関連会社株式・出資金 関連会社株式	2,030
その他有価証券 譲渡性預け金	410

2. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
その他	410	—	—	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△30,003
年金資産 (B)	6,816
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△23,186
未認識数理計算上の差異 (D)	1,136
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△22,050
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)－(F)	△22,050

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	421
利息費用	300
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	722

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生事業年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	7,768	—	—
				資金の受入 ^(注3)	87,400	借入金	2,163,272
				借入金の返済	139,971		
				借入金利息の支払	27,233	未払費用	9,376
				資金の預託 ^(注4)	6,500	預け金	6,500
				社債への被保証 ^(注5)	25,954	—	—

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

農林水産省 政府補給金収入9,856百万円、資金の受入7,908百万円、借入金の返済 7,290百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人農林漁業信用基金	なし	寄託金の受入元	寄託金の受入 ^(注1)	724	寄託金	36,703
				寄託金の返還	165		

(注)1. 寄託金は、「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として独立行政法人農林漁業信用基金から受け入れている金額であり、無利子であります。

2. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類および数	普通株式665,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	665,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	665,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	証券化支援業務に係るもの

中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定

第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	73,063	借入金	2,821,337
現金	2	借入金	2,821,337
預け金	73,060	社債	2,297,221
有価証券	11,455	その他負債	19,774
社債	7,872	未払費用	11,565
その他の証券	3,582	前受収益	78
貸出金	5,419,813	金融派生商品	15
証書貸付	5,419,813	リース債務	1,108
その他資産	6,210	その他の負債	7,007
前払費用	0	賞与引当金	1,073
未収収益	5,011	役員賞与引当金	5
その他の資産	1,198	退職給付引当金	39,075
有形固定資産	62,897	役員退職慰労引当金	4
建物	5,043	支払承諾	41,637
土地	57,095		
リース資産	483	負債の部合計	5,220,129
建設仮勘定	5	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	269	資本金	574,435
無形固定資産	2,246	利益剰余金	△ 342,241
ソフトウェア	879	その他利益剰余金	△ 342,241
リース資産	571	繰越利益剰余金	△ 342,241
その他の無形固定資産	795	株主資本合計	232,193
支払承諾見返	41,637		
貸倒引当金	△ 165,002	純資産の部合計	232,193
資産の部合計	5,452,322	負債及び純資産の部合計	5,452,322

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	64,522
資金運用収益	51,778
貸出金利息	51,579
有価証券利息配当金	127
預け金利息	71
役務取引等収益	163
その他の役務収益	163
政府補給金収入	12,393
一般会計より受入	12,386
特別会計より受入	7
その他経常収益	186
その他の経常収益	186
経常費用	91,593
資金調達費用	28,083
借入金利息	12,719
社債利息	15,364
役務取引等費用	132
その他の役務費用	132
その他業務費用	172
国債等債券償却	120
社債発行費償却	24
金融派生商品費用	27
その他の業務費用	1
営業経費	13,140
その他経常費用	50,063
貸倒引当金繰入額	48,486
貸出金償却	1,149
株式等償却	426
その他の経常費用	0
経常損失	27,070
特別利益	144
固定資産処分益	0
償却債権取立益	52
その他の特別利益	92
特別損失	8
固定資産処分損	8
当期純損失	26,934

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	79,660
株式会社日本政策金融公庫法による出資	494,775
当期変動額合計	574,435
当期末残高	574,435
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△26,934
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△315,307
当期変動額合計	△342,241
当期末残高	△342,241
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△26,934
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△315,307
当期変動額合計	△342,241
当期末残高	△342,241
株主資本合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	79,660
当期純損失(△)	△26,934
株式会社日本政策金融公庫法による出資	494,775
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△315,307
当期変動額合計	232,193
当期末残高	232,193
純資産合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	79,660
当期純損失(△)	△26,934
株式会社日本政策金融公庫法による出資	494,775
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△315,307
当期変動額合計	232,193
当期末残高	232,193

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証

による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は174,913百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

6 ヘッジ会計の方法

外貨建社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を採用しております。振当処理によっている通貨スワップについてはヘッジの有効性評価を省略しております。

7 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は54,219百万円、延滞債権額は458,308百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は153,114百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は665,642百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は41,378百万円であります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定の発行する社債は2,297,221百万円)の一般担保に供しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額393百万円
- 1株当たり純資産額0円40銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1株当たり当期純損失金額0円5銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	574,435,000,000	—	574,435,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 79,660,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 494,775,000,000株

(有価証券関係)

貸借対照表の「社債」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場国内債券	7,872
その他有価証券 譲渡性預け金 非上場国内証券	34,500 3,582

2. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券				
社債	3,946	3,926	—	—
その他	34,828	3,253	—	—
合計	38,775	7,180	—	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△53,335
年金資産 (B)	12,170
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△41,165
未認識数理計算上の差異 (D)	2,089
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△39,075
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)－(F)	△39,075

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	795
利息費用	529
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	1,325

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1)割引率	2.0%
(2)期待運用収益率	0.0%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣) ^(注1)	被所有 直接 100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注2)	79,660	—	—
				資金の受入 ^(注3)	563,610	借入金	2,821,337
				借入金の返済	378,550		
				借入金利息の支払	12,594	未払費用	4,956
				社債への被保証 ^(注4)	1,285,082	—	—

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入 12,386百万円

資源エネルギー庁 政府補給金収入 7百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 役員および個人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	ミカサ株式会社	なし	当公庫取締役の義父が代表取締役	資金の貸付	50	貸付金	115

(注)1. 資金の貸付は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類および数	普通株式450,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	450,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	450,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	証券化支援保証業務に係るもの

中小企業者向け証券化支援買取業務勘定

第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,934	社債	3,099
現金	0	その他負債	45
預け金	1,934	未払費用	15
有価証券	25,214	その他の負債	30
国債	21,156	賞与引当金	2
社債	3,105	役員賞与引当金	0
その他の証券	953	退職給付引当金	37
その他資産	44	役員退職慰労引当金	0
未収収益	43	負債の部合計	3,186
その他の資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	6	資本金	24,476
ソフトウェア	4	利益剰余金	△ 737
その他の無形固定資産	1	その他利益剰余金	△ 737
貸倒引当金	△ 276	繰越利益剰余金	△ 737
		株主資本合計	23,738
		純資産の部合計	23,738
資産の部合計	26,924	負債及び純資産の部合計	26,924

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	318
資金運用収益	292
有価証券利息配当金	290
預け金利息	2
役務取引等収益	25
その他の役務収益	25
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	577
資金調達費用	15
社債利息	15
役務取引等費用	22
その他の役務費用	22
その他業務費用	337
国債等債券償却	337
社債発行費償却	0
その他の業務費用	0
営業経費	58
その他経常費用	144
貸倒引当金繰入額	28
株式等償却	115
その他の経常費用	0
経常損失	259
特別利益	0
その他の特別利益	0
当期純損失	259

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	—
当期変動額	
株式会社日本政策金融公庫法による出資	24,476
当期変動額合計	24,476
当期末残高	24,476
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 259
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 478
当期変動額合計	△ 737
当期末残高	△ 737
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 259
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 478
当期変動額合計	△ 737
当期末残高	△ 737
株主資本合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 259
株式会社日本政策金融公庫法による出資	24,476
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 478
当期変動額合計	23,738
当期末残高	23,738
純資産合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 259
株式会社日本政策金融公庫法による出資	24,476
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 478
当期変動額合計	23,738
当期末残高	23,738

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

2 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、予想損失率に基づき算出した予想損失額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

5 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、中小企業者向け証券化支援買取業務勘定の発行する社債は3,099百万円)の一般担保に供しております。
- 1株当たり純資産額0円96銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1株当たり当期純損失金額0円1銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	24,476,000,000	—	24,476,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 24,476,000,000株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「社債」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

- 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	21,156	21,971	815	815	—

(注)1. 時価は、当事業年度末の市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

- 時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
譲渡性預け金	1,800
非上場国内証券	4,058

- その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
債券				
国債	—	—	21,156	—
社債	—	3,105	—	—
その他	1,994	759	—	—
合計	1,994	3,864	21,156	—

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△49
年金資産 (B)	8
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△40
未認識数理計算上の差異 (D)	3
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△37
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)－(F)	△37

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	1
利息費用	0
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	2

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

中小企業事業 信用保険等業務勘定

第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,167,343	保険契約準備金	1,017,813
現金	0	その他負債	2,382
預け金	1,167,343	未払費用	20
その他資産	9,988	リース債務	1,072
未収収益	390	その他の負債	1,289
その他の資産	9,597	賞与引当金	200
有形固定資産	22,941	役員賞与引当金	1
建物	514	退職給付引当金	8,496
土地	21,868	役員退職慰労引当金	3
リース資産	524	負債の部合計	1,028,896
その他の有形固定資産	34	(純資産の部)	
無形固定資産	627	資本剰余金	1,291,138
ソフトウェア	129	資本準備金	1,291,138
リース資産	497	利益剰余金	△ 1,119,135
		その他利益剰余金	△ 1,119,135
		繰越利益剰余金	△ 1,119,135
		株主資本合計	172,003
		純資産の部合計	172,003
資産の部合計	1,200,900	負債及び純資産の部合計	1,200,900

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	91,873
資金運用収益	1,765
貸出金利息	43
預け金利息	1,721
保険引受収益	90,020
保険料	90,020
その他経常収益	87
その他の経常収益	87
経常費用	724,768
保険引受費用	717,264
保険金	427,076
回収金	△ 67,915
保険契約準備金繰入額	358,103
営業経費	2,624
その他経常費用	4,879
その他の経常費用	4,879
経常損失	632,895
特別利益	18
その他の特別利益	18
特別損失	0
固定資産処分損	0
当期純損失	632,876

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	758,400
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 218,338
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077
当期変動額合計	1,291,138
当期末残高	1,291,138
資本剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	758,400
資本準備金の取崩(欠損填補)	△ 218,338
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077
当期変動額合計	1,291,138
当期末残高	1,291,138
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	218,338
当期純損失(△)	△ 632,876
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 704,597
当期変動額合計	△ 1,119,135
当期末残高	△ 1,119,135
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
資本準備金の取崩(欠損填補)	218,338
当期純損失(△)	△ 632,876
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 704,597
当期変動額合計	△ 1,119,135
当期末残高	△ 1,119,135
株主資本合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	758,400
当期純損失(△)	△ 632,876
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 704,597
当期変動額合計	172,003
当期末残高	172,003
純資産合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	758,400
当期純損失(△)	△ 632,876
株式会社日本政策金融公庫法による出資	751,077
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 704,597
当期変動額合計	172,003
当期末残高	172,003

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～49年
その他	2年～14年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

2 繰延資産の処理方法

創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先に対する債権については、全額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 保険契約準備金の計上基準

保険契約準備金は、株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令第9条第1項に基づき次に掲げる金額の合計額を計上しており、また、同条第2項に基づき当該保険契約準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、追加して保険契約準備金を計上しております。

①責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した額

②支払備金

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金およびまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められる保険金の合計額から、当該保険金に基づく回収金の見込額を控除した金額

5 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額89百万円
2. 1株当たり純資産額0円11銭
3. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

1. その他の経常費用には、保険料の返還金4,846百万円が含まれております。
2. 1株当たり当期純損失金額0円61銭

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度の末日における発行済株式の数

（単位：株）

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	1,509,477,407,741	—	1,509,477,407,741

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 758,400,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 751,077,407,741株

（税効果会計関係）

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
2. 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△11,685
年金資産 (B)	2,736
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△8,949
未認識数理計算上の差異 (D)	453
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△8,496
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)-(F)	△8,496

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	154
利息費用	120
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	275

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接 100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	758,400	—	—
				資金の預託 ^(注2)	2,130,800	預け金	1,141,300

(注)1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

2. 資金の預託は、財政融資資金への預託であり、財政融資資金預託金利が適用されております。

3. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類および数	普通株式52,300,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	52,300,000,000円
資本組入額	一株につき0円
資本準備金組入額	一株につき1円
資本組入額の総額	0円
資本準備金組入額の総額	52,300,000,000円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	保険基盤を増強し安定的な制度運営に係るもの

国際協力銀行 国際協力銀行業務勘定

第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	239,218	借入金	4,019,847
現金	0	借入金	4,019,847
預け金	239,218	社債	2,093,214
有価証券	10,920	その他負債	35,448
その他の証券	10,920	未払費用	28,175
貸出金	7,243,068	前受収益	5,250
証書貸付	7,243,068	金融派生商品	1,477
その他資産	698,794	リース債務	463
前払費用	253	その他の負債	80
未収収益	44,979	賞与引当金	581
金融派生商品	633,638	役員賞与引当金	7
その他の資産	19,923	退職給付引当金	11,611
有形固定資産	38,307	役員退職慰労引当金	5
建物	3,798	支払承諾	1,650,329
土地	33,881	負債の部合計	7,811,046
リース資産	97	(純資産の部)	
建設仮勘定	123	資本金	1,035,500
その他の有形固定資産	405	利益剰余金	739,430
無形固定資産	2,821	利益準備金	712,592
ソフトウェア	2,330	その他利益剰余金	26,838
リース資産	343	繰越利益剰余金	26,838
その他の無形固定資産	147	株主資本合計	1,774,930
支払承諾見返	1,650,329	その他有価証券評価差額金	△1,064
貸倒引当金	△126,500	繰延ヘッジ損益	172,049
		評価・換算差額等合計	170,984
		純資産の部合計	1,945,915
資産の部合計	9,756,961	負債及び純資産の部合計	9,756,961

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	97,740
資金運用収益	93,554
貸出金利息	93,512
預け金利息	42
役務取引等収益	3,697
その他の役務収益	3,697
その他業務収益	259
金融派生商品収益	259
その他経常収益	229
その他の経常収益	229
経常費用	77,810
資金調達費用	66,011
借入金利息	24,392
社債利息	28,806
金利スワップ支払利息	12,812
役務取引等費用	578
その他の役務費用	578
その他業務費用	2,852
外国為替売買損	2,738
その他の業務費用	114
営業経費	8,145
その他経常費用	222
貸倒引当金繰入額	195
株式等償却	12
その他の経常費用	14
経常利益	19,929
特別利益	6,947
固定資産処分益	0
償却債権取立益	2,372
債務履行引受契約関連益	4,575
特別損失	39
固定資産処分損	39
当期純利益	26,838

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
株主資本		繰延ヘッジ損益	
資本金		前期末残高	—
前期末残高	—	当期変動額	
当期変動額		株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
新株の発行	30,000	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	117,814
株式会社日本政策金融公庫法による出資	1,005,500	当期変動額合計	172,049
当期変動額合計	1,035,500	当期末残高	172,049
当期末残高	1,035,500	評価・換算差額等合計	
利益剰余金		前期末残高	—
利益準備金		当期変動額	
前期末残高	—	株式会社日本政策金融公庫法による承継	54,235
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116,749
株式会社日本政策金融公庫法による承継	712,592	当期変動額合計	170,984
当期変動額合計	712,592	当期末残高	170,984
当期末残高	712,592	純資産合計	
その他利益剰余金		前期末残高	—
繰越利益剰余金		当期変動額	
前期末残高	—	新株の発行	30,000
当期変動額		当期純利益	26,838
当期純利益	26,838	株式会社日本政策金融公庫法による出資	1,005,500
当期変動額合計	26,838	株式会社日本政策金融公庫法による承継	766,827
当期末残高	26,838	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116,749
利益剰余金合計		当期変動額合計	1,945,915
前期末残高	—	当期末残高	1,945,915
当期変動額			
当期純利益	26,838		
株式会社日本政策金融公庫法による承継	712,592		
当期変動額合計	739,430		
当期末残高	739,430		
株主資本合計			
前期末残高	—		
当期変動額			
新株の発行	30,000		
当期純利益	26,838		
株式会社日本政策金融公庫法による出資	1,005,500		
株式会社日本政策金融公庫法による承継	712,592		
当期変動額合計	1,774,930		
当期末残高	1,774,930		
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	—		
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 1,064		
当期変動額合計	△ 1,064		
当期末残高	△ 1,064		

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～50年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

5 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務

者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金、社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社への出資総額763百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は26,908百万円、延滞債権額は110,674百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は92,894百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は230,477百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当公庫には、貸付契約締結をもって貸付金の全額または一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付を実行する取扱があります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は1,290,735百万円であります。
7. 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、国際協力銀行業務勘定の発行する社債は2,093,214百万円)の一般担保に供しております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額335百万円
9. 1株当たり純資産額 1円87銭
10. 関係会社に対する金銭債権総額 19,646百万円
11. 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1株当たり当期純利益金額0円2銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	1,035,500,000,000	—	1,035,500,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 30,000,000,000株

株式会社日本政策金融公庫法による出資による増加 1,005,500,000,000株

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	—
非上場外国証券	—
子会社株式・出資金および関連会社株式・出資金 関連会社出資金	763
その他有価証券	10,157
非上場外国株式	8,729
非上場国内証券	200
非上場外国証券	1,227

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△ 16,329
年金資産 (B)	3,459
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△ 12,870
未認識数理計算上の差異 (D)	1,259
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△ 11,611
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E) - (F)	△ 11,611

- 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	279
利息費用	160
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	439

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

- 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接 100%	政策金融行政	増資の引受 ^(注1)	30,000	—	—
				資金の受入 ^(注2)	1,092,360	借入金	4,016,735
				借入金の返済	528,549		
				借入金利息の支払	24,261	未払費用	8,900
				社債への被保証 ^(注3)	993,457	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

2. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

該当事項ありません。

危機対応円滑化業務 危機対応円滑化業務勘定

第1期末(平成21年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	31,722	借入金	1,130,300
預け金	31,722	借入金	1,130,300
貸出金	1,430,113	短期社債	299,884
証書貸付	1,430,113	その他負債	330
その他資産	380	未払費用	257
未収収益	347	前受収益	38
その他の資産	32	その他の負債	34
無形固定資産	66	賞与引当金	7
ソフトウェア	66	役員賞与引当金	0
貸倒引当金	△ 572	退職給付引当金	162
		役員退職慰労引当金	0
		補償損失引当金	3,000
		負債の部合計	1,433,686
		(純資産の部)	
		資本金	31,551
		利益剰余金	△ 3,527
		その他利益剰余金	△ 3,527
		繰越利益剰余金	△ 3,527
		株主資本合計	28,023
		純資産の部合計	28,023
資産の部合計	1,461,710	負債及び純資産の部合計	1,461,710

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常収益	909
資金運用収益	674
貸出金利息	674
役務取引等収益	23
損害担保補償料	21
その他の役務収益	2
政府補給金収入	210
一般会計より受入	210
その他経常収益	0
その他の経常収益	0
経常費用	4,341
資金調達費用	671
借入金利息	600
短期社債利息	71
その他業務費用	3
社債発行費償却	3
営業経費	92
その他経常費用	3,573
貸倒引当金繰入額	572
補償損失引当金繰入額	3,000
その他の経常費用	0
経常損失	3,431
特別利益	0
その他の特別利益	0
当期純損失	3,431

第1期(平成20年10月1日から平成21年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	31,551
当期変動額合計	31,551
当期末残高	31,551
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 3,431
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 95
当期変動額合計	△ 3,527
当期末残高	△ 3,527
利益剰余金合計	
前期末残高	—
当期変動額	
当期純損失(△)	△ 3,431
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 95
当期変動額合計	△ 3,527
当期末残高	△ 3,527
株主資本合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	31,551
当期純損失(△)	△ 3,431
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 95
当期変動額合計	28,023
当期末残高	28,023
純資産合計	
前期末残高	—
当期変動額	
新株の発行	31,551
当期純損失(△)	△ 3,431
株式会社日本政策金融公庫法による承継	△ 95
当期変動額合計	28,023
当期末残高	28,023

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、公庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

2 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 創立費

創立費は、当事業年度に全額費用として処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 補償損失引当金

補償損失引当金は、損害担保契約に関して生じる損失に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものではありません。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 株式会社日本政策金融公庫法第52条の規定により、当公庫の総財産を当公庫の発行する全ての社債(うち、危機対応円滑化業務勘定の発行する社債は299,884百万円)の一般担保に供しております。
- 損害担保契約の補償引受額

補償引受残高(3,367件)	154,129百万円
補償損失引当金	3,000百万円
差引額	151,129百万円
- 1株当たり純資産額0円88銭
- 株式会社日本政策金融公庫法第47条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。
なお、同法第41条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、資本準備金および利益準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

1株当たり当期純損失金額1円77銭

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度の末日における発行済株式の数

(単位:株)

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	31,551,000,000	—	31,551,000,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 31,551,000,000株

(税効果会計関係)

当公庫は、法人税法第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

- 採用している退職給付制度の概要
当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

	当事業年度末(百万円)
退職給付債務 (A)	△ 203
年金資産 (B)	32
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	△ 171
未認識数理計算上の差異 (D)	8
貸借対照表計上額純額 (E)=(C)+(D)	△ 162
前払年金費用 (F)	—
退職給付引当金 (G)=(E)－(F)	△ 162

3. 退職給付費用に関する事項

	当事業年度(百万円)
勤務費用	4
利息費用	1
期待運用収益	—
数理計算上の差異の費用処理額	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—
退職給付費用	6

(注)厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	当事業年度
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.0%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。)

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社および法人主要株主等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	財務省 (財務大臣)(注1)	被所有 直接100%	政策金融行政	増資の引受(注2)	31,551	—	—
				政府補給金収入	19	—	—
				資金の受入(注3)	1,130,300	借入金	1,130,300
				借入金利息の支払	600	未払費用	256
				短期社債の引受(注4)	199,923	短期社債	199,923
				社債への被保証(注5)	299,884	—	—

(注)1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

中小企業庁 政府補給金収入177百万円

農林水産省 政府補給金収入 13百万円

2. 増資の引受は、当公庫が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。なお、取引金額には株式会社日本政策金融公庫法附則第8条の規定による出資は含まれておりません。

3. 資金の受入は、財政投融资からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されております。

4. 短期社債の引受は、財政融資資金による引受であり、一般の取引条件と同様に決定しております。

5. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

6. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位:百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社日本政策投資銀行	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付(注1)	1,360,113	証書貸付	1,360,113
				貸付金利息の受取	645	未収収益	318
	株式会社商工組合中央金庫	なし	危機対応業務にかかる指定金融機関	資金の貸付(注1)	70,000	証書貸付	70,000
				損害の担保(注2)	154,129	—	—

(注)1. 資金の貸付は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

2. 損害の担保は、株式会社日本政策金融公庫法第15条の規定により、主務大臣の承認を受けた条件等で行っています。

3. 取引金額および期末残高には消費税等は含まれておりません。

(重要な後発事象)

株主割当により発行される普通株式の募集

当公庫は、平成21年4月22日開催の取締役会決議により、平成21年6月5日付で以下のとおり株主割当による新株式の発行を実施いたしました。

株主割当による新株式の発行の概要

発行する株式の種類および数	普通株式10,960,000,000株
発行価額	一株につき1円
発行価額の総額	10,960,000,000円
資本組入額	一株につき1円
資本準備金組入額	一株につき0円
資本組入額の総額	10,960,000,000円
資本準備金組入額の総額	0円
払込期日	平成21年6月5日
資金の使途	「生活対策のための緊急対策」の実施に伴う規模の拡充等に伴うもの

リスク管理債権等

当公庫は、「株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令(平成20年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第3号)」に基づきリスク管理債権を算出しています。

【リスク管理債権】

(単位:百万円)

	国民生活事業	農林水産事業	中小企業事業 ^(注)	国際協力銀行
破綻先債権	43,377	1,287	54,219	26,908
延滞債権	163,890	76,064	458,308	110,674
3ヵ月以上延滞債権	233	3,864	—	—
貸出条件緩和債権	309,915	24,843	153,114	92,894
合計	517,417	106,060	665,642	230,477
リスク管理債権合計/貸出金残高(%)	7.19	3.89	12.28	3.18

(注) 中小企業事業は中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定に係る数値であります。

(リスク管理債権)

・破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

・延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

・3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

・貸出条件緩和債権

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

【金融再生法開示債権】

(単位:百万円)

	国民生活事業	農林水産事業	中小企業事業 ^(注)	国際協力銀行
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	139,990	9,393	116,337	26,908
危険債権	68,273	67,975	397,312	110,674
要管理債権	310,149	28,708	153,114	92,894
小計①	518,412	106,077	666,764	230,477
正常債権	6,682,219	2,632,205	4,805,847	8,707,615
合計②	7,200,631	2,738,283	5,472,612	8,938,093
(①/②)(%)	7.19	3.87	12.18	2.57

(注) 1. 当公庫は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)(以下「金融再生法」という。)の適用はありませんが、民間金融機関と同様の基準に従い算出したものです。

2. 中小企業事業は中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定に係る数値であります。

(金融再生法開示債権)

・破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

・危険債権

危険債権とは、債務者の経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

・要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権です。

・正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題ないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権です。

日本政策金融公庫の役員報酬・職員給与等について

※日本公庫は、平成20年10月1日、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行(国際金融等業務)が統合し、設立されました。よって、本資料は、原則として、設立後の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの実績および方針をもとに、作成しています。

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

- ①平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方
国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。
特別手当(賞与)について、当該役員の職務実績に応じて、増額または減額することができることとしている。
- ②役員報酬基準の改定内容
該当なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
代表取締役総裁	10,168	7,266	1,739	1,162(特別調整手当)	10月1日		※
A代表取締役副総裁	9,723	6,948	1,663	1,111(特別調整手当)	10月1日		*
B代表取締役副総裁	9,723	6,948	1,663	1,111(特別調整手当)	10月1日		*
C代表取締役専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062(特別調整手当)	10月1日		*※
D代表取締役専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062(特別調整手当)	10月1日		*※
E代表取締役専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062(特別調整手当)	10月1日		※
F代表取締役専務取締役	9,295	6,642	1,590	1,062(特別調整手当)	10月1日		※
G常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日		*※
H常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日		*※
I常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日		*
J常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日		※
K常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日		*
L常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日		*※
M常務取締役	8,002	5,718	1,369	914(特別調整手当)	10月1日		※
N取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日		※
O取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日		*※
P取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日		※
Q取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日		※
R取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日		※
S取締役	7,481	5,346	1,280	855(特別調整手当)	10月1日		※
T常勤監査役	6,918	4,944	1,183	791(特別調整手当)	10月1日		
U常勤監査役	6,918	4,944	1,183	791(特別調整手当)	10月1日		※

注1:以上のほか、社外取締役および社外監査役(計4名。いずれも非常勤)に対し、計18,000千円の報酬を支給している。

注2:以上のほか、本法人設立前の旧組織(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫または国際協力銀行)の役員賞与として、計15,677千円(計13名)の報酬を支給している。

注3:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注4:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「※」は独立行政法人等の退職者、「◇」は役員出向者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
代表取締役総裁		年 月			該当なし	
代表取締役副総裁		年 月			該当なし	
代表取締役専務取締役		年 月			該当なし	
常務取締役		年 月			該当なし	
取締役		年 月			該当なし	
常勤監査役		年 月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

- ①人件費管理の基本方針
国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。
また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の管理を行う。
- ②職員給与決定の基本方針
ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方
社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し、民間金融機関における給与水準、国家公務員に対する人事院勧告等を踏まえ、労使間の協議を経て決定する。
イ 職員の発揮した能力または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給・奨励手当・賞与に反映させている。

〔能力、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	職員の勤務成績・職務能力等を、昇降格・昇降給に反映させている。
奨励手当・賞与	職員の勤務成績・職務能力等を、奨励手当・賞与に反映させている。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点
平成20年10月から平成21年3月における給与制度の改正はなし。

2 職員給与と支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成20年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	6,952	40.3	8,150	5,791	128	2,359
事務・技術	6,939	40.3	8,154	5,793	128	2,361
自動車運転手	13	54.0	6,335	4,658	125	1,677
在外職員	19	39.5	18,223	16,027	0	2,196
任期付職員	14	40.1	2,932	2,716	106	216
事務・技術	14	40.1	2,932	2,716	106	216
再任用職員	42	62.0	4,476	3,760	159	716
事務・技術	39	61.9	4,556	3,827	158	729
自動車運転手	3	62.5	3,438	2,892	184	546

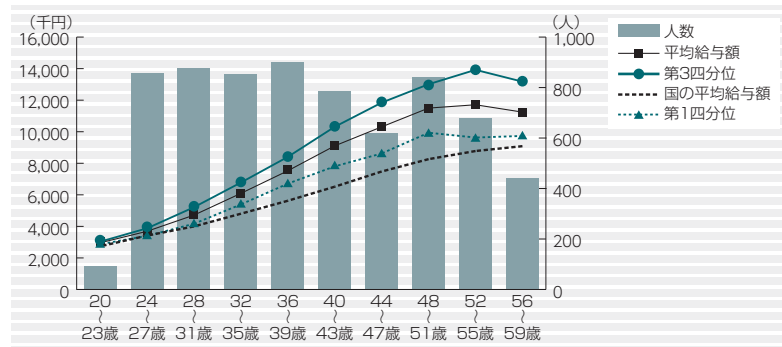
注1:本法人設立前の旧組織(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫または国際協力銀行)において支給された給与を含む、平成20年4月から平成21年3月までの支給実績に基づく状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注3:非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

注4:研究職種および教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、②、④および⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位 第1分位(千円)	平均(千円)	四分位 第3分位(千円)
管理職(部長級)	435	52.9	13,738	14,535	15,235
管理職(課長級)	1,487	47.8	10,665	11,684	12,649
非管理職	5,031	37.0	4,399	6,367	7,965

③職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	6,939	435 (6.3%)	1,487 (21.4%)	5,017 (72.3%)
年齢(最高～最低)(歳)		59～44	59～36	59～22
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		12,400～8,056	10,890～5,250	11,454～1,951
年間給与額(最高～最低)(千円)		18,005～11,338	15,925～7,436	16,973～2,682

(任期付職員)

区分	計	管理職(部長級)	管理職(課長級)	非管理職
標準的な職位		部長	課長	職員
人員(割合)(人)	14	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14 (100.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		—	—	62～28
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		—	—	2,904～2,430
年間給与額(最高～最低)(千円)		—	—	3,146～2,630

④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	58.4	61.5	60.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	41.6	38.5	40.0
	最高～最低(%)	100.0～28.4	100.0～25.3	100.0～26.8
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	61.8	64.9	63.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	38.2	35.1	36.6
	最高～最低(%)	100.0～0.0	100.0～0.0	100.0～0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 130.9
注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容															
指数の状況	対国家公務員 130.9															
	<table><tr><td rowspan="3">参考</td><td>地域勘案</td><td>129.4</td></tr><tr><td>学歴勘案</td><td>127.1</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>127.2</td></tr></table>	参考	地域勘案	129.4	学歴勘案	127.1	地域・学歴勘案	127.2								
	参考		地域勘案	129.4												
			学歴勘案	127.1												
地域・学歴勘案		127.2														
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	1 高い専門性を有する人材の確保 当公庫の業務遂行にあたっては、以下に挙げる特殊・高度な専門性を有する人材の確保が必要であるため、大学卒・大学院卒などの採用が多くなっており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような人材確保に見合った給与水準を維持する必要がある。 すなわち、帳簿等の整備が不十分で担保力が乏しく民間金融機関から融資を受けることが困難な小企業や創業企業の実態を迅速かつ的確に把握し維持力・将来性を適正に判断する専門的な「目利き能力」、農林水産業者に対して民間金融機関では対応困難な長期融資や生産技術を踏まえた幅広い経営へのアドバイスなどの特殊かつ高度な能力・専門性、中小企業のニーズに対応するため民間金融機関や地域の諸機関と連携し多様な手法による事業資金を供給する担い手となる専門的な能力および高度なサービスを提供する能力、我が国の対外経済政策の遂行を担う国際協力銀行業務の適切な実施のために必要となる高度な専門知識（国際金融等）・能力（語学力、国際交渉力等）を有する人材である。															
	2 職務環境を踏まえた処遇の確保 在職地域が都市部に比較的集中しており、また全国152カ所に支店を有している国内部門においては、業務上の必要性等から、全国規模の転勤が常態化しており、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、このような職務環境に見合った給与水準を維持する必要がある。															
	3 参考となるデータ 地域・学歴勘案の対国家公務員指数は「127.2」となり、勘案前の「130.9」から「3.7」ポイント低下する。 その他、参考となるデータは以下のとおり。															
	①民間金融機関との比較例															
	<table><tr><th></th><th>年間平均給与</th><th>平均年齢</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>8,154千円</td><td>40.3歳</td></tr><tr><td>都市銀行A</td><td>8,752千円</td><td>38.1歳</td></tr><tr><td>信託銀行B</td><td>8,724千円</td><td>40.7歳</td></tr><tr><td>地方銀行C</td><td>8,127千円</td><td>40.0歳</td></tr></table>		年間平均給与	平均年齢	当公庫	8,154千円	40.3歳	都市銀行A	8,752千円	38.1歳	信託銀行B	8,724千円	40.7歳	地方銀行C	8,127千円	40.0歳
		年間平均給与	平均年齢													
	当公庫	8,154千円	40.3歳													
	都市銀行A	8,752千円	38.1歳													
	信託銀行B	8,724千円	40.7歳													
	地方銀行C	8,127千円	40.0歳													
注1:当公庫のデータは、常勤職員（事務・技術職員）のもの 注2:民間金融機関のデータは、有価証券報告書（平成20年3月期）出所																
②学歴別の人員構成																
<table><tr><th></th><th>大学卒</th><th>短大卒</th><th>高校卒</th><th>中学卒</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>81.5%</td><td>11.7%</td><td>6.8%</td><td>0.0%</td></tr><tr><td>国家公務員行政職（一）</td><td>49.1%</td><td>12.7%</td><td>38.2%</td><td>0.1%</td></tr></table>		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	当公庫	81.5%	11.7%	6.8%	0.0%	国家公務員行政職（一）	49.1%	12.7%	38.2%	0.1%	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒												
当公庫	81.5%	11.7%	6.8%	0.0%												
国家公務員行政職（一）	49.1%	12.7%	38.2%	0.1%												
注1:大学卒には修士課程および博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。 注2:当公庫のデータは、常勤職員（事務・技術職員）および任期付職員（事務・技術職員）のもの 注3:国家公務員のデータは、平成20年国家公務員給与等実態調査出所																
③地域別の人員構成																
<table><tr><th></th><th>1～5級地</th><th>その他</th></tr><tr><td>当公庫</td><td>66.0%</td><td>34.0%</td></tr><tr><td>国家公務員行政職（一）</td><td>57.1%</td><td>42.9%</td></tr></table>		1～5級地	その他	当公庫	66.0%	34.0%	国家公務員行政職（一）	57.1%	42.9%							
	1～5級地	その他														
当公庫	66.0%	34.0%														
国家公務員行政職（一）	57.1%	42.9%														
注1:区分は、国家公務員の地域手当支給地区区分による。 注2:当公庫のデータは、常勤職員（事務・技術職員）および任期付職員（事務・技術職員）のもの 注3:国家公務員のデータは、平成20年国家公務員給与等実態調査出所																

給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 4.0% (国からの財政支出額 37,402,080千円、支出予算の総額 944,794,704千円:平成20年度予算) 【検証結果】 給与水準については、上記の定量的な理由欄に記載したとおりであり、職員全体の給与は、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行・管理している。
講ずる措置	同業種である民間金融機関の給与水準や国家公務員との比較指標を勘案しつつ、人事院勧告・閣議決定も踏まえ、引き続き適正な給与水準となるよう努めていく。

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減
給与、報酬等支給総額(A)	34,252,966	71,689,258	－ (－)
退職手当支給額(B)	2,947,081	6,553,084	－ (－)
非常勤役職員等給与(C)	436,415	546,214	－ (－)
福利厚生費(D)	6,019,543	14,031,478	－ (－)
最広義人件費(A+B+C+D)	43,656,003	92,820,033	－ (－)

注:本法人は平成20年10月1日に設立されたことから、「当年度」欄には設立以降の金額を記載し、「前年度」欄には本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行)の平成19年度の合計金額を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

総人件費について参考となる事項

1 人件費削減の基本方針

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標に準じた定員削減(平成17年度予算定員を基準として、平成22年度までの5年間で5%以上の純減)の取組みを進めていくことを基本とする。

2 進捗状況(次表脚注参照)

(1) 基準年度(平成17年度)の人員数

8,364人(本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行)の役職員数の合計人数)

(2) 各年度末の人員数

平成18年度:8,323人(本法人設立前の旧機関の役職員数の合計人数)

平成19年度:8,274人(本法人設立前の旧機関の役職員数の合計人数)

平成20年度:8,141人

(3) 各年度末の人員純減率

平成18年度:(8,323-8,364)÷8,364=△0.5%

平成19年度:(8,274-8,364)÷8,364=△1.1%

平成20年度:(8,141-8,364)÷8,364=△2.7%

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
人員数(人)	8,364	8,323	8,274	8,141
人員純減率(%)		△0.5	△1.1	△2.7

注1:本法人は平成20年10月1日に設立されたことから、「人員数」欄のうち、「平成20年度」には設立以降の人員数を記載し、「基準年度」、「平成18年度」および「平成19年度」には本法人設立前の旧機関(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行)の合計人員数を記載している。

注2:旧国際協力銀行は機関として人員を一体管理していたものの、総人件費改革の取組状況を表す計数として、平成17年度～19年度の人員数には、旧国際協力銀行の全役職員数から、国際協力機構に移管した業務に従事していた役職員数を控除した人数として平成17年度:553名、平成18年度:551名、平成19年度:548名を計上。平成20年度は、旧国際協力銀行から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行業務)に承継した職員数541名から8名削減実施後の533名を計上。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

旧機関の役員報酬・職員給与等について

※本資料は日本公庫に統合した国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの実績および方針をもとに作成しております。

国民生活金融公庫

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

- ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方
役員の特別手当について、当該役員の職務実績に応じて、増額または減額することができることとしている。
- ② 役員報酬基準の改定内容
総裁 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。
- 副総裁 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。
- 理事 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。
- 理事（非常勤） 該当なし。
- 監事 国家公務員に準じて次のとおり改定した。
・特別調整手当の支給割合を14%から16%に引き上げた。
- 監事（非常勤） 該当なし。
- （注）特別調整手当とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額（千円）				就任・退任の状況		前職
		報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任	
総裁	12,609	6,846	4,637	1,095（特別調整手当） 31（通勤手当）		9月30日	＊
副総裁	10,792	5,874	3,978	940（特別調整手当） 0（通勤手当）		9月30日	＊
理事A	5,207	2,541	2,225	406（特別調整手当） 35（通勤手当）		6月30日	＊
理事B	3,403	1,885	1,216	302（特別調整手当） 0（通勤手当）	7月25日	9月30日	＊
理事C	6,244	3,115	2,631	498（特別調整手当） 0（通勤手当）		7月21日	※
理事D	2,303	1,967	0	314（特別調整手当） 22（通勤手当）	7月22日	9月30日	※
理事E	8,165	5,082	2,225	813（特別調整手当） 45（通勤手当）		9月30日	※
理事F	8,151	5,082	2,225	813（特別調整手当） 31（通勤手当）		9月30日	◇
理事G（非常勤）	1,439	1,439	0	0	7月28日	9月30日	＊
監事A	8,529	4,596	3,113	735（特別調整手当） 85（通勤手当）		9月30日	※
監事B（非常勤）	3,048	3,048	0	0		9月30日	＊

注1：「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。
注2：「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「＊」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況（平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額） （千円）	法人での 在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
総裁	16,028	年5月9日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。 なお、支給額のうち、業績助案率の適応対象は12,194千円。	＊
副総裁	2,202	年1月1日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	＊
理事A	4,446	年2月11日	平成20年6月30日	1.2	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	＊
理事B	4,129	年2月2日	平成20年7月21日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事C	317	年1月3日	平成20年9月30日	1.0	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	＊
監事	3,217	年2月4日	平成20年9月30日	1.2	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※

注1：「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。
注2：「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「＊」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「＊※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

- ① 人件費管理の基本方針
・国会の議決を経て決定された定員および人件費の範囲内で厳格に人件費管理を行っている。
・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき人件費の削減に努める。
- ② 職員給与決定の基本方針
ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方
「一般職の職員の給与に関する法律」（昭25.4.3法95）の適用を受ける国家公務員の給与水準および民間企業の給与水準を考慮し決定している。
イ 職員の発揮した能率または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
・人事考課制度に基づき職員の勤務成績を5段階評価し、評価結果により昇給額に差を設け、昇格にも反映させている。
・職員の勤務成績等を踏まえて管理職に任用し、職務・職責に応じ特別手当の加算率に差を設けている。また、勤務成績に応じ支給月数も差を設けている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	・職員の勤務成績に応じて昇給・昇格に差を設ける。
特別手当	・職務・職責に応じて加算率に差を設ける。 ・職員の勤務成績に応じて支給月数にも差を設ける。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

政策金融機関として、人事院勧告を踏まえた給与改定を行っており、平成20年度については、国家公務員に準じ、地域の民間賃金水準を給与により適切に反映させる観点から、地域手当の支給割合を改定した。

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

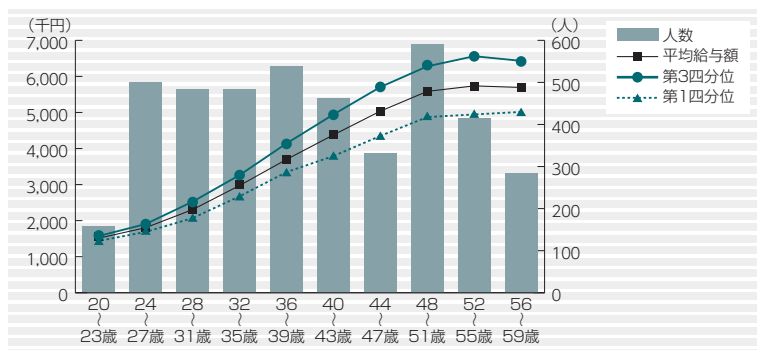
区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成20年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	4,246	40.3	3,987	2,866	58	1,121
事務・技術	4,239	40.3	3,989	2,868	58	1,121
電話交換手	2					
自動車運転手	5	54.7	3,256	2,458	69	798
在外職員	該当者なし					
任期付職員	7	38.2	1,379	1,275	35	104
事務・技術	7	38.2	1,379	1,275	35	104
電話交換手	該当者なし					
自動車運転手	該当者なし					
再任用職員	35	61.4	2,065	1,693	82	372
事務・技術	30	61.3	2,122	1,732	81	390
電話交換手	1					
自動車運転手	4	62.0	1,723	1,465	98	258
非常勤職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
電話交換手	該当者なし					
自動車運転手	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注2:研究職種および教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注3:電話交換手については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:任期付職員を含む。以下、④において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
代表的職位					
・本部課長	63	45.3	5,236	5,493	5,709
・本部係員	29	27.4	1,950	1,990	2,056

③職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	6等級	5等級	4等級	特4等級	3等級	特3等級	2等級	1等級
標準的な職位		係員	係員	主任	副調査役	調査役	課長	次長	部・支店長
人員(割合)	4,239 ^人	98 ^人 (2.3%)	770 ^人 (18.2%)	835 ^人 (19.7%)	831 ^人 (19.6%)	650 ^人 (15.3%)	558 ^人 (13.2%)	269 ^人 (6.3%)	228 ^人 (5.4%)
年齢(最高～最低)(歳)		24～21	31～23	59～28	59～32	59～35	59～39	59～43	59～46
所定内給与年額(最高～最低)(千円)		1,159～975	1,791～1,030	3,476～1,549	3,977～1,932	4,559～2,528	4,826～3,024	5,095～3,916	5,745～4,144
年間給与額(最高～最低)(千円)		1,574～1,325	2,374～1,399	4,584～2,132	5,315～2,710	6,167～3,511	6,858～4,345	7,197～5,443	8,202～6,021

(任期付職員)

区分	計	一
標準的な職位		係員
人員(割合)(人)	7	7 (100.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		52～28
所定内給与年額 (最高～最低)(千円)		1,260～1,200
年間給与額 (最高～最低)(千円)		1,365～1,300

④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	62.5		62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	37.5		37.5
	最高～最低(%)	45.5～33.3		45.5～33.3
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	64.9		64.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	35.1		35.1
	最高～最低(%)	36.4～0.0		36.4～0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

※年間支給額が算出できないため、国家公務員の給与水準(年額)との比較指標を算出することができない。

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額(A)	19,010,844	38,743,323	－	(－)
退職手当支給額(B)	1,782,786	3,459,008	－	(－)
非常勤役職員等給与(C)	253,987	426,999	－	(－)
福利厚生費(D)	3,383,164	6,650,997	－	(－)
最広義人件費(A+B+C+D)	24,430,781	49,280,327	－	(－)

(注)当公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、株式会社日本政策金融公庫となったことから、「当年度」欄には平成20年4月1日から平成20年9月30日までの国民生活金融公庫の金額を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

総人件費について参考となる事項

【人件費削減の取組状況】

人員純減にかかる方針および進捗状況

国家公務員の純減目標に準じた定員削減(平成17年度予算定員4,767人を基準として、5年間で5%以上)を進めていくことを基本とする。

(進捗状況)

基準日の人員数 4,767名

各年度末の人員数 平成18年度4,748名、平成19年度4,729名、平成20年度(上期)4,729名

各年度末日までの人員純減率 平成18年度0.4%、平成19年度0.8%、平成20年度(上期)0.8%

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上期)
人員数(人)	4,767	4,748	4,729	4,729
人員純減率(%)		△0.4	△0.8	△0.8

Ⅳ 法人が必要と認める事項

当公庫は、平成20年10月1日に、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行(国際金融等業務)と統合し、株式会社日本政策金融公庫となったことから、上記の金額等の表記は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの数値である。

そのため、平成19年度実績等との比較ができない箇所がある。

農林漁業金融公庫

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特別手当について、当該役員の勤務実績に応じて支給額を増額し、または減額することができる。

②役員報酬基準の改定内容

総裁 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。

副総裁 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。

理事 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。

監事 国家公務員に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(14%→16%)を行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
総裁	11,715	7,332	3,210	1,173(特別調整手当)1,173		9月30日	*
副総裁	9,385	5,874	2,572	939(特別調整手当)939		9月30日	*
理事	8,100	5,082	2,205	813(特別調整手当)813		9月30日	
理事	8,100	5,082	2,205	813(特別調整手当)813		9月30日	
理事	8,100	5,082	2,205	813(特別調整手当)813		9月30日	*
理事	8,100	5,082	2,205	813(特別調整手当)813		9月30日	
理事	8,100	5,082	2,205	813(特別調整手当)813		9月30日	
監事	7,405	4,596	2,012	797(特別調整手当)735(通勤手当)62		9月30日	*

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での 在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
総裁	13,152	年5月0	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*
副総裁	5,408	年2月10	平成20年9月30日	1.3	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*
理事	5,336	年3月6	平成20年9月30日	1.2	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	
理事	4,954	年3月3	平成20年9月30日	1.2	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	
監事	1,149	年1月0	平成20年9月30日	1.0	業績助案率については、外部有識者からなる経営評議委員会(業績評価を審議)が決定。	*

注1: 本表の「前職」欄の「*」は退職公務員であることを示す。また、該当がない場合は空欄としている。

注2: 上記2に記載した役員のうち理事3名は、平成20年9月30日付で退任した後、平成20年10月1日付で日本政策金融公庫(国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行(国際金融等業務)が統合し、設立)の役員として就任したため退職手当は支給していない。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、平成18年度以降は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づいた人件費の削減、国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして実施した新人事給与制度改革等を踏まえ、適正な管理を行う。

②職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢や国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、労働組合との交渉を経て決定する。

イ 職員の発揮した能力または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の職責や業績に応じて、昇格・降格・昇給・奨励手当の決定を行っている。

〔能力、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格・昇給	昇格:人事評価結果、研修履修状況、昇格試験等により上位資格等級の能力があると認められる場合には、人事委員会で審議のうえ上位資格等級に昇格させる。 降格:現資格等級に要求される職務遂行力等を欠き、期待される業務の遂行が困難と認められる等の場合には、人事委員会で審議のうえ下位資格等級に降格させる。 昇給:5段階評価による勤務成績に応じて昇給させる。
奨励手当(査定分)	前年度の勤務成績に応じて、支給月数を3~5段階に区分して支給する。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

国家公務員に準拠して、地域格差が適切に反映されるように特別都市手当の支給割合を改正。

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成20年度の年間給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	802	40.9	4,179	3,036	73	1,143
事務・技術	800	40.8	4,181	3,038	73	1,143
自動車運転手	2	52.5	3,551	2,617	45	934
任期付職員	21	39.0	1,340	1,340	58	
事務・技術	21	39.0	1,340	1,340	58	
再任用職員	1					
事務・技術	1					

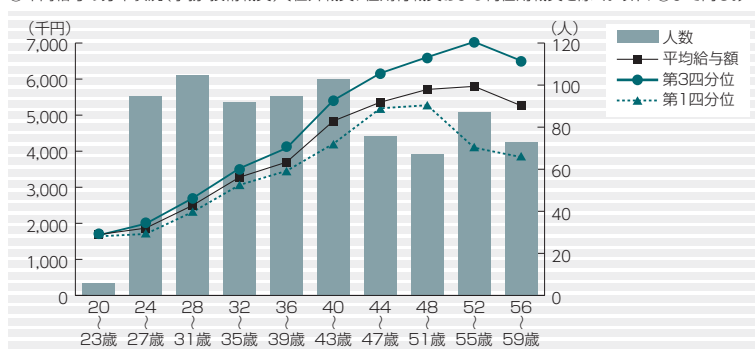
注:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注:在外職員および非常勤職員は存在していないため記載を省略。

注:研究職種および教育職種は、該当者がいないため記載を省略。

注:再任用職員の事務・技術職については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
代表的職位					
・本部課長	63	47.3	5,693	6,189	6,584
・本部係員	29	39.4	1,901	3,046	3,099

③職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)
(常勤職員)

区分	計	事務1級	事務2級	事務3級	基幹1級	基幹2級	基幹3級	基幹4級	基幹5級	基幹6級	基幹7級	基幹8級
標準的な職位		職員	職員	副調査役	職員	副調査役	調査役	調査役	課長	課長	次長	部長 支店長
人員(割合)	800 ^人	6 ^人 (0.8%)	54 ^人 (6.8%)	62 ^人 (7.8%)	69 ^人 (8.6%)	98 ^人 (12.3%)	109 ^人 (13.6%)	133 ^人 (16.6%)	102 ^人 (12.8%)	74 ^人 (9.3%)	57 ^人 (7.1%)	36 ^人 (4.5%)
年齢(最高～最低)(歳)		27～25	59～25	58～31	30～23	50～26	59～30	58～34	59～39	58～42	60～46	59～50
所定内給与年額 (最高～最低)(千円)		1,419 ～1,177	2,515 ～1,151	2,917 ～1,665	1,580 ～1,212	2,366 ～1,516	3,546 ～1,959	4,180 ～2,384	4,828 ～3,107	5,049 ～3,733	5,435 ～4,076	5,620 ～4,545
年間給与額 (最高～最低)(千円)		1,900 ～1,570	3,416 ～1,551	4,048 ～2,296	2,146 ～1,622	3,194 ～1,995	4,789 ～2,665	5,776 ～3,266	6,711 ～4,529	6,975 ～5,263	7,769 ～5,437	7,835 ～6,420

④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	55.9		55.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	44.1		44.1
	最高～最低(%)	49.7～28.4		49.7～28.4
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	64.4		64.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	35.6		35.6
	最高～最低(%)	49.7～28.4		49.7～28.4

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減	
給与・報酬等支給総額(A)	3,879,166	7,768,762	－	(－)
退職手当支給額(B)	406,375	748,967	－	(－)
非常勤役職員等給与(C)	79,030	78,521	－	(－)
福利厚生費(D)	929,584	1,772,903	－	(－)
最広義人件費(A+B+C+D)	5,294,155	10,369,153	－	(－)

総人件費について参考となる事項

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、表に記載された金額は、平成20年度上半期の実績額である。

【人件費削減の取組みの状況(総人件費削減計画等)】

- (1)当公庫において設定した削減目標
[行政改革の重要方針](平成17年12月24日閣議決定)に基づき、平成22年度までに平成17年度末(予算定員ベース: 924名)比で△5%の人員を削減する。
(2)また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組む。
(3)進捗状況
平成19年度末の進捗状況は△1.30%

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上期)
人員数(人)	924	918	912	－
人員純減率(%)		△0.65	△1.30	－

Ⅳ 法人が必要と認める事項

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、当年度の金額等の表記は、平成20年度上半期の数字となっている。
そのため、平成19年度実績等との比較ができない箇所がある。

中小企業金融公庫

Ⅰ 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

- ①平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方
役員の特例手当について、その者の職務実績に応じこれを増額し、または減額することができるものとしている。
②役員報酬基準の改定内容
総裁 平成20年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の14→100分の16)を行った。
副総裁 平成20年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の14→100分の16)を行った。
理事 平成20年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(東京都特別区に在勤する役員については100分の14→100分の16、大阪府大阪市に在勤する役員については100分の12→100分の13)を行った。
監事 平成20年度の国家公務員の給与改定に準じ、特別調整手当の支給割合の引上げ(100分の14→100分の16)を行った。
監事(非常勤) 改定は行っていない。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
総裁	10,938	6,846	2,997	1,095 (特別調整手当)			
副総裁	9,385	5,874	2,572	939 (特別調整手当)		9月30日	*※
A理事	4,134	1,667	2,213	266 (特別調整手当) △12 (通勤手当)		5月31日	*
B理事	4,021	3,388	—	542 (特別調整手当) 91 (通勤手当)	6月1日		*※
C理事	8,163	5,082	2,225	813 (特別調整手当) 43 (通勤手当)			*
D理事	5,486	2,787	2,225	446 (特別調整手当) 28 (通勤手当)		7月10日	◇
E理事	8,194	5,082	2,225	813 (特別調整手当) 74 (通勤手当)		9月30日	※
F理事	8,272	5,082	2,225	765 (特別調整手当) 82 (単身赴任手当) 118 (通勤手当)		9月30日	※
G理事	8,570	5,082	2,225	813 (特別調整手当) 450 (通勤手当)			※
H理事	8,195	5,082	2,225	813 (特別調整手当) 75 (通勤手当)		9月30日	※
I理事	4,200	1,667	2,213	266 (特別調整手当) 54 (通勤手当)		5月31日	※
J理事	2,204	1,885	—	301 (特別調整手当) 18 (通勤手当)	7月25日		*
A監事	7,361	4,596	2,012	735 (特別調整手当) 18 (通勤手当)		9月30日	*※
B監事(非常勤)	3,066	3,066	—			9月30日	※

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3: A理事の通勤手当△12千円は、退任による返納分である。

注4: 当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、表に記載された金額は、平成20年度上半期の実績額である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) (千円)	法人での 在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
総裁		年 月			該当者なし	
副総裁	13,054	年 5 月 9	平成20年9月30日	1.4	業績勘案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*※
理事A	1,482	年 1 月 2	平成20年5月31日	1.0	業績勘案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事B	4,976	年 3 月 11	平成20年5月31日	1.0	業績勘案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事C	—	年 月	平成20年7月10日	—	役員出向者については、内部規程の定めに従い、退職手当は支給しない。	◇
理事D	8,664	年 5 月 3	平成20年9月30日	1.2	業績勘案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事E	3,684	年 2 月 5	平成20年9月30日	1.2	業績勘案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事F	2,159	年 1 月 5	平成20年9月30日	1.2	業績勘案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
監事A	1,340	年 1 月 2	平成20年9月30日	1.0	業績勘案率は、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*※
監事B(非常勤)	—	年 月	平成20年9月30日	—	非常勤の役員については、内部規程の定めに従い、退職手当は支給しない。	※

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て決定された人件費予算の範囲内で適正に執行する。また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき人件費の管理を行う。

②職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢に適合したものとなるように考慮し決定する。また、国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、かつ労使間の協議を経て、給与改定を行う。

イ 職員の発揮した能力または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を昇給や奨励手当に反映させる。また、職務遂行能力が高い職員については昇格を行う。

〔能力、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本俸	対象期間における勤務成績を5段階に区分し、成績段階に応じた号俸数をもって昇給を行う。
奨励手当(査定分)	対象期間における勤務成績を4段階に区分し、成績段階に応じた成績率をもって支給を行う。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

○国家公務員に対する給与構造改革等を踏まえた改定

- ・地域間格差が適切に反映されるよう特別都市手当の支給割合を改定した。
- ・8月に組織改正を行い、それに伴う役職手当の見直しを行った。

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成20年度の給与額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	1,760	38.7	3,951	2,845	77	1,106
事務・技術	1,756	38.7	3,952	2,845	77	1,107
自動車運転手	4	52.3	3,425	2,518	57	907

注:研究職種、医療職種および教育職種については該当者なしにより省略。

在外職員	2					
------	---	--	--	--	--	--

注:在外職員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

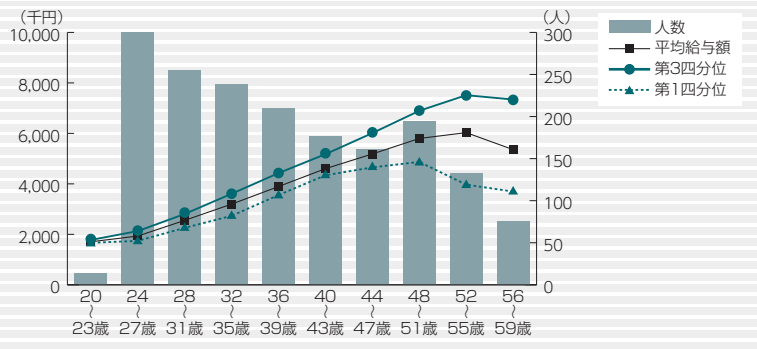
再任用職員	13	61.8	1,730	1,730	91	—
事務・技術	13	61.8	1,730	1,730	91	—

注:研究職種、医療職種および教育職種については該当者なしにより省略。

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注2:任期付職員および非常勤職員は該当者がいないため省略。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
代表的職位					
・本部課長	81	45.9	5,399	5,785	6,182
・本部係員	180	38.0	2,265	2,915	3,561

③職級別在职状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級	特別等級
標準的な職位		部店長	部店長	支店長 次長	次長 課長	課長	課長 係員	係員	係員	係員	係員	係員	係員
人員(割合)	1,756 (0.3%)	6 (1.7%)	29 (6.5%)	115 (6.5%)	136 (7.7%)	145 (8.3%)	299 (17.0%)	130 (7.4%)	153 (8.7%)	233 (13.3%)	405 (23.1%)	87 (5.0%)	18 (1.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		58～55	57～50	57～47	57～44	56～40	58～34	47～31	50～28	59～25	59～23	28～23	59～57
所定内給与年額 (最高～最低)(千円)		5,852 ～5,437	5,727 ～4,910	5,588 ～4,440	4,996 ～3,697	4,552 ～3,250	4,100 ～2,560	3,079 ～2,203	4,035 ～1,805	3,032 ～1,439	3,069 ～1,224	1,576 1,127	4,568 3,437
年間給与年額 (最高～最低)(千円)		8,559 ～7,969	8,362 ～7,188	8,163 ～6,518	7,220 ～5,389	6,501 ～4,679	5,878 ～3,421	4,271 ～3,060	5,535 ～2,478	4,164 ～1,954	4,194 ～1,663	2,083 ～1,531	5,679 ～3,437

④賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	65.1		65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	34.9		34.9
	最高～最低(%)	37.2～31.0		37.2～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	65.1		65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	34.9		34.9
	最高～最低(%)	37.2～0.0		37.2～0.0

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

年額を算出できないので、比較することができない。

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額(A)	8,107,142	16,549,549	－	－
退職手当支給額(B)	846,145	1,621,426	－	－
非常勤役員等給与(C)	31,038	28,454	－	－
福利厚生費(D)	1,883,051	3,852,725	－	－
最広義人件費(A+B+C+D)	10,867,376	22,052,154	－	－

総人件費について参考となる事項

○給与、報酬等支給総額および最広義人件費について

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、表に記載された金額は、平成20年度上半期の実績額である。

○人件費削減の取組みの状況

(i) 主務大臣から示された人件費削減の取組みに関する事項

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)および給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うものとする。

(ii) 当公庫において設定した目標等

「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間に於いて、人員について5%以上の削減を行う。

国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。

(iii) 進捗状況

・基準日(平成17年度)の人員数 2,120人

・各年度末の人員数 18年度2,106人 19年度2,085人

・当年度末までの各年度の人員純減率 18年度△0.7% 19年度△1.7%

計算式(18年度) = (2,106人 < 18年度末日の人数 > - 2,120人 < 基準日の人数 >) ÷ 2,120人 < 基準日の人数 > × 100

計算式(19年度) = (2,085人 < 19年度末日の人数 > - 2,120人 < 基準日の人数 >) ÷ 2,120人 < 基準日の人数 > × 100

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上期)
人員数(人)	2,120	2,106	2,085	－
人員純減率(%)		△ 0.7	△ 1.7	－

Ⅳ 法人が必要と認める事項

当公庫は、平成20年10月1日付で解散したため、当年度の金額等の表記は、平成20年度上半期の数字となっている。そのため、平成19年度実績等との比較ができない箇所がある。

国際協力銀行

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬については、国会で認められた予算に従い、国家公務員指定職に準じた水準としている。

②役員報酬基準の改定内容

総裁 国家公務員に準拠した特別調整手当の支給率の引上げ(2%)の実施(平成20年4月1日施行)

副総裁 国家公務員に準拠した特別調整手当の支給率の引上げ(2%)の実施(平成20年4月1日施行)

理事 国家公務員に準拠した特別調整手当の支給率の引上げ(2%)の実施(平成20年4月1日施行)

理事(非常勤) 該当者なし。

監事 該当者なし。

監事(非常勤) 平成20年度における改定なし。

(注) 特別調整手当とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額(千円)				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
総裁	13,350	7,266	4,921	1,163 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	*
副総裁	10,575	6,618	2,898	1,059 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	※
理事A	8,907	5,574	2,441	892 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	◇
理事B	6,126	3,177	2,441	508 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		7月13日	◇
理事C	10,241	5,574	3,775	892 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	*
理事D	2,329	2,008	0	321 (特別調整手当) 0 (通勤手当)	7月27日	9月30日	*
理事E	8,907	5,574	2,441	892 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	※
理事F	10,287	5,574	3,775	892 (特別調整手当) 46 (通勤手当)		9月30日	※
理事G	8,907	5,574	2,441	892 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	※
理事H	10,382	5,574	3,775	892 (特別調整手当) 141 (通勤手当)		9月30日	※
A監事(非常勤)	3,060	3,060	0	0 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	
B監事(非常勤)	3,060	3,060	0	0 (特別調整手当) 0 (通勤手当)		9月30日	

注: 本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

・前職の各対象の範囲は以下のとおり。

「退職公務員」: 本府省の課長・企画官相当職以上ならびに施設等機関、特別の機関その他の付属機関および地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者(下記①から③までは役員出向者に該当する者を除く。)とする。

①国立大学・国立高等専門学校等の学長その他の教官等 ②退職後10年以上民間会社等の役員歴のある者 ③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者

「役員出向者」: 国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の3第1項に規定する独立行政法人等の役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者とする。

「独立行政法人等の退職者」: 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者とする。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) (千円)	法人での 在職期間	退職年月日	業績助案率	摘要	前職
総裁	24,332	年7月4日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。 なお、支給額のうち、業績助案率の適用対象は12,706千円。	*
副総裁		年 月			該当者なし	
理事A	2,090	年1月0日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	*
理事B	3,135	年1月6日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
理事C	2,090	年1月0日	平成20年9月30日	1.5	業績助案率については、内部規程の定めに従い、外部有識者からなる業績評価委員会が決定。	※
監事(非常勤)		年 月			該当者なし	

注:本表の「前職」欄の「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

・前職の各対象の範囲は以下のとおり。
「退職公務員」:本省の課長・企画官相当職以上ならびに施設等機関、特別の機関その他の付属機関および地方支分部局の本省課長・企画官相当職以上で退職した者(下記①から③までは役員出向者に該当する者を除く。)とする。
①国立大学・国立高等専門学校等の学長その他の教官等 ②退職後10年以上民間会社等の役員歴のある者 ③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者
「独立行政法人等の退職者」:独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者とする。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①人件費管理の基本方針

国会で認められた予算の範囲内で厳格に執行管理を行うとともに、さらなる業務の効率化等により、人件費の抑制に努めている。

②職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

我が国の対外経済政策・経済協力の遂行を担う当行の業務を適切にこなし得る人材を確保すべく、国際業務展開を行う民間金融機関等における給与水準を踏まえつつ、給与水準を決定している。なお、国家公務員の給与動向も踏まえ、人事院勧告を踏まえた給与改定を行っている。

イ 職員の発揮した能力または職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績をより的確に給与に反映すべく、成果面の評価と、職員に求められる役割の実践度の評価の二本立てとした人事制度を導入し(平成14年4月)、当該評価を翌年度の賞与および俸給の昇降給に反映させている。

〔能力、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	職員に求められる役割の実践度の評価等を翌年度の俸給の昇降給に反映させている。
賞与	成果面の評価等を翌年度の賞与に反映させている。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

平成19年度人事院勧告を踏まえ、以下のとおり実施。

・扶養親族である子等に係る扶養手当支給額の引き上げ(月額500円)。(参考:国家公務員は平成19年度から実施)

2 職員給与の支給状況

①職種別支給状況

区分	人員(人)	平均年齢(歳)	総額	平成20年度の年間給与と額(平均)(千円)		
				うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	634	37.8	4,205	2,995	78	1,210
事務・技術	629	37.7	4,216	3,002	79	1,214
研究職種	該当者なし					
教育職種	該当者なし					
その他職種	5	54.3	2,875	2,104	9	771

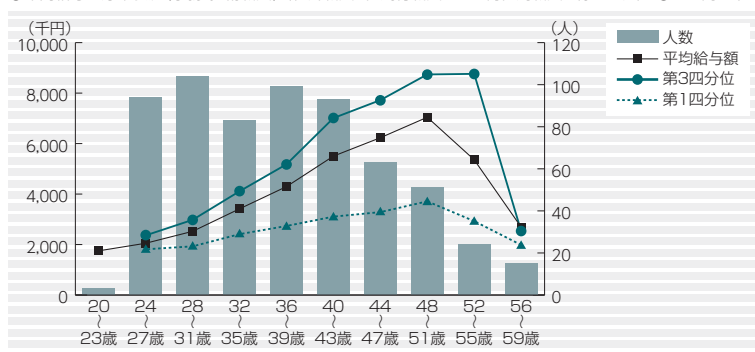
(注):「その他職種」とは自動車運転手を指す。

在外職員	60	38.6	7,801	6,782	0	1,019
------	----	------	-------	-------	---	-------

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。

注:任期付職員・再任用職員・非常勤職員は、該当者がいないため記載を省略。

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員および再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。)



注:①:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20-23歳年齢階層については、該当者が4名以下のため、第1-第3分位の折れ線を記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員(人)	平均年齢(歳)	四分位第1分位(千円)	平均(千円)	四分位第3分位(千円)
マネジメントバンド	44	50.2	8,510	8,621	8,840
マネージャーバンド	132	43.4	6,645	6,914	7,398
非管理職	453	34.8	2,125	2,892	3,479

注:本法人には「本部課長担当職」、「本部係員」という職位区分がないため、本法人の代表的職位区分に即して掲載した。

③ 職級別在職状況等(平成20年9月30日現在)(事務・技術職員)

区分	計	マネジメントバンド	マネージャーバンド	非管理職
標準的な職位		部長	次長・課長	調査役・主任
人員(割合)	629	44 (7.0%)	132 (21.0%)	453 (72.0%)
年齢(最高～最低)(歳)		56～46	52～38	59～23
所定内給与年額 (最高～最低)(千円)		6,234 ～5,460	5,470 ～3,975	3,778 ～1,037
年間給与額 (最高～最低)(千円)		9,057 ～7,788	7,989 ～5,384	5,257 ～1,446

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)(%)	0	0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	100	100
	最高～最低(%)	100	100
一般職員	一律支給分(期末相当)(%)	0	0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)(%)	100	100
	最高～最低(%)	100	100

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)
平成20年度の年額を算出することができないため、比較することができない。

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度(平成20年度)(千円)	前年度(平成19年度)(千円)	比較増△減
給与、報酬等支給総額(A)	4,270,089	8,627,624	千円 () %
退職手当支給額(B)	455,671	723,683	千円 () %
非常勤役職員等給与(C)	6,120	12,240	千円 () %
福利厚生費(D)	912,069	1,754,852	千円 () %
最広義人件費(A+B+C+D)	5,643,949	11,118,399	千円 () %

(注)当法人は平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫および独立行政法人国際協力機構へ組織移行したことから、「当年度」欄には平成20年4月1日から平成20年9月30日までの期間の金額を記載している。このため、「比較増△減」欄は記載していない。

総人件費について参考となる事項

1.「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組状況

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成17年度予算定員879人を基準として、5年間で5%以上の人員削減の取組みを行うことを基本としている。

(進捗状況)

基準日の人員数 879名
 各年度末の人員数 平成18年度875名、平成19年度871名、平成20年度(上期)871名
 各年度末日までの人員純減率 平成18年度0.5%、平成19年度0.9%、平成20年度(上期)0.9%

(人員純減の場合) 総人件費改革の取組状況

年度	基準年度(平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度(上期)
人員数(人)	879	875	871	871
人員純減率(%)		△0.5	△0.9	△0.9

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし

日本政策金融公庫法

株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)(抜粋)

(目的)

第一条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

(株式の政府保有)

第三条 政府は、常時、公庫の発行済株式の総数を保有していなければならない。

(政府の出資)

第四条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に出資することができる。

(役員等の選任及び解任等の決議)

第六条 公庫の役員等(取締役、執行役及び監査役をいう。以下同じ。)の選任及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 公庫の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務(同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。)を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。)を行うこと。

二 別表第二に掲げる業務を行うこと。

三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の規定による保険を行うこと。

四 別表第三に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。)を行うこと。

五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

六 前各号に掲げる業務(第四号に掲げる業務にあつては、別表第三第七号に掲げるものを除く。)に附帯する業務を行うこと。

2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者(以下「指定金融機関」という。)が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。

二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であつて前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

ては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第四号、第六号、第八号の二若しくは第八号の三に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

四 第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号、第五号、第七号、第八号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、同表第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務（以下「信用保険等業務」という。）

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務

七 危機対応円滑化業務

（決算報告書の作成及び提出）

第四十四条 公庫は、第四十条第二項の規定による貸借対照表等の提出をした後、予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書（当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条から第四十六条までにおいて同じ。）を作成し、当該決算報告書に関する監査役又は監査委員会の意見を付し、当該提出をした貸借対照表等を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表等を添え、内閣に送付しなければならない。

（国庫納付金）

第四十七条 公庫は、第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならない。

2 公庫は、前項のそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、同項の準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならない。

3 信用保険等業務に係る勘定に属する剰余金の額が零を下回る場合において第四条第三項及び附則第五条第一項の規定により整理した当該勘定に属する資本金又は準備金の額を減少することにより公庫が行う当該剰余金の処理の方法は、政令で定める。

6 公庫は、第四十三条第一項の規定により経営改善資金特別準備金の額を減少した日の属する事業年度以後の各事業年度において、第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する利益の額として主務省令で定める方法により算定される額が生じた場合には、その額に相当する額をもって、経営改善資金特別準備金の額を附則第六条第一項の規定により経営改善資金特別準備金に充てることとした額に達するまで増加しなければならない。

7 公庫は、第一項、第二項及び前項の規定による場合を除き、その剰余金の配当その他の剰余金の処分及び第四十一条各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分を行ってはならない。

（政府の貸付け）

第四十八条 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。

（国内金融業務等の借入金及び社債）

第四十九条 公庫が国内金融業務（信用保険等業務を除く。第五項において同じ。）及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金の借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

5 公庫は、国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する

政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（国際協力銀行業務の借入金及び社債）

第五十条 公庫が第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金の借入れ又は第四十八条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。

（政府保証）

第五十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、公庫の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。以下「外資受入法」という。）第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

（監督）

第五十八条 公庫は、主務大臣がこの法律又は中小企業信用保険法の定めるところに従い監督する。

- 2 主務大臣は、公庫の運営又は管理について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときその他この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第五十九条 主務大臣は、この法律又は中小企業信用保険法を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託法人（第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。）に対して報告をさせ、又はその職員に、公庫若しくは受託法人の事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託法人に対しては、その委託を受けた業務の範囲内に限る。

（定款）

第六十一条 公庫の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、代表取締役又は代表執行役のうち経営責任を担うべき者の選任の方法及び要件に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 前項の経営責任を担うべき者の選任の要件に関する事項については、次に掲げる要件を満たすものでなければならない旨を定めなければならない。
 - 一 第一条に規定する目的及び第十一条に規定する業務に照らし必要と認められる識見及び能力を有する者が選任されること。
 - 二 特定の公務の経歴を有する者が固定的に選任されることがないように十分に配慮すること。
- 3 公庫の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）

第六十二条 公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに公庫の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章及び第四章第一節の規定にかかわらず、別に法律で定める。

（主務大臣）

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 役員及び職員その他管理業務に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
- 二 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第一号及び第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第一号及び第二号の中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附随する業務並びにこれらの業務に

係る財務及び会計に関する事項 財務大臣

三 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第一号及び第九号に掲げる業務（同表第一号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る業務、別表第二第九号に掲げる業務にあつては別表第一第三号から第七号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は同表第三号から第七号までの中欄に掲げる者に係る別表第二第一号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣及び厚生労働大臣

四 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第八号から第十三号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務並びに同項第二号の規定による別表第二第二号及び第九号に掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第八号から第十三号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第二号に掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 農林水産大臣及び財務大臣

五 第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十四号及び第十五号の中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務、同項第二号の規定による別表第二第三号から第九号までに掲げる業務（同号に掲げる業務にあつては、別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は別表第二第三号から第八号の三までに掲げる業務と密接な関連を有するものに限る。）並びに同項第三号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣

七 危機対応円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（協議）

第六十五条 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

- 一 第六条の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第八条ただし書の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第六十一条第三項の規定による認可をしようとするとき。

附則

（公庫の業務の在り方の検討）

第四十七条 政府は、公庫の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、公庫が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、第十一条第一項の規定による別表第一第十四号に掲げる資金の貸付けの業務その他の公庫の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、公庫の成立後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案しつつ、指定金融機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第十一条関係）

一	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（第三号から第七号までに掲げる資金を除く。）
二	教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であって、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの	小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。）
三	生活衛生関係営業者	政令で定める施設又は設備（車両を含む。以下この表において同じ。）の設置又は整備（当該施設又は設備の設置又は整備に伴って必要となる施設の設置又は整備を含む。）に要する資金その他当該生活衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金であって政令で定めるもの
四	生活衛生関係営業者が営む生活衛生関係営業に使用される者であって、当該生活衛生関係営業に使用されている年数を勘案して主務省令で定める基準に該当するもの	その者が新たに当該生活衛生関係営業と同一の業種に属する生活衛生関係営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金
五	生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会その他これらに準ずる者であって、物品の製造その他の政令で定める事業を営むもの	当該事業を営むために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を営むために必要な資金であって、政令で定めるもの
六	生活衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者	当該研究を行うために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金
七	理容師又は美容師を養成する事業（理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。）を営む者	理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金
八	農林漁業者	農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって、次に掲げるもの（資本市場からの調達が困難なものに限る。） イ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。ハにおいて同じ。）の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金 ハ 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ニ 果樹の植栽又は育成に必要な資金（果樹の育成に必要な資金については、別表第五第一号及び第五号に掲げる資金に係るものに限る。） ホ 果樹以外の永年性植物であって主務大臣の指定するもの（以下「指定永年性植物」という。）の植栽又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち指定永年性植物の植栽に係るものに限る。） ヘ 家畜の購入又は育成に必要な資金（別表第五第一号に掲げる資金に係るもの及び同表第五号に掲げる資金のうち家畜の購入に係るものに限る。） ト 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの チ 農業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの リ 造林に必要な資金 ヌ 森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金 ル 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金 ロ 漁業経営の維持に必要な資金であって主務大臣の指定するもの ワ 林業経営の改善のためにする森林（森林とする土地を含む。）の取得又は森林の保育その他の育林に必要な資金であって主務大臣の指定するもの カ 漁港施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 コ 漁船の改造、建造又は取得に必要な資金 タ 漁業経営の安定に必要な資金であって主務大臣の指定するもの セ 漁業経営の改善のためにする漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ソ 漁船の隻数の縮減、漁業の休業その他の漁業の整備に伴い必要な資金であって主務大臣の指定するもの ツ 製塩施設の改良、造成又は取得に必要な資金 ネ 農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金 ナ イからネまでに掲げるもののほか、農林漁業の持続的かつ健全な発展に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金（当該施設の改良、造成、復旧又は取得に関連する資金を含む。）であって主務大臣の指定するもの
九	農畜水産物の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であって、当該卸売市場の一部であると認めることを相当とするもの（以下「付設集団売場」という。）を含む。）を開設する者であって地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行う者（以下「卸売業者」という。）若しくは仲卸しの業務（農畜水産物の卸売市場を開設する者が当該卸売市場内に設置する店舗において当該卸売市場の卸売業者から卸売を受けた農畜水産物を仕分けし又は調製して販売する業務をいう。）を行う者（以下「仲卸業者」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となっている法人であって当該卸売若しくは仲卸しの業務の改善を図るため当該構成員若しくは出資者たる卸売業者若しくは仲卸業者の業務の一部に相当する業務を行うもの	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該卸売市場（付設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲卸しの業務に必要な施設であって農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るため特に必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要なもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十	農林畜水産物のうちその生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められるもの（以下「特定農林畜水産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業であって、当該事業により特定農林畜水産物につき新規の用途が開かれ、又は当該事業において加工原材料用の新品種に属する特定農林畜水産物が使用され、当該特定農林畜水産物の消費が拡大されたと認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、その製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得その他新規の用途の開発若しくは採用又は品種の育成若しくは採用に必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）

十一	指定地域（地勢その他の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものをいう。以下同じ。）内において生産される農林畜水産物（以下「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であって、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、当該新商品の研究開発等を行うために必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うために必要なものであって主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十二	食品（飲食品のうち薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。）若しくは飼料の製造、加工若しくは流通（以下「食品の製造等」という。）の事業を営む者又はこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を提出している法人で食品の製造等の事業の振興を目的とするものを含む。）	食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金で、食品の製造等に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要なもの（当該施設が主務大臣の指定する事業の用に供されるものである場合には、当該施設の改良、造成又は取得に関連する当該事業に必要な資金を含む。）又は食品の製造等に関する高度な新技術の研究開発若しくは利用（これらのために特別に費用を支出して行うもの又は当該新技術の利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なものであって、主務大臣の指定するもの（前三号に掲げるものを除き、中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十三	指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置する者	当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金であって他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するもの（中小企業者に対するものであってその償還期限が十年を超えるものに限る。）
十四	中小企業者	事業の振興に必要な資金（特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものに限る。）
十五	信用保証協会	その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金

別表第二（第十一条関係） 証券化支援業務（略）

別表第三（第十一条関係）

一	設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
二	重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
三	我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金（短期資金を除く。）を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
四	外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
五	外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。
六	海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。）に対して当該事業に必要な資金を出資すること。
七	前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

平成21年8月発行

発行：株式会社 日本政策金融公庫 広報部

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

TEL 03-3270-0631

ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp/>

